

令和4年6月版

(令和2年5月版・同3年5月版追補)

原子力損害賠償事例集

第2部

(個票：公表番号1711～1793)

原子力損害賠償紛争解決センター
(文部科学省 研究開発局 原子力損害賠償紛争和解仲介室)

1 事案の概要

公表番号	1711		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)に居住していた申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人夫については申立人妻及び子らとの別離を余儀なくされたことを考慮して平成23年12月分から平成27年12月分まで、申立人妻については乳幼児を養育しながらの避難となったことを考慮して平成23年6月分から末子が小学校に入学する日の前月である平成29年3月分まで、申立人夫婦それぞれに月額3万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H31.1.28	全部和解成立日	R2.8.31
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,470,000	H23.12~H27.12	※1
小計			1,470,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,100,000	H23.6~H29.3	※2
小計			2,100,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,570,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(原発事故当時は夫。)は、申立人B(追加申立て。原発事故当時は妻。)及び乳幼児であった3人の子供と共に帰還困難区域(大熊町)所在の自宅で居住していたところ、原発事故により家族全員で関東地方に避難したため、大熊町にあった勤務先を退職せざるを得なくなったが、関東地方の新たな再就職先では度々出張を命じられたため、週末を除いて他の家族と避難先で同居できず別離を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を求めた。東京電力は、原発事故当時の申立人Aの勤務先であった会社は、原発事故後もいわき市で業務を継続しており、申立人Aが離職を余儀なくされたとはいえず、また、申立人Aの再就職先での出張は、労働条件の問題であり、原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、申立人Aが原発事故当時の勤務先から原発事故により事業継続が不可能になったと説明を受けて解雇されたこと、同勤務先では申立人Aの転勤の可能性がなかったこと、避難先での再就職先では当初出張がなかったが出張を命じられれば断れる立場にはなかったこと等の事情を考慮し〔調査官による電話聴取事項報告書〕、原発事故と申立人Aが家族と別離を強いられたこととの間に相

当因果関係を認め、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人Aの出張による家族の別離が生じた平成23年12月から申立人A及びBが離婚した平成27年12月まで月額3万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離があるなど、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、申立人A及び乳幼児であった3人の子供と共に帰還困難区域（大熊町）で所在の自宅で居住していたところ、原発事故により家族全員で関東地方に避難したが、乳幼児3人を連れながらの避難生活は通常の避難者の避難生活と比べて過酷だったとして、日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの避難先が申立人Bの実家であったことから、通常の避難者と比較して精神的苦痛が特別大きかった事情は確認できないなどと主張して争った。パネルは、申立人らは、平成23年6月から申立人Bの実家を離れて神奈川県の上野原市に転居し、親戚や友人等がいない慣れない土地において乳幼児3人を連れながらの避難生活を継続していること等の事情を考慮し〔調査官による電話聴取事項報告書〕、申立人Bが被った精神的苦痛は通常の避難者と比べて大きかったと認め、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、借上げ住宅に転居した平成23年6月から末子が小学校に入学した前月である平成29年3月まで月額3万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、乳幼児の世話を恒常的に行ったことなど、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第四次追補第2の2）

申立人Aは、原発事故による避難に伴い、原発事故当時よりも家賃が増加したとして、原発事故が無ければ従前どおりに居住できたであろう期間として、申立人が平均余命に達するまでの約40年余りの期間に係る家賃の差額分の賠償を求めた。東京電力は、直接賠償手続において住居確保損害として8年分の家賃の差額分の賠償を提示済みであるがそれ以上の賠償には応じられないと主張して争ったほか、申立人らは離婚により世帯が分離しており、上記8年分の家賃の差額分の賠償にあたっては申立人Bらの承諾が必要となることも主張した。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1712		
事案の概要	自主的避難等対象区域(伊達市)に居住し、原発事故に伴い避難した申立人ら(父母及び未成年の子2名)について、平成26年4月分までの避難費用、生活費増加費用等が賠償されたほか、申立人らの居住していた地区内に特定避難勧奨地点に設定された世帯が存在すること、申立人らの原発事故時の住所地の放射線量、生活状況及び避難状況等を考慮し、同地点が設定された平成23年11月分から同設定の解除後相当期間が経過する平成25年3月分まで1人当たり月額7万円の精神的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	R1.10.3	全部和解成立日	R2.9.1
事故時住所	伊達市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	2,005,750	H23.11～H24.4	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,190,000	H23.11～H25.3	※3
小計			3,235,750		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	1,310,196	H24.5～H24.10	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,190,000	H23.11～H25.3	※3
小計			2,540,196		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,190,000	H23.11～H25.3	※3
小計			1,390,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,190,000	H23.11～H25.3	※3
小計			1,390,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	180,400	H23.3～H26.4	※4
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	65,600	H23.3～H23.12	※4
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	131,200	H24.1～H26.4	※4
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H23.3～H23.12	※4
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	210,000	H23.3～H26.4	※4
全部和解	避難雑費		1,108,000	H24.1～H26.4	※4
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	196,800	H24.1～H26.4	※4
小計			2,192,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,747,946
	弁護士費用	322,438
	手続内で処理された既払金合計額	1,360,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行したものがいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人A（母）及びB（父）の避難に伴う就労不能損害（減収分）について、申立人Aにつき平成23年11月から平成24年4月まで、申立人Bにつき平成24年5月から同年10月までを相当期間として賠償が認められたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円（大人である申立人A及びB）及び40万円（18歳以下の子供である申立人C及びD）（いずれも本和解外で東京電力により支払済み。）のうち、それぞれ4万円及び20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難等対象区域（伊達市）所在の自宅で生活していたところ、原発事故の影響により、自宅の庭先から毎時2.3マイクロシーベルトの放射線量が検出されたこと等から〔福島県実施の測定結果のお知らせ〕、被曝を避けるために家族全員での避難を決定し、まず、平成23年10月に申立人A（母）とその子である申立人C及びD（いずれも未成年者）が福島県外に避難した後、平成24年5月に申立人B（父）も申立人A、C及びDの避難先に避難し、避難生活によって精神的苦痛を被ったとして賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補に基づき自主的避難に係る損害を賠償済みであり、既払金を超える損害は認められないと主張して争った。パネルは、申立人らの居住地から検出された放射線量及び平成23年11月に申立人らの自宅の近隣が特定避難勧奨地点に設定された事情等を踏まえて申立人らを避難等対象者に準じる者と判断し、自宅の近隣が特定避難勧奨地点に設定された平成23年11月から、同設定の解除から相当期間経過後の平成25年3月までとして、一人当たり月額7万円の精神的損害の賠償を認める和解案

を提示した。

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円のうち4万円を精神的損害に対する賠償と認め、18歳以下である者については、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分40万円のうち20万円を精神的損害に対する賠償と認めているほか、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象になると認め、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、申立人らの事情を踏まえ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、原発事故により、自主的避難等対象区域（伊達市）から福島県外への避難を余儀なくされたとして、避難に伴う避難交通費、宿泊費等、引越費用〔写真〕、一時帰宅費用〔領収証〕、家財道具購入費〔写真〕、二重生活に伴う生活費増加分及び避難雑費の賠償を求めた。東京電力は、中間指針等に定められた基準に基づく支払金額に含まれており、当該金額を超えて支払うべき事情は見受けられない、遅くとも平成24年9月以降については、自主的避難を行うような心理が、平均的・一般人を基準としつつ、原発事故当初と同等の合理性を有していると考え難いこと、また、申立人らは平成25年10月に自宅を売却しており避難は終了しているなどと主張して争った。パネルは、申立人らは放射線量が低下すれば自宅に戻りたかったものの自宅の住宅ローンと避難生活の生活費とが負担となり致し方なく自宅を売却せざるを得なかったこと等の事情に鑑み、自宅を売却してから半年程度の相当期間を考慮して、平成26年4月までの避難費用、一時帰宅費用、家財道具購入費、二重生活に伴う生活費増加分（二重生活を強いられた平成23年10月から平成24年4月まで月額3万円。）及び避難雑費（申立人C及びDに、それぞれ平成24年1月から平成26年3月まで月額2万円、平成26年4月はそれぞれに月額1万4000円。）等の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る被害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1713		
事案の概要	会津地域においてペンを営む申立人の風評被害による営業損害(逸失利益)について、東京電力の直接請求手続では原発事故直前年度の平成22年1月から同年12月までの売上げを基準期間の売上額として算定されたが、申立人が平成21年及び平成22年において親戚の看護等のため休業していた期間があること等を考慮し、平成18年から平成22年までの5年間(それぞれ1月から12月まで)の売上げの平均を基準期間の売上額とし、平成23年3月分から平成27年7月分までの逸失利益及び東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく平成27年8月分以降の損害が賠償された事例(ただし、直接請求手続における既払金を控除している。)		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の3(2)ア	

2 基本情報

申立日	R1.9.12	全部和解成立日	R2.9.8
事故時住所	会津地域		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		13,221,182	H23.3~H27.7	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		4,900,472	H27.8以降	※1
小計			18,121,654		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	18,121,654
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	8,943,439

※1 中間指針第7の3、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、会津地域においてペンを営んでいるところ、原発事故に伴う風評被害により売上げが減少したとして〔確定申告書〕、東京電力の直接請求手続において平成23年3月から平成25年9月までの営業損害(逸失利益)の賠償を受けていたが、その際に原発事故がなければ得られたであろう売上げを平成22年度の売上げに基づき算定されたことを不服とし、原発事故前の直近3年間で一番高い売上げがあった年度を使用すべきであると主張して、逸失利益の算定方法の見直しを含めた平成23年3月から令和元年9月までの風評被害による逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、平成23年3月から平成27年7月までの損害分及び平成27年8月以降の将来顕在化する損害分を含めた逸失利益として、既払額を控除した残額の限度で支払うと回答したが、逸失利益の算定の際の基準年度の変更については、申立人の同意によって決定された基準年度を変更するような特別の事情は見当たらないと主張して争った。パネルは、直接請求手続において基準とされた平成22年度の売上げが、申立人の身内の看病のための休業期間を含む売上げであった事情等を踏まえ、逸失利益の再算定を認め、原発事故がなければ得られたであろう売上金額を、申立人の平成18年度から平成22年度までの売上げの平均売上金額を用いて算定

し、賠償期間を平成23年3月から平成27年7月までと平成27年8月以降に分けて逸失利益の再算定を行い、再算定後の金額から直接請求手続による既払金を控除した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の3 Iは、福島県に営業の拠点がある観光業については、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認められると規定し、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、合理的な算定方法の代表的な例として、平成20年度から平成22年度までの各年度の収入額に変動が大きいなどの事情がある場合には、平成22年度以前の5年度分の平均値（加重平均を含む。）と規定しているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第2）

申立人は、原発事故当時、茨城県にある実家を訪問していたところ、原発事故により、急遽、会津地方の自宅に戻る必要が生じたとして、移動に係る費用の賠償を求めたのに対して、東京電力は、会津地方の自宅に戻る費用は避難費用とはいえず、申立人の居住地域は避難等対象区域に該当せず、自主的避難等対象区域にも該当しないため、原発事故と相当因果関係がある損害とはいえないと主張して争った。パネルは、和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1714		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)において水産物の仲卸業を営み、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく請求においては相当因果関係が認められないとして年間逸失利益の1倍相当額の賠償を受けた申立会社の平成27年8月以降の営業損害(逸失利益)について、避難指示等対象区域内にある一部の取引先に係る減収額に貢献利益率を乗じた上で、原発事故前からの申立会社の売上減少傾向も考慮し、原発事故の影響割合を8割として算定した損害額(ただし、上記1倍相当額の既払金を除く。)の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	R1.5.7	全部和解成立日	R2.9.14
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		55,980,109	H27.8以降	※1
小計			55,980,109		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	55,980,109
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	29,582,700

※1 中間指針第7の2

申立人は、自主的避難等対象区域(いわき市)で水産物の卸売業を営んでいたところ、原発事故に伴う風評被害により売上げが減少したとして、東京電力の直接請求手続によって営業損害(逸失利益)の賠償を受けていたが、平成27年8月以降の賠償については年間逸失利益の1倍相当額の賠償しか受けておらず、申立人の取引先のうち避難指示等対象区域内所在の取引先に対する売上減少は継続していると主張し、平成28年8月から平成30年3月までの営業損害(逸失利益)の賠償を求めた。東京電力は、申立人の損害は直接請求手続における既払金額で十分に補填されており、また、申立人の売上減少は会社全体で検討すべきであり避難指示等対象区域内所在の特定の取引先のみを抜き出して損害額を算定することは適切ではないなどと主張して争った。パネルは、申立人が売上減少を主張する取引先が全て避難指示等対象区域内にあり、それらの取引先に対する売上げが本申立ての請求期間においても回復しておらず今後も回復する見込みが低いと認められること等の事情に鑑み、原発事故と申立人の取引先のうち避難指示等対象区域内所在の取引先の売上減少との間に相当因果関係を認め、かつ、東京電力による申立人の会社全体の売上減少を検討すべきであるとの主張を採用せず、同区域内所在の取引先の売上減少に係る賠償額を算定し、さらに申立人による請求期間の拡張の申立てを受けて請求期間を平成27年8月以降とした一方で、他方において同区域内所在の取引先の売上げが原発事故前から減

少傾向にあった事情を考慮して原発事故の影響割合を8割と認定して賠償額を算定した上、直接請求手続において平成27年8月以降の賠償金として支払いを受けた既払金を控除した残額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ④は、農林水産物・食品の流通業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、福島県において産出された水産物等を継続的に取り扱っていた事業者仕入れた当該産品等にかかるものについて、原則として賠償すべき損害と規定しているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1715		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)の実家から宮城県内の就職内定先に通勤する予定であった申立人について、原発事故により実家からの通勤が不可能となり、住居を用意せざるを得なくなったとして、平成23年3月分から同住居を退去した平成24年12月分までの家賃等の避難費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の4(2)ア(イ)	

2 基本情報

申立日	R1.6.21	全部和解成立日	R2.9.14
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	835,085	H23.3~H24.12	※1
小計			835,085		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	835,085
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3、中間指針第3の2

原発事故当時、宮城県内の学生寮に居住し、同県内で就職することが決まっていた申立人が、平成23年4月からは居住制限区域(浪江町)にある実家から宮城県の就職先に通勤することを予定していたところ、原発事故により実家が避難指示等対象区域に指定されたため、実家からの通勤が不可能となり、宮城県内で住居を借りざるを得なくなったとして、賃借した住居の家賃等の費用分の賠償を求めた〔住宅賃貸借契約書、領収書〕。東京電力は、申立人は原発事故当時、実家に居住しておらず避難等対象者に該当しないこと、就職を機に一人暮らしをする予定だったと考えるのが合理的で、実家から宮城県への通勤は不合理であること、家賃等の費用は原発事故前に内定していた就職先への勤務のために生じたものであること等を指摘し、原発事故によって生じた損害とみなすことは困難であると主張して争った。パネルは、申立人の就職後の給与額に照らして宮城県での一人暮らしが難しい事情があり〔調査官による事情聴取の結果〕、申立人が就職後は実家に戻って宮城県に通勤する合理性があったと判断し、家賃等の費用の支出と原発事故との間に相当因果関係を認め、賠償期間を賃借住居の賃貸借契約を締結した平成23年3月から同住居を退去した平成24年12月までとして、同住居の家賃及び賃貸借契約に係る費用等、申立人の請求額全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3〔避難等対象者〕は、原発事故の発生時に対象区域外にあり、同区域内に生活の本拠住居があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者を避難等対象者と規定し、中間指針第3の2 Iは、避難等対象者が対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用について賠償すべ

き損害と認められるとしているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人は、原発事故がなければ同居するはずだった両親との別離を理由に精神的損害の増額を求めたが、東京電力は、原発事故後に両親との同居を妨げる事実はなく、避難により別離を余儀なくされたとみなすことは困難であると主張して争った。パネルは、原発事故により両親との同居が妨げられた事情は認められないとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1716		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)において、設備保守点検業等を営んでいた申立人の平成23年3月分から平成27年2月分までの営業損害(逸失利益)について、原発事故による避難後の盗難被害により客観的な証拠が通帳や請求書以外になく直接請求手続では最低賠償額である1か月当たり5万円の限度で賠償を受けるにとどまったものの、和解仲介手続の過程において申立人から事情を聴取するなどして把握された原発事故前の申立人の事業実態を踏まえて算定した額が賠償されたほか、申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、申立外母の介護をしながら避難生活を継続したことを考慮し、その間、月額3万円が賠償された事例(ただし、いずれも既払金は除く。)		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)	第1の9(2)ア(ク)	第11の4(2)

2 基本情報

申立日	R2.1.14	全部和解成立日	R2.9.16
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	750,000	H23.3～H25.3	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		9,764,172	H23.3～H27.2	※2
小計			10,514,172		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,514,172
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,650,000

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故時、居住制限区域(大熊町)において母(平成25年3月に死亡した。)と同居していたところ、原発事故に伴う避難により母と別離が生じたとして、精神的損害の増額分の賠償を求めた。東京電力は、申立人に対して、精神的損害の基本金額に加えて、平成23年3月から平成25年3月まで月額1万円の増額分の支払をしており、既払金を超える増額を認める事情は窺えないなどと主張して争った。パネルは、申立人が、原発事故による避難によって高齢者である母と別離し、その後2週間程度の間、母が行方不明であったため心配するなどの精神的負担を被った上、母が病院に搬送されていることが判明した後は、そのまま入院した母のため病院に通い日常生活の手助けをしていた事情等を踏まえ[調査官による事情聴取の結果]、申立人が被った精神的苦痛は通常の避難者と比べて大きかったと判断し、申立人に対して、母との家族別離が生じた平成23年3月から母が亡くなった平成25年3月まで月額3万円の増額を認める和解案を提示した

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(ただし、原発事故発生から6か月間のうち、避難所等において避難生活をした期間は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離、二重生活等が生じたことで、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認め

ているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7、中間指針第2の5

申立人は、居住制限区域（大熊町）において、建物施設の設備保守点検業を営んでいたところ、原発事故により取引先を失い休業したため、東京電力の直接請求手続により営業損害（逸失利益）の賠償を受けたが、避難中に盗難被害を受けたことにより客観的な証拠が銀行通帳や取引先からの請求書以外になかったことから、直接請求手続においては最低賠償額である月額5万円の限度での賠償しか受けられなかったとして、逸失利益の算定方法を見直すことによる営業損害（逸失利益）の追加賠償を求めた。東京電力は、営業損害については、平成23年3月から平成27年2月までの損害分と平成27年3月以降の損害分を賠償済みであり、賠償済みの金額を超える損害は認められない、また、申立人から具体的な資料の提出がないため損害の有無が不明であるなどと主張して争った。パネルは、申立人から提出された銀行通帳等の記載内容及び調査官による事情聴取の結果から申立人の原発事故前の売上げ及び経費等を認定した上で平成23年3月から平成27年2月までの逸失利益の総額を認定し、その総額から申立人が直接請求により賠償を受けた既払金額を控除した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、証拠の収集が困難である場合など必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することがあり得るとされているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2、中間指針第3の3、中間指針第3の5、中間指針第3の8、中間指針第3の10）

申立人は、原発事故により避難を余儀なくされたとして、避難費用、生活費増加費用、就労不能損害、一時立入費用、財物損害及び通院費用の賠償を求めたのに対して、東京電力は、既に直接請求にて賠償済みである、客観的な資料がなく申立人の主張内容が不明であるなどと主張して争った。パネルは、申立人から追加資料の提出がなかったため、既に賠償済みの金額を超える損害を認めるほどの心証が取れず、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1717		
事案の概要	自主的避難等対象区域に居住していた申立人ら(祖母、母、母の弟及び子)のうち、申立人母子が県外に避難したことにより生じた平成23年3月から平成27年3月までの避難費用、生活費増加費用及び避難雑費のほか、線量計購入費、申立人母の甲状腺検査費用、申立人母子の検査交通費が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	R2.2.17	全部和解成立日	R2.9.29
事故時住所	自主的避難等対象区域		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	41,600	H24.5～H24.9	※2
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	12,150	H24.10	※2
全部和解	除染費用等	線量計購入費	50,980	H23.6	※3
小計			144,730		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	避難雑費		738,000	H24.1～H27.3	※4
小計			938,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			40,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			40,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	42,000	H23.3～H23.12	※4
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	41,600	H23.7	※4
全部和解	生活費増加費用	その他	9,000	H23.7～H27.3	※4
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	41,804	H23.7～H27.3	※4
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	949,264	H23.7～H27.3	※4
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	200,000	H23.7～H23.12	※4
全部和解	生活費増加費用	教育費	3,749	H23.7～H23.12	※4

小計 1,287,417

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	1,800,000	H23.7～H27.3	※4

小計 1,800,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,250,147
	弁護士費用	127,504
	手続内で処理された既払金合計額	840,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円(大人である申立人A、C及びD)及び40万円(18歳以下の子供である申立人B)(いずれも本和解外で東京電力により支払済み。)のうち、それぞれ4万円及び20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人Aが、原発事故による放射線被曝の影響を把握するために受けた甲状腺検査の検査費用及び同検査を受けるために支出した交通費につき賠償が認められたものである。

※3 中間指針第二次追補第4

除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用について賠償を認めたものである。

※4 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行したものがいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人A、B(申立人Aの子である乳幼児)、C(申立人A及びDの母)及びD(申立人Aの弟)は、自主的避難等対象区域所在の自宅で同居していたところ、原発事故の発生に伴い、申立人A及びBが東京都内の申立外の妹宅に避難した後、一旦自宅に戻り、再び平成23年7月に山形県に避難したことにより負担した、避難費用(移動交通費、引越費用等)[領収書]、二重生活による生活費増加費用(家財購入費等)[写真、領収書]、家族間面会交通費等の賠償を求めた。東京電力は、平成24年9月以降の自主的避難の避難継

続の合理性が認められるためには特段の事情が必要であるが本件では特段の事情が存在せず、また、既払金により賠償済みであるなどと主張して争った。パネルは、乳幼児である申立人Bへの被曝を避けるための避難であったこと等の事情を踏まえ、平成27年3月までの避難継続の合理性を認め、避難費用（移動交通費、引越費用及び町内会費等）、家財道具購入費、家族別離の期間の面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用（平成23年3月から平成27年3月まで月額4万円。）、避難雑費（平成24年1月から平成26年8月までは月額2万円、同年8月から平成27年3月までは月額1万4000円。）等の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1718		
事案の概要	平成24年3月に自主的避難等対象区域(須賀川市)から県外に避難した申立人ら(父及び子2名)について、避難準備を開始した平成24年1月分から平成27年3月分までの避難費用及び生活費増加費用等が賠償されたほか、自主的避難に伴って申立人父が経営していた飲食店を閉店したことによる営業損害(逸失利益)として、事故前3年間の売上げの平均値を基に算定した6か月分の貢献利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ
	第10の2(3)ケ		

2 基本情報

申立日	R1.12.26	全部和解成立日	R2.10.12
事故時住所	須賀川市		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		1,500,000	H24.1～H27.4	※2
小計			1,500,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	110,400	H24.1～H27.3	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	147,200	H24.1～H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	1,536,800	H24.1～H27.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	1,031,610	H24.1～H27.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	220,800	H24.1～H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H24.1～H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	教育費	161,400	H24.1～H27.3	※1
小計			3,358,210		

申立人B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難雑費		1,440,000	H24.4～H27.3	※1
小計			1,440,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,298,210
	弁護士費用	188,946
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行したものがいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人A（父）、B及びC（共に申立人Aの未成年の子）は、自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住していたところ、原発事故の影響により平成23年7月に申立人らの住居の近隣から $0.49\mu\text{Sv/h}$ の放射線量が検出され〔放射線量測定結果〕ていたため自主的避難を検討したものの、申立人Aが飲食店を経営していたことからすぐには避難に踏み切れなかったが、平成24年1月から自主的避難先の具体的な検討を開始し、B及びCの進学タイミングである平成24年3月に福岡県に避難したとして、避難費用（移動交通費、引越費用等）、生活費増加費用（家財購入費等〔写真〕、家賃の増加分〔賃貸借契約書〕、教育費の増加分）、一時立入費用及び避難雑費の賠償を求めた。東京電力は、既払金を超えた賠償は困難である、平成24年9月以降の自主的避難の避難継続の合理性が認められるためには特段の事情が必要であるが本件では特段の事情は存在しないなどと主張して争った。パネルは、平成24年3月の時点でも住居の近隣から $0.41\mu\text{Sv/h}$ の放射線量が検出されたこと〔放射線量モニタリング〕及び未成年の子らへの被曝を避けるための避難であったこと等の事情を踏まえ、平成27年3月までの避難継続の合理性を認め、賠償期間を平成24年1月から平成27年3月までとして、避難費用（移動交通費、引越費用等）、生活費増加費用（家財購入費等〔写真〕、家賃の増加分〔賃貸借契約書〕、教育費の増加分）、一時立入費用及び避難雑費（賠償期間は平成24年4月から平成27年3月まで、申立人B及びCそれぞれに月額2万円。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると定め、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると定めており、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人Aは、自主的避難等対象区域（須賀川市）において飲食店を営んでいたところ、原発事故により一時休業を余儀なくされ、また、須賀川市の自宅の近隣から高い放射線量が検出されていたことから、未成年の子である申立人B及びCを連れて福岡県に避難するため、休業を経て閉店せざるを得なくなり、避難先において新規開店後もしばらくは減収が生じたとして、営業損害（逸失利益）の賠償を求めた。東京電力は、申立人らは避難を余儀なくされたのではなく自主的に避難したこと、申立人の平成23年の売上げは、原発事故前の平成22年の売上げより増加しているため、申立人の減収と原発事故との間に相当因果関係は認められないなどと主張して争った。パネルは、未成年の子らへの被曝を避けるための福岡県への避難には合理性が認められると判断し、平成24年については避難準備及び避難に伴う店舗の休業等による減収と原発事故との間に相当因果関係を認め、原発事故前の直近3年間の貢献利益（営業利益に減価償却費及び利子割引料を加えた金額。）の平均金額を基準として1か月分の逸失利益額を算定し、その約6か月分の金額（150万円）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認め、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は営業損害を賠償の対象となるべきとしており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額の合理的な算定方法の代表的な例として、平成20年度から平成22年度までの3年度分の平均値（加重平均を含む。）を挙げているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1719		
事案の概要	会津地方でのこの栽培・缶詰加工・販売業を営み、平成28年分まで原発事故と相当因果関係のある範囲の営業損害(逸失利益)の賠償を受けていた申立人について、平成28年末までには事実上廃業状態に至ったとして、缶詰加工場の諸機材及び平成21年に実施した缶詰加工場の改修工事の残存価値分(経過年数を考慮し、諸機材については取得価額(立証の程度を考慮し申立人主張の金額の7割とされている。)の2割、缶詰加工場の改修工事については工事価格の7割)に原発事故の影響割合を考慮し更に4割を乗じた金額が営業損害(廃業損害)として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)エ	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	R2.1.27	全部和解成立日	R2.10.12
事故時住所	会津地方		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	営業資産減価分	635,040		※1
小計			635,040		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	635,040
	弁護士費用	19,052
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、中間指針第7の2

申立人は、会津地方においてきのこの栽培・缶詰加工・販売業を営み、当センターの和解仲介手続において平成23年3月から平成28年12月までの営業損害(逸失利益)の賠償を受けていたところ、本申立てでは、平成29年1月以降の営業損害(逸失利益)の賠償を求めるとともに、原発事故の影響で廃業に至ったとして廃業に係る損害の賠償を求めた。東京電力は、本申立ての請求期間においては、福島県のきのこの出荷量及び単価は事故前程度に回復していること、平成29年時点において申立人の営業は事実上廃業していることから、原発事故と相当因果関係のある損害は認められないなどと主張して争った。パネルは、平成29年1月以降の逸失利益については、原発事故と相当因果関係が認められる損害はないと判断したが、廃業に伴う営業資産の価値の減少に係る損害については、原発事故によるきのこの出荷制限等の影響で申立人が廃業に至った事情を踏まえ、申立人が所有する缶詰工場の諸機材の残存価値相当分(立証の程度を考慮して取得価額に7割を乗じた金額を基準とし、耐用年数を経過している事情を踏まえ2割を乗じた後、原発事故の影響割合を4割として金額を算定。)及び平成21年に実施した缶詰加工場の改修工事の残存価値相当分(取得価格を基準とし、経過年数を考慮して7割を乗じた後、原発事故の影響割合を4割として金額を算定。)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2Ⅱは、福島県における農林漁業において、買い控え等による被害を懸

念し、事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等の全部又は一部を断念したことによって生じた被害も、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には原則として賠償すべき損害と認められるとしており、また、中間指針第3の7備考8は、対象区域内で事業を営んでいた者において、廃業した場合は、営業資産の価値が喪失又は減少した部分（減価分）、一定期間の逸失利益及び倒産・廃業に伴う追加的費用等を賠償すべき損害としているところ、これに準じて和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1720		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人ら(母及び子)について、申立人子が避難生活によってうつ等の症状が生じて通院したことを考慮し、申立人子の平成24年6月から平成26年2月分までの通院慰謝料及び通院交通費が認められたほか、原発事故時に使用貸借していた住居から避難し、新たに避難先で住居を賃借したことによって負担した申立人らの家賃費用等について、住居確保損害として賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)

2 基本情報

申立日	R1.11.27	全部和解成立日	R2.10.20
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	79,800	H24.6～H26.2	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	12,540	H24.6～H26.2	※1
小計			92,340		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他	2,230,000		※2
小計			2,230,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,322,340
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人A（追加申立て。原発事故当時は未成年であり、申立人Bの子。）は、原発事故により避難指示解除準備区域（浪江町）から、申立人B（申立人Aの母）と共に避難したところ、避難生活によって平成23年6月頃からうつ病等の精神疾患を発症し通院による治療が必要になったとして、通院慰謝料及び通院交通費の賠償を求めた。東京電力は、平成23年6月から同年11月までの治療に関する損害及び同年12月から平成24年5月までの通院慰謝料は賠償済みであり、平成24年6月以降の損害については、申立人Aが自己判断で治療を中断した平成26年2月までのうつ病等の治療に係る通院慰謝料及び通院交通費の賠償を認めると回答した。パネルは、申立人Aの診療記録の内容及び調査官による事情聴取の結果等を踏まえ、東京電力が認めた金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかったこと等による治療費、精神的損害等を賠償すべき損害と定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第四次追補第2の2

申立人A及びBは、原発事故当時、避難指示解除準備区域（浪江町）に所在する申立人Bの元夫が所有する不動産を離婚に伴う慰謝料の代わりに使用貸借し、無償で居住していたところ、原発事故により避難を余儀なくされたため、無償で居住することができなくなったことによる損害の賠償を求めた。東京電力は、平成30年3月までの家賃賠償は既に支払済みであること、また、申立人らの請求については借家に準じて住居確保損害として検討し得るものの、不動産の所有者と賃借人の双方に住居確保損害を賠償することはできないため、所有者である元夫と協議してほしいと主張して認否を留保した。パネルは、住居確保損害の重複賠償を避けるため申立人Bに対して元夫との共同作成による証明書の提出を促し、申立人Bがこれを受け同証明書を提出したところ、東京電力が住居確保損害として223万円を支払うと回答したため、パネルは同額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第四次追補第2の2IVは、従前の住居が避難指示区域内の借家であった者が、移住等のために負担した新たな借家と従前の借家との家賃の差額の8年分の費用を賠償すべき損害と定め、同Vは、賠償の対象となる費用の発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、これらの費用を事前に概算で請求することができるものとする規定しているところ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1721		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人らについて、避難により家族別離が生じたことを考慮して日常生活阻害慰謝料(増額分)が賠償されたほか、平成28年1月に実施した屋敷林の除染目的の伐採費用の7割相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第11の1(2)ア	

2 基本情報

申立日	R2.2.3	全部和解成立日	R2.10.27
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	350,000	H23.4～H23.11	※1
全部和解	除染費用		287,000		※2
小計			637,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	637,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、原発事故時、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していたところ、原発事故に伴う避難により、申立人A、B(申立人Aの夫)、E及びF(いずれも追加申立て。ともに申立人A及びBの孫であり、申立人C及びDの子である未成年者。)の4人で避難したが、申立人C及びD(いずれも追加申立て)は、仕事のため自宅に残らざるを得なかったことから、家族の別離が生じたとして、精神的損害の増額分の賠償を求めた。東京電力は、精神的損害は既に賠償済みであり、申立人らには、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと認められる事情はないと主張して争った。パネルは、高齢者である申立人A及びBが、申立人C及びDに代わって未成年の孫である申立人E及びFの面倒をみながら避難生活を送っていた事情等を踏まえ、申立人らが家族の別離によって被った精神的苦痛は通常の避難者と比べて大きかったと判断し、賠償期間を家族の別離が生じた平成23年4月から別離が解消した同年11月初旬までの約7か月間として、月額5万円(合計35万円)の精神的損害の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離が生じたなど、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

申立人らは、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅の裏に所有していた樹齢60～70年程度の防風林20本程度について、原発事故によって放射性物質に汚染され除染が必要になったものの、自治体による除染作業の対象外とされたことから、自主的に伐採することを余儀なくされたとして、伐採等に係る費用分の賠償を求めた〔領収書〕。東京電力は、自主除染による伐採が原発事故から3年以上経過した平成28年1月に行われているため、除染の必要性及び合理性を認めることはできないなどと主張して争った。パネルは、自主除染を行った平成28年1月より5か月程度前である平成27年8月時点においても、申立人らの自宅近辺から毎時0.3マイクロシーベルトの放射線量が検出されていたこと、申立人E及びFが未成年であったこと等の事情を踏まえ、自主除染を行う必要性及び合理性を認め、他方で立証の程度を考慮して、申立人らが請求した金額を基準に原発事故による影響割合を7割程度として算定した金額（28万7000円）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4Iは、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は賠償すべき損害と認められると定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1722
事案の概要	居住制限区域にある自宅から要介護状態である高齢の母と共に避難した申立人について、平成23年11月から平成27年10月までの間に計3回、避難先から母を連れて自宅へ一時立入りした際に負担した、母を介助するために同行した妹夫婦の宿泊費等が賠償された事例。
紹介箇所	第1の5(2)

2 基本情報

申立日	R2.6.16	全部和解成立日	R2.10.27
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	18,780	H23.11	※1
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	34,100	H26.9	※1
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	42,160	H27.10	※1
小計			95,040		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	95,040
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の3

申立人は、高齢の母（原発事故時、要介護1の認定を受けており認知症を患っていた。）と共に、原発事故により居住制限区域内の自宅から県外に避難し避難生活を送っていたところ、居住制限区域内の自宅に立ち入る必要が生じ、介助が必要な母を伴う一時立入りには申立人の妹夫婦による自動車の運転等の協力が必要であったとして、一時立入りに同行した妹夫婦の宿泊費等の賠償を求めた。東京電力は、申立人及び母の一時立入りに同行した妹夫婦の宿泊費等について、1人1泊8000円を上限に支払うなどと回答した。パネルは、申立人の母が半身不随の状態であったこと、頼れる身内による介助が必要であった事情等〔調査官による事情聴取の結果〕を踏まえ、申立人及び母の一時立入りには妹夫婦の協力が必要不可欠であったと判断し、東京電力が認めた上限額に留まらず、支出した宿泊費全額（ただし、既払分を除く。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の3は、「一時立入り」に参加するために負担した交通費等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2、中間指針第3の10）

申立人は、母との避難生活のために支出した避難費用の賠償及び居住制限区域内の自宅の仏壇、健康器具等の財物賠償を求めたのに対して、東京電力は、賠償済みの金額を超える損害は認められないなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1723		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人ら(祖母、父、母及び子2名の5名)について、避難後に認知症を発症した申立人祖母(申立人父の母)及び申立外祖母(申立人母の母)をそれぞれ介護しながらの避難であったこと、申立人子2名が避難中に体調不良等となり不登校となったこと、原発事故当初の平成23年4月半ば頃まで、入院先の病院から申立外亡祖父の避難先が不明となって探さなければならなかったこと等を考慮して日常生活阻害慰謝料の増額が認められたほか、申立人父及び母の就労不能損害として、申立人祖母及び申立外祖母の介護に従事せざるを得なかったこと等を理由に平成27年3月分から平成28年2月分まではそれぞれの減収分の10割が、同年3月分から同年12月分まではサービスが一週間当たり2回程度利用できるようになったこと等を踏まえてそれぞれの減収分の5割が、平成29年1月分から同年12月分まではデイサービスが隔日で利用できるようになったこと等を踏まえてそれぞれの減収分の2割5分の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の10(2)ア(イ)	

2 基本情報

申立日	R1.10.28	全部和解成立日	R2.11.2
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	278,600	H23.7～H26.5	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	5,000	H23.9	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	7,933,980	H23.3～H29.12	※2
小計			8,217,580		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,204,600	H27.3～H29.12	※2
小計			1,204,600		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	3,410,000	H23.3～H29.5	※3
小計			3,410,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,832,180
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人Aは、原発事故により帰還困難区域(浪江町)から、家族と共に避難したところ、避難生活によって平成23年6月頃からメニエール病及びうつ病の病状が現れ通院による治療が必要になったとして、通院慰謝料及び通院交通費の賠償を求めた。東京電力は、申立人Aは原発事故前である平成23年2月にメニエール病を発症したと説明しており、避

難生活により発症したとはいえない、メニエール病及びうつ病は、申立人Aの母らの介護等の外的要因により発症又は悪化したと窺われる、既払金を超える損害は認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人Aの診療記録の内容及び調査官による事情聴取の結果等を踏まえ、うつ病の発症及びメニエール病等の病状の悪化と原発事故との間に相当因果関係を認め、平成23年7月から平成26年5月までの通院慰謝料及び通院交通費を算定し、その金額から既払金を控除した残額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5は、避難等を余儀なくされ、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかったこと等による治療費、精神的損害等を賠償すべき損害と定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8

申立人A（父）及びB（母）は、避難により原発事故前のそれぞれの就労先から退職せざるを得なくなり、原発事故によって認知症を発症した申立人C（祖母。申立人Aの母。追加申立て）、申立人Bの母（以下「申立外祖母」という。）及び申立人Aの父（以下「申立外祖父」という。）と一緒に避難生活を送ることになり、介護等のため就労することができなかったとして、平成27年3月以降の就労不能損害（減収分）の賠償を求めた。東京電力は、平成27年2月分までは既に就労不能損害を賠償しており、それ以降の損害については、申立人らに就労の意思を確認することができない上、申立人C及び申立外祖母が介護を要することになったことと原発事故との間に相当因果関係を認めることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、申立外祖母が原発事故に伴う避難生活によって認知症を発症し、申立人A及びBが申立外祖母の介護をしながら避難生活を送っていたことに加えて、平成26年9月には申立人Cも認知症によって要介護2の認定を受け、申立人A及びBによる介護が必要になったこと等を踏まえ〔調査官による事情聴取の結果〕、平成27年3月以降も、申立人A及びBは祖母らの介護等のため就労することは困難であったと認め、申立人らそれぞれの減収分を基準に、平成27年3月から平成28年2月までは影響割合を10割とし、平成28年3月から同年12月まではデイサービスが一週間当たり2回程度利用できるようになったこと等を踏まえて影響割合を5割とし、平成29年1月から同年12月まではデイサービスが隔日で利用できるようになったこと等を踏まえて影響割合を2割5分として損害を算定した金額を認める和解案を提示した

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、給与等の減収分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A（父）、B（母）、C（Aの母）及びDないしF（いずれも申立人A及びBの子であり、D及びEは未成年。）は、原発事故当時、帰還困難区域（浪江町）の自宅で一緒に居住していたところ、原発事故により二本松市での避難生活を余儀なくされ、原発事故当時入院していた申立外祖父の避難先が不明となり、平成23年4月頃まで探さなければならなかったこと、避難当初から、申立人らに加えて、高齢者である申立外祖母と、同じく高齢者である申立外祖父も加わり、大勢での避難生活を送るうちに、平成23年6月頃には申立外祖母に認知症の症状が見られ悪化していき（平成26年3月に要介護2と認定された。）、平成26年頃になると、申立人Cにも認知症の症状が見られた（平成26年9月に要介護2と認定された。）ことから、認知症の祖母二人の介護をしながらの避難生活であったこと、避難生活が原因で申立人D及びEが体調不良等となり不登校となったこと

を主張して、精神的損害の増額分の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの事情が通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合にあたるとは考え難く、既に相当かつ十分な賠償がなされているなどと主張して争った。パネルは、原発事故当時入院していた申立外祖父の避難先が不明となり、避難生活を送る申立人らが平成23年4月半ば頃まで探す必要が生じたこと、申立人らの避難生活は、未成年の子二人に加えて、申立人Cを含む高齢者3名を連れた慣れない土地での避難生活であり、平成23年6月頃からは、共に避難生活を送っていた申立外祖母が認知症を発症したため申立人A及びBによる介護が必要になり、その後の平成26年9月には申立人Cも認知症による要介護2の認定を受け、申立外祖母同様に申立人A及びBによる介護が必要になったこと、避難生活によって申立人D及びEが体調不良等となり不登校となったこと等を踏まえ〔調査官による事情聴取の結果〕、申立人らの避難生活は通常の避難者と比べて過酷であり、通常の避難者と比べて大きな精神的苦痛を被ったと認定し、平成23年3月から同年4月までは月額10万円、同年5月から同年8月までは月額8万円、同年9月から平成26年8月までは月額6万円、同年9月から平成27年8月までは月額3万円、同年9月から平成28年12月までは月額2万円、平成29年1月から同年5月までは月額1万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあること、身体または精神に障害があること、要介護状態にある者や身体または精神に障害ある者の介護を恒常的に行ったことなど、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、原発事故に伴う避難生活により生活費が増加したとして、避難費用（生活費増加分）の賠償を求めたのに対して、東京電力は、既に十分な賠償を行っている」と主張して争った。パネルは、既払額を超える損害は認められないことから、和解の対象外とした。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人A及びBは、原発事故により所有する不動産（田畑）の価値が減少したとして、不動産の価値減少分に係る財物賠償を求めたのに対して、東京電力は、賠償を検討するため事情の説明及び客観的資料の提出を求めると主張して認否を留保した。パネルは、申立人から資料が提出されなかったことから、和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1724		
事案の概要	茨城県において遊漁船業を営む申立人の平成23年3月分から平成30年3月分までの営業損害(逸失利益)について、申立人に発生した費用の固定費及び変動費への振り分け方法を見直すことで、東京電力の直接請求手続において採用された貢献利益率が見直され、その結果の増額分が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)イ		

2 基本情報

申立日	R1.10.31	全部和解成立日	R2.11.2
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		28,647,060	H23.3～H30.3	※1
小計			28,647,060		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	28,647,060
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	25,018,632

※1 中間指針第7の3

申立人は、茨城県内で遊漁船業を営んでいたところ、原発事故に伴う風評被害により売上げが減少したとして、東京電力の直接請求手続において平成23年3月から平成30年3月までの営業損害(逸失利益)の賠償を受けたが、平成30年4月以降も風評被害による売上減少が継続しているとして、平成30年4月から令和元年6月までの営業損害(逸失利益)の賠償を求めた。東京電力は、平成30年4月以降も風評被害に係る損害が継続したとは確認できないなどと主張して争った。パネルは、平成30年4月以降の風評被害による損害は認められないとしたものの、平成23年3月から平成30年3月までの営業損害の賠償額算定に用いられた貢献利益率については見直す余地があるとして、申立人の経費における固定費及び変動費への振り分け方法を見直し貢献利益率を再算定した結果、直接請求手続で使用された貢献利益率よりも高い貢献利益率となったため、直接請求手続において賠償を受けた平成23年3月から平成30年3月までの逸失利益について、再算定後の逸失利益額(約2860万円)から直接請求手続による既払金(約2500万円)を控除した残額(約360万円)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の3Iは、茨城に営業の拠点がある観光業については、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認められると規定しており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1725		
事案の概要	県南地域(白河市)に居住していた申立人ら(祖母、父、母及び子3名)が、原発事故直後に短期間避難した後でいったん自宅に戻り、平成23年6月から再度県外に避難したことについて、自宅付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上であったこと等を踏まえてその合理性を認め、平成25年12月分までの避難費用(共益費)、生活費増加費用(光熱費等)、避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(1)	第10の2(4)	

2 基本情報

申立日	R2.3.5	全部和解成立日	R2.11.4
事故時住所	白河市		
申立人人数	6	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	その他	1,320,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	住居費	72,000	H24.1~H25.12	※1
全部和解	生活費増加費用	その他	54,240	H24.1~H25.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	319,200	H24.1~H25.12	※1
小計			1,765,440		

申立人D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難雑費		1,440,000	H24.1~H25.12	※1
小計			1,440,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,205,440
	弁護士費用	96,163
	手続内で処理された既払金合計額	300,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人A(父)、B(母)、C(申立人Aの母)、D、E及びF(いずれも申立人A及びBの子である未成年者)は、県南地域(白河市)の自宅で同居していたところ、原発事故による避難のため、平成23年3月に申立人A、B、D、E及びFは関東地方の申立人Bの実家に避難し、申立人Cは申立人Aの姉の住居に避難し、それぞれ生活していたが、同年4月下旬に申立人Aの職場が業務を再開するとの連絡を受けたため、申立人Aは単身白河市の自宅に戻り、同年5月には申立人Dが通う学校の再開を受けて、申立人B、D、E及びFも白河市の自宅に戻り、同年6月初旬に申立人Cも白河市の自宅に戻ったが、その

後、申立人らは、平成23年3月に出生した乳児である申立人Fら子供たちへの被曝を避けるため、平成23年6月下旬に岡山県に避難したとして、避難に伴う避難交通費、宿泊費等〔領収書等、支払証明書等〕、引越費用〔写真〕、一時帰宅費用、家財道具購入費〔写真〕、避難雑費の賠償を求めた。東京電力は、申立人には既に一定の範囲で賠償金を支払済みであり、支払済みの賠償金額を超える損害は認められないと主張し、また、平成24年以降については避難を継続すべき必要性及び合理性を認めることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、申立人らの事故時住所付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上の水準にあること、申立人らの避難が乳幼児を含む子供たちへの被曝を避ける目的であったこと等の事情を考慮し、平成25年12月まで避難継続の合理性を認め、同月までの期間に係る避難交通費、宿泊費等、引越費用、一時帰宅費用、家財道具購入費及び避難雑費（申立人D、E及びFに、それぞれ平成24年1月から平成25年12月まで月額2万円。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となること、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となることを認めており、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る被害についても、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について））

申立人Cは、原発事故以前は自宅で十分生活できていたが、避難による体調悪化により、平成24年6月から特別養護老人ホームに入居せざるを得なくなったとして施設入居費の賠償を求めた。東京電力は、原発事故との因果関係が認められないと主張して争った。パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1726		
事案の概要	福島県内で複数の幼稚園等を運営する申立人が郡山市で運営する幼稚園事業のみを対象にした平成27年8月から平成29年3月までの営業損害(逸失利益)について、申立人の事業全体では原発事故前と比べて売上げが増加しているものの、郡山市の幼稚園事業単体においては、原発事故による同市の乳幼児人口の減少等を原因とする売上減少の継続が認められたことから、同事業のみを対象として営業損害を算定することとした上、原発事故の影響割合を、平成27年8月から平成28年3月までは9割、同年4月から平成29年3月までは5割として算定した損害額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の4(2)ア	

2 基本情報

申立日	R2.6.30	全部和解成立日	R2.11.9
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		4,855,930	H27.8～H29.3	※1
小計			4,855,930		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,855,930
	弁護士費用	145,678
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、福島県内で複数の幼稚園等を運営する学校法人であるところ、原発事故に伴う郡山市の住民の避難等により申立人の売上減少が継続しているとして、郡山市で運営する幼稚園事業のみを対象として、平成27年8月から平成29年3月までの営業損害(逸失利益)の賠償を求めた。東京電力は、申立人は幼稚園事業以外の事業も行う学校法人であり、法人全体を対象として売上減少の有無を判断すべきであるなどと主張して争った。パネルは、原発事故後の郡山市における乳幼児人口が事故前と比べて1割程度減少したまま回復することなく推移しており、本申立ての請求期間においても原発事故後の乳幼児人口の減少が継続していると認められること、乳幼児の減少と申立人が運営する幼稚園への入園者数の減少に相関関係が認められること等を踏まえ、申立人の幼稚園事業のみを対象として逸失利益を算定することに合理性を認め、同事業の売上減収分を基準として、原発事故の影響割合を平成27年8月から平成28年3月までは9割、同年4月から平成29年3月までは5割として損害を算定した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において発生した損害については、原則として原発事故との相当因果関係が認められると規定しているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1727		
事案の概要	岩手県において水産加工品の製造販売業を営む申立会社について、前件の和解仲介手続において対象となった平成23年3月分から平成27年6月分までの逸失利益につき追加人件費の控除を見直して算定した結果として増額分の賠償が認められたほか、風評被害によって廃棄を余儀なくされた在庫商品につき、年ごとに原発事故の影響割合を考慮した平成23年から平成26年までに仕入れた原材料等の廃棄在庫相当額や、平成27年11月から令和2年6月までに在庫を廃棄する際に要した費用の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)イ	

2 基本情報

申立日	R1.9.26	全部和解成立日	R2.11.10
事故時住所	岩手県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		74,316,333	H23.3~H27.6	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	商品返品・廃棄費用	88,229,489		※1
全部和解	風評被害・追加的費用	商品返品・廃棄費用	4,777,711	H27.11~R2.6	※1
小計			167,323,533		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	167,323,533
	弁護士費用	4,500,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2

岩手県において水産加工品の製造販売業を営んでいる申立人が、原発事故に伴う風評被害により売上げが減少したとして、前件の和解仲介手続で平成23年3月から平成27年6月までの営業損害(逸失利益)の賠償を受けていたところ、本件の申立てでは、前件の逸失利益算定における追加人件費の扱いを修正して算定することで逸失利益の追加賠償を求めるとともに、平成27年7月以降の営業損害として風評被害によって販売できなかった廃棄在庫相当額及び在庫廃棄費用の賠償を求めた。東京電力は、前件での申立人側の説明に基づき追加人件費控除が行われたという事情を指摘するとともに算定方法を見直すのであれば全体的な見直しが必要であること、廃棄在庫相当額等については原発事故の影響によって在庫を廃棄せざるを得なかったとは考え難いこと等を主張して争った。パネルは、前件の和解仲介手続で採用した逸失利益の算定方法を改め、対象となる売上減少分に利益率を乗じて算定した金額から追加人件費を控除し、その残額に原発事故の影響割合を乗じて逸失利益を算定した結果として7431万6333円の追加賠償を認めたとほか、申立人が原発事故に伴う風評被害により売れ残った在庫を廃棄せざるを得なかった事情を踏まえて在庫の廃棄と原発事故との間に相当因果関係を認め、風評被害による廃棄在庫相当額の

損害については、各年度の廃棄在庫の仕入総額から、通常廃棄分相当額及び誤仕入分相当額を差し引いた金額を基準として算定した8822万9489円（原発事故の影響割合は、平成23年及び平成24年仕入分は5割、平成25年仕入分は2割、平成26年仕入分は1割として算定）を、また、在庫廃棄費用の損害については、賠償期間を平成27年11月から令和2年6月までとして、各年の廃棄量の総量から、通常廃棄分及び誤仕分け分を差し引いた量に廃棄単価を乗じて算定した金額を基準とした477万7711円（原発事故の影響割合は、廃棄在庫相当額と同じ）とする和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ①は、買い控え等による被害は、原則として原発事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められると規定し、中間指針第三次追補第2Ⅰ①vは、岩手県において産出された水産物に係る損害について、中間指針第7の1Ⅲ①の類型として、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1728		
事案の概要	<p>繁殖用の家畜を飼育するための直営農場や繁殖した家畜を肥育するための複数の施設や農場等を有し、家畜を肥育して出荷する畜産業を営んでいた申立会社について、原発事故により繁殖用の直営農場の所在地が避難指示区域となったため、再開できるまでの間、直営農場を閉鎖せざるを得なくなり、他の施設を改造して繁殖用の農場としての機能を移転しなければならなかったとして、①畜産業に係る逸失利益(平成26年3月分から平成29年6月分まで、原発事故の影響割合は5割から1割まで漸減。また、原発事故後の増収見込みを考慮し、基準期間の売上高を増額させたものを本件事故がなければ得られたであろう収入額としている。)、②上記繁殖用の農場としての機能の移転に係る費用(原発事故の影響割合は8割。)、③直営農場の使用不能期間に係る財物損害(平成27年4月から同年9月までの減価償却費から逸失利益の算定において控除されなかった同期間中減価償却費を控除した金額。)、④直営農場内にある施設の屋根材等が放射能汚染されたことにより生じた指定廃棄物の廃棄に係る費用(平成27年4月分から平成29年10月分まで、原発事故の影響割合を廃棄物の内容等に応じ3割5分から10割。)、⑤直営農場の再開に伴い原発事故前は肥育農場であった移転先農場を繁殖農場から肥育農場へ再整備したために生じた工事費用(原発事故の影響割合は3割。)のほか、⑥避難指示区域に指定された賃貸用の肥育施設の平成26年3月分から平成29年2月分までの賃料収入に係る逸失利益(ただし、平成27年10月分から平成29年2月分までにつき原発事故の影響割合を7割。)が賠償された事例。</p>		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ア)	第1の9(2)イ(イ)	第1の9(2)イ(エ)
	第1の9(2)オ(ウ)	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)エ(カ)

2 基本情報

申立日	H30.12.27	全部和解成立日	R2.11.17
事故時住所	避難指示解除準備区域		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		208,308,476	H26.3~H29.6	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		13,719,600	H26.3~H29.2	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	48,240	H26.3~H28.4	※2
全部和解	財物損害	不動産	8,310,193	H27.4~H27.9	※3
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	13,132,139		※2
全部和解	営業損害・追加的費用	営業資産等廃棄・返品費用	2,704,698	H27.4~H29.10	※2

小計 246,223,346

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	246,223,346
	弁護士費用	5,193,351
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、避難指示解除準備区域において、家畜の繁殖用の直営農場、繁殖した家畜を

肥育するための複数の施設及び農場等を所有し畜産業を営んでいたが、原発事故により繁殖用の直営農場の所在地が避難指示区域となったため、再開できるまでの間、直営農場を閉鎖せざるを得なくなり減収が生じたとして、直接請求手続及び当センターの和解仲介手続において平成26年2月までの逸失利益の賠償を受けていたところ、本申立てにおいては、平成26年3月以降の①畜産業に係る逸失利益及び②他法人に農場施設を賃貸していたことに係る逸失利益（以下「賃貸借に係る逸失利益」という。）の賠償を求めた。東京電力は、いずれの損害も既払分を超える損害がない、原発事故と相当因果関係のある損害の発生は認められないなどと主張して争った。パネルは、直営農場が避難指示区域にあることから、いずれの損害についても原発事故との相当因果関係を認め、①畜産業に係る逸失利益については、原発事故がなければ増収の見込みが高かった事情を踏まえ、申立人の平成22年度の売上げに期待収益に係る調整率（130%）を乗じた金額を事故が無ければ得られたであろう売上げ（1年分）とし、賠償期間を平成26年3月から平成29年6月まで、原発事故の影響割合を平成26年3月から平成27年2月までは5割、同年3月から平成28年2月までは4割、同年3月から平成29年2月までは2割、同年2月から同年6月までは1割として損害額を算定し、②賃貸借に係る逸失利益については、原発事故前の月額賃料を基準に、賠償期間を平成26年3月から平成29年2月まで、影響割合を平成26年3月から平成27年9月までは10割、同年10月から平成29年2月までは7割として損害を算定した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には、基準年度のコストを増額することを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、避難指示解除準備区域において、家畜の繁殖用の直営農場、繁殖した家畜を肥育するための複数の施設及び農場等を所有し畜産業を営んでいたところ、原発事故により繁殖用の直営農場の所在地が避難指示区域となったため、再開できるまでの間、直営農場を閉鎖せざるを得なくなり、他の施設を改造して繁殖用の農場としての機能を移転しなければならなかったなどとして、①繁殖用の農場としての機能の移転に係る費用（以下「移転に係る費用」という。）、②直営農場の再開に伴い原発事故前は肥育農場であった移転先農場を繁殖農場から肥育農場へ再整備したために生じた工事費用（以下「農場の戻し工事費用」という。）及び③直営農場内にある施設の屋根材等が放射能汚染されたことにより生じた指定廃棄物の廃棄に係る費用（以下「廃棄に係る費用」という。）の賠償を求めた。東京電力は、②農場の戻し工事費用については、必要性が明らかでなく東京電力が負担すべき費用ではないと主張して争い、その他の請求については、具体的な事情を精査する必要があるなどと主張して認否を留保した。パネルは、上記①ないし③の費用について、いずれも原発事故により避難指示区域に指定された地域に直営農場があるため農場を移転せざるを得なくなり生じた費用であると判断し、費用の支出と原発事故との間に相当因果関係を認め、それぞれの費用項目ごとに精査して賠償の対象となる支出を認定し、①移転に係る費用については影響割合を8割、②戻し工事費用については影響割合を3割、③廃棄に係る費用については、賠償期間を平成27年4月から平成29年10月まで、影

響割合を廃棄物の内容等に応じ3割5分から10割として損害を算定した金額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、事業に支障が生じたために負担した追加的費用（従業員に係る追加的な経費、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認め、中間指針第3の7Ⅲは、避難指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用（機械等設備の復旧費用、除染費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められると規定しており、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の7

申立人は、避難指示解除準備区域において、家畜の繁殖用の直営農場、繁殖した家畜を肥育するための複数の施設及び農場等を所有し畜産業を営んでいたところ、原発事故により繁殖用の直営農場の所在地が避難指示区域となったため、再開できるまでの間、直営農場を閉鎖せざるを得なくなり、施設を使用することができなかつたとして、直営農場施設の使用不能に係る財物損害の賠償を求めた。東京電力は、具体的な事情を精査する必要性があるなどと主張して認否を留保した。パネルは、原発事故により直営農場が避難指示区域に指定されたことが原因で直営農場が使用不能になった事情を踏まえ、使用不能であった期間の施設の価値減少分を財物損害と認定し、申立人が直接賠償手続にて平成27年3月までの財物賠償を受け、平成27年10月から直営農場施設の使用を再開した事情を踏まえ、賠償期間を平成27年4月から同年9月までとして、同期間中の直営農場施設に係る減価償却費から、逸失利益の算定において控除されなかつた同期間中の減価償却費を控除した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められると規定しており、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の7）

申立人は、避難指示解除準備区域において、家畜の繁殖用の直営農場、繁殖した家畜を肥育するための複数の施設及び農場等を所有し畜産業を営んでいたところ、原発事故により繁殖用の直営農場の所在地が避難指示区域となったため、再開できるまでの間、直営農場を閉鎖せざるを得なくなり、他の施設を改造して繁殖用の農場としての機能を移転しなければならなかつたとして、追加で発生した人件費、豚舎の解体費用及び再建築費用、農場の再整備費用の賠償を求めたのに対して、東京電力は、原発事故と相当因果関係を有する損害とは認められないなどと主張して争つた。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1729		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(田村市)内に所在する土地を購入して宅地造成の上、当該土地上に仮住居を建築していたが、住民票上の住所が福島県外にあった申立人について、原発事故前の当該仮住居の電気の使用状況や就労状況、上記仮住居に居住しながら本住居を建築中であったこと等から、生活の本拠が同区域内(田村市)にあったことが認められるとして、平成23年3月分から平成24年8月分までの日常生活阻害慰謝料(月額10万円。ただし、妻子の居住する住民票上の住所に避難していた平成23年3月分から同年8月分までは月額5万円。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の8(2)ア	

2 基本情報

申立日	R1.5.31	全部和解成立日	R2.11.17
事故時住所	田村市ほか		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H23.3~H24.8	※1
小計			1,500,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,500,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人Aは、自身が生まれ育った緊急時避難準備区域(田村市)に土地を購入し〔土地売買契約書〕、宅地造成して仮住居を建築し居住していたところ、原発事故により避難生活を余儀なくされ精神的苦痛を被ったとして、精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人Aの住民票の住居が福島県外であり、また、原発事故当時田村市で居住していた事実が確認できないため、申立人Aは避難等対象者に該当しないなどと主張して争った。パネルは、申立人Aの原発事故前の上記仮住居の電気の使用状況〔電気需給契約証明書〕、就労状況〔源泉徴収票〕、上記仮住居に居住しながら本住居を建築中であったこと及び申立人が田村市で生活することになった経緯等〔調査官による事情聴取〕を踏まえ、原発事故当時、申立人Aの生活の本拠が田村市内の上記仮住居にあったことが認められるとして、申立人Aを避難等対象者と認定し、平成23年3月から平成24年8月までの精神的損害(月額10万円。ただし、妻子である申立人B及びCの居住する住民票上の住所に避難していた平成23年3月から同年8月までは月額5万円。)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3 [避難等対象者] は、原発事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者を避難等対象者としており、中間指針第3の6は、避難等対象者の月額慰謝料の目安を10万円としてい

るところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人Aは、原発事故当時離れて暮らしていた申立人B（申立人Aの妻）及びC（申立人A及びBの子）と平成23年中には緊急時避難準備区域（田村市）の住居で同居する予定であつたが、原発事故の影響で同居が困難になり家族の別離が生じたとして、精神的損害の増額分の賠償を求めた。東京電力は、原発事故当時の申立人Aの生活の本拠が田村市にあつたとは認められず、申立人Aは避難等対象者に該当しないなどと主張して争つた。パネルは、原発事故当時の申立人Aの生活の本拠が緊急時避難準備区域（田村市）内にあつたと認めたものの、精神的損害の増額を認める事情があるとの心証が得られなかつたことから、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1730		
事案の概要	<p>帰還困難区域(大熊町)から避難した申立人ら夫婦の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、①申立人夫については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと等を理由に平成23年3月分及び同年4月分の慰謝料(月額12万円)の3割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態(平成29年1月以降要介護2)での避難生活であったことを理由に平成28年3月分から平成29年5月分までの慰謝料(月額10万円)の3割の増額(ただし、既払金は控除。)が認められ、②申立人妻については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと及び原発事故直後に出産間際の娘を手助けするなどの労苦があったこと等を理由に平成23年3月分(月額12万円)及び同年4月分(月額10万円)の慰謝料の5割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態であった申立外の義母(平成29年2月までは要介護2、同年3月以降は要介護5)及び申立人夫をそれぞれ介護しながらの避難生活であったこと等を理由に平成25年10月分から平成29年5月分までの慰謝料(月額10万円)の3割の増額(ただし、既払金は控除。)が認められた事例。</p>		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	R2.4.13	全部和解成立日	R2.11.20
事故時住所	大熊町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	72,000	H23.3~H23.4	※1
全部和解	精神的損害	増額分	360,000	H28.3~H29.5	※1
小計			432,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	110,000	H23.3~H23.4	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,280,000	H25.10~H29.5	※2
小計			1,390,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,822,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(夫)は、原発事故当時、帰還困難区域(大熊町)で申立人B(妻)、申立人Aの母及び出産のため帰郷していた申立人らの娘と共に居住していたところ、原発事故により家族全員での大熊町にある公民館への避難及び田村市にある体育館への避難を経て、栃木県にある申立人らの息子の住居に避難し、その後の平成23年3月中旬頃に、申立人Bが娘の出産を手助けするため申立人A及び申立人Aの母と離れ、静岡県にある娘の住居に避難先を移したため平成23年5月中旬頃まで夫婦の別離が生じ、また、避難生活によ

って申立人Aに認知症の症状が出始め、平成29年1月には要介護2の認定を受けたため、認知症を患いながらの避難生活を余儀なくされたとして、精神的損害の増額分の賠償を求めた。東京電力は、既に精神的損害は賠償済みであり、既払分を超える損害は認められない、申立人が発症した認知症は本人の素因によるものと考えてるのが合理的であり、原発事故との相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、申立人Aが平成23年3月の避難時から避難場所を転々とした後、同年3月中旬には申立人Bと別離し、同年5月中旬に再び同居し避難生活を送っていた事情、その後、避難生活を続けていくうちに、申立人Aに認知症の症状が出始め、認知症が悪化していくも避難生活を続けることを余儀なくされた事情を踏まえ〔調査官による事情聴取の結果〕、それらの事情によって申立人Aが被った精神的苦痛は通常の避難者と比べて大きかったと判断し、避難場所を転々とし家族が別離した平成23年3月から同年4月までの期間（月額12万円）及び申立人Bによる申立人Aの介護が必要になった平成28年3月から平成29年5月までの期間（月額10万円）について3割の増額（ただし、既払金9万円は控除。）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離が生じたこと、要介護状態にあること、避難所の移動回数が多かったことなど、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、原発事故当時、帰還困難区域（大熊町）で申立人A、申立人Aの母及び出産のため帰郷していた申立人らの娘と共に居住していたところ、原発事故により家族全員での大熊町にある公民館への避難、田村市にある体育館への避難を経て、栃木県にある申立人らの息子の住居に避難し、その後の平成23年3月中旬頃に、娘の出産を手助けするため申立人A及び申立人Aの母と離れ、静岡県にある娘の住居に避難先を移したため平成23年5月中旬頃まで家族の別離が生じ、また、平成23年9月頃から申立人Aの母が認知症を発症（平成25年9月に要介護2の認定。）したため、同母の介護をしながらの避難生活を余儀なくされた上、その後、避難生活を続けるうちに申立人Aも認知症を発症して平成28年3月には介護が必要になり、申立人A及び申立人Aの母の介護をしながらの避難生活を余儀なくされたとして、精神的損害の増額分の賠償を求めた。東京電力は、精神的損害は既に賠償済みであり、申立人Bには、通常の避難者と比べて精神的損害が大きいと認められる事情はないと主張して争った。パネルは、原発事故に伴う避難により、避難場所を転々とした後、平成23年3月中旬頃から同年5月中旬まで出産間際の娘に付き添うため申立人Aらと離れたこと、その後、認知症を発症した申立人Aの母や申立人Aの介護を行いながらの避難生活であったこと等の事情を踏まえ〔調査官による事情聴取の結果〕、申立人Bが被った精神的苦痛は通常の避難者と比べて大きかったと判断し、避難場所を転々とした後、娘を手助けしながらの避難生活を送った平成23年3月（月額12万円）及び同年4月（月額10万円）は5割の増額、申立人Aの母（平成25年10月に要介護2の認定を受け、その後の平成29年3月には要介護5の認定。）及び申立人A（平成28年1月に要介護2の認定。）を介護しながらの避難生活であった平成25年10月から平成29年5月まで（月額10万円）は3割の増額（ただし、既払金4万円は控除。）の賠償を認める和解案を提示した。

これも、上記中間指針第3の6及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1731		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)内に所在する居宅から避難した被相続人である亡父及び亡母について、それぞれ避難先で要介護状態(亡父は平成23年5月に要介護3、同年10月に要介護4、平成24年10月以降は要介護5に進行し、亡母は平成23年8月に要支援1、平成24年4月以降に要介護2に進行した。)にあり、平成24年9月以降も避難を継続せざるを得なかったことを考慮し、平成23年3月から平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料(増額分)として、亡父については月額6万円の増額、亡母については月額3万円の増額がそれぞれ認められ、相続人である申立人らに対して上記増額分(ただし、いずれも既払分を除く。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)	

2 基本情報

申立日	R1.10.1	全部和解成立日	R2.11.30
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,700,000	H23.3~H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	2,220,000	H23.3~H26.3	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	3,700,000	H23.3~H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,110,000	H23.3~H26.3	※2
小計			10,730,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,730,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	4,230,000

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人A、B及びC(いずれも追加申立て)は、亡父及び亡母の相続人であるところ、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の自宅から避難した亡父及び亡母について、それぞれ避難先で要介護状態(亡父は平成23年5月に要介護3、同年10月に要介護4、平成24年10月以降は要介護5に進行し、亡母は平成23年8月に要支援1、平成24年4月以降に要介護2に進行した。)にあり、平成24年9月以降も避難を継続せざるを得なかったと主張して、同月以降の精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、平成24年9月以降の避難継続による損害については本件事故との相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、亡父及び亡母がいずれも高齢かつ要介護状態にあり、自宅への帰還は困難であったことを考慮し、平成26年3月まで日常生活阻害慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6IV②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならな

いとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A、B及びC(いずれも追加申立て)は、亡父及び亡母について、それぞれ避難先で要介護状態(亡父は平成23年5月に要介護3、同年10月に要介護4、平成24年10月以降は要介護5に進行し、亡母は平成23年8月に要支援1、平成24年4月以降に要介護2に進行した。)にあり、避難による精神的苦痛が大きかったと主張して、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、亡父については月額2万円、亡母については月額1万5000円を超える増額は認められないと主張して争った。パネルは、亡父が認知症であり、慣れない場所での避難生活に困難があったことや、亡母も避難先で塞ぎ込むようになるなどして要介護状態に至ったこと等を考慮し、平成23年3月から平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料(増額分)として、亡父については月額6万円、亡母については月額3万円の増額をそれぞれ認める和解案を提示した(賠償期間の継続については※1を参照されたい)。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、要介護状態にあり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1732		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)の自宅から避難した申立人夫婦について、原発事故前は、自宅近辺に所有する畑で野菜を栽培し、米は近隣住民からもらい受け、かつ、申立人夫が漁業に従事していたことから、野菜や米に加えて魚介類も購入することなく入手できていた事情を踏まえ、平成24年4月から平成30年3月までの野菜・米の購入費相当分として約37万円の賠償に加えて、魚介類の購入費相当分として約27万円の賠償が認められたほか、避難によって同居していた申立人夫の母との別離が生じた平成23年3月から同居が可能になった平成25年12月までの日常生活障害慰謝料の増額分(月額3万円)の賠償が認められた事例		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)イ(イ)	第1の8(2)ウ(ア)

2 基本情報

申立日	R2.7.29	全部和解成立日	R2.12.4
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	368,000	H24.4～H30.3	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	272,100	H24.4～H30.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,020,000	H23.3～H25.12	※2
小計			1,660,100		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,660,100
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2、中間指針第2の5

申立人らは、原発事故前は自宅近辺に所有する畑で野菜を栽培し、米は近隣住民からもらい受け、かつ、申立人夫が漁業に従事していたことから魚介類も購入することなく入手できていたが、原発事故により避難を余儀なくされ、これらの食材を購入せざるを得なくなったことにより食費が増加したとして、平成23年3月から令和元年12月までの食費増加費用の賠償を求めた。東京電力は、生活費増加費用は、既に支払済みの精神的損害の金額に含まれると主張して争った。パネルは、原発事故と申立人らが主張する損害との間に相当因果関係があると判断し、津波被害も考慮した上で、平成24年4月から平成30年3月までの野菜・米の購入費相当分として36万8000円(野菜につき年額5万2000円、米につき年額4万円に、原発事故前の同居人数に対する申立人数の割合として、それぞれ3分の2を乗じて算出した。)、魚介類の購入費相当分として27万2100円(総務省統計データに基づき、年額4万5350円として算出した。)の各賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等に

よる生活費の増加費用を賠償すべき損害と認め、また、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明を基に相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、迅速な救済が求められる現状に鑑みれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられ、必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することや、客観的な統計データ等による合理的な算定方法を用いることも考えられるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、原発事故後、申立人夫の母（申立外）との別離を余儀なくされ、避難による精神的苦痛が大きかったと主張して、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、精神的損害の賠償は既に支払済みであり、増額は認められないと主張して争った。パネルは、長年同居してきた申立人夫の母と申立人らとが、原発事故後、別々に移動しながら避難せざるを得なくなり、同居がかなわなくなったこと等を考慮し、平成23年3月から同居が可能になった平成25年12月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、原発事故当時近所に居住していた娘及び孫が遠方に避難したために、原発事故後、娘及び孫と会うために飛行機代等の交通費がかかるようになったと主張して、交通費増加分の賠償を請求し、東京電力は、原発事故当時同居していた家族とはいえないことから支払に応じられないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人夫は、自己所有の土地について、直接請求で賠償された金額が低額過ぎると主張して、300万円の追加賠償を請求し、東京電力は、直接請求における算定方法には十分な合理性があり、さらなる支払には応じられないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

申立人らは、申立人夫の糖尿病についての診断書取得費用3300円の賠償を請求したが、東京電力は糖尿病が生活習慣病であり、通院開始時期も本件事故後8年以上経過した後であることを指摘し、本件事故と相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1733		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)に居住していた申立人ら5名(祖母、父、母及び未成年の子2名)について、原発事故による避難に伴い家族の別離を強いられたことを考慮し、日常生活阻害慰謝料(増額分)として、申立人らの別離の状況等を時期ごとに検討し、平成23年4月から同年8月までは世帯全体分として月額2万円、同年9月から平成28年10月までは世帯全体分として月額5万円がそれぞれ賠償されたほか、令和2年3月までの避難先から自宅への一時立入費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の5(2)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	R2.2.21	全部和解成立日	R2.12.7
事故時住所	浪江町		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	交通費	39,284	H30.4~R2.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	3,200,000	H23.4~H28.10	※2
小計			3,239,284		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,239,284
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の3、中間指針第四次追補第2の1

申立人ら(父A、母B、祖母C、原発事故当時それぞれ高校生の子D及び中学生の子E)は、原発事故当時に居住していた帰還困難区域(浪江町)の自宅から避難した後、平成28年10月には避難先で戸建て住宅を購入して生活を開始し、同年12月には中間指針第四次追補第2に基づく住居確保に係る損害の賠償を受領したが、その後も帰還困難区域(浪江町)の自宅に自動車ですぐ一時立入を行っていたところ〔電話聴取事項報告書〕、その際に支出した交通費について、東京電力に対する直接請求手続に基づく賠償期間後である平成30年4月分以降の賠償を求めた。東京電力は、平成30年4月分以降の賠償をするにあたっては客観的な資料に基づく説明がない限り賠償に応じることは困難である等と主張して争った。パネルは、申立人らの一時立入の目的が、帰還困難区域(浪江町)の自宅の片づけ、草刈り、イノシシやサルなどによる家屋及び敷地の被害確認等のためにやむを得ないものであることを考慮し〔電話聴取事項報告書〕、令和2年3月分までの一時立入費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第四次追補第2の1Ⅱは、住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用（生活費増加費用及び宿泊費等）が賠償の対象となる期間について、住居確保に係る損害の賠償を受けることが可能になった後、他所で住居を取得又は賃借し、転居する時期までとする一方で、一時立入費用については終期について特段の定めを設けておらず、また、中間指針第3の3は、警戒区域内に住居を有する避難等対象者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費等について、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、申立人らが自主的に行った一時立入に係る交通費についてもこれに準じるものとして扱い、かつ、その目的等に照らして必要かつ合理的な範囲の損害と認め、賠償を認める和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、原発事故当時に居住していた帰還困難区域（浪江町）の自宅から避難したが、当初、申立人Aが勤務先の都合により県外に避難したのに対し、申立人B、C、D及びEは県内の借上住宅に避難して家族の別離を強いられ（以下「別離①」という。）、その後、申立人Dの通う高校が福島県内の移転先で再開し、また申立人Aも勤務先を退職し転職したことから、当該高校の移転先の近隣に申立人Aも含めた一家全員で避難することを検討したが、当該高校の移転先の近隣において、申立人Eを受け入れてもらえる中学校がなかったため、平成23年9月に、申立人B及びEは、申立人A、C及びDと別れて〔申立人A、C及びDの避難先の借上住宅賃貸借契約書〕、申立人Eの受け入れが可能な福島県内の中学校の近隣に避難せざるを得ず〔申立人Eの避難先の中学校における部活動の卒業記念写真集〕、さらに家族の別離を強いられたとして（以下「別離②」という。）、平成28年10月に戸建住宅を購入して一家全員が居住できるようにまでの期間につき日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を求めた。東京電力は、別離①については別離の事実を示す資料の提出を求める他は特段争わなかったものの、別離②については、申立人Dが高校を卒業して進学先近くに単身転居する時期であった平成24年1月頃に、申立人A及びCが仮設住宅に転居しているが、仮設住宅ではなく、申立人B及びEと合流して一緒に生活できる広さの住宅を見つけて別離を解消できたはずである等と主張して争った。パネルは、申立人らの別離の状況等を考慮し、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、別離①が生じていた平成23年3月から同年8月までの期間については世帯全体で月額2万円の賠償を認め、また、平成23年9月以降の別離②についても、平成24年1月頃に申立人A及びCが申立人B及びEと合流せずに仮設住宅に転居したことは、仮設住宅であることにより入居費用や家賃等を抑えられたと考えられること等からすると合理的な選択であると考えられるとして、平成28年10月に一家全員が戸建て住宅を購入して別離②が解消されるまで日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を認めることが相当であり、かつ、増額分は申立人らの別離の状況等を勘案し、世帯全体で月額5万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1734		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から母子のみが避難した申立人ら(父、母及び未成年の子)について、前回の和解仲介手続で対象となった期間以降の平成27年1月から同年3月までの避難費用(面会交通費)、生活費増加費用(二重生活に伴う生活費増加分)、避難雑費が賠償されたほか、令和2年4月に申立人母が自宅に帰還した際に支出した交通費及び引越関連費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	R2.6.22	全部和解成立日	R2.12.8
事故時住所	郡山市		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	19,370	R2.4	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	34,660	R2.4	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	38,060	H27.1～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	90,000	H27.1～H27.3	※2
全部和解	避難雑費		42,000	H27.1～H27.3	※2
小計			224,090		

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人A(父。追加申立て。)、B(母)及びC(原発事故当時小学生の子供)は、自主的避難等対象区域(郡山市)で生活していたが、原発事故に伴い、申立人B及びCのみが避難し、それ以降申立人らは二重生活となったが〔避難先所在の高等学校の卒業証書等〕、令和2年4月に申立人Cは大学進学に伴い避難先から関東地方に転居したことから申立人Bも自宅に帰還することとなったところ、その際に支出した交通費〔クレジットカードご利用明細書〕及び引越代金〔領収証〕の賠償を求めた。東京電力は、当該請求については、特段、意見を述べることはなかった。パネルは、生活費増加費用等については※2に記載のとおり平成27年3月までの範囲に限り避難継続の合理性を認めたものの、避難先から自宅への帰還に関連する交通費及び引越代金については、申立人Bの自主的避難の開始に合理性が認められる以上、帰還した時期にかかわらず不可避な支出であることを考慮し、請求額全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象

となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、申立人らのうち申立人B及びCのみが避難して二重生活状態になったことにより生じたとして、前件で賠償済みの期間後である平成27年1月分以降の面会交通費、生活費増加費用及び避難雑費の賠償を求めた。東京電力は、平成24年8月時点での申立人らの自宅周辺の放射線量の状況や平成24年4月時点での郡山市における18歳未満の避難者の割合等に鑑みると、平成24年9月以降の避難継続には合理性はなく、これらの費用の支出については賠償に応じることはできないと主張して争った。パネルは、申立人らの避難状況や放射線量の状況等を勘案し、平成27年3月までの避難継続に合理性を認め、同月までの面会交通費、生活費増加費用及び避難雑費の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）及び中間指針第二次追補第3に従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3）

申立人らは、原発事故により申立人B及びCが避難し、申立人Aと別離が生じて精神的苦痛を被ったとして、精神的損害の増額分の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補第2及び東京電力プレスリリースに基づく既払金で賠償済みであり、これ以上の賠償には応じられないと主張して争った。パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1735		
事案の概要	自主的避難等対象区域(相馬市)で旅館業を営み、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づき対象期間の逸失利益額の2倍分の賠償を受けた申立人の営業損害(逸失利益)について、直接請求手続において賠償を受けた平成26年1月から平成27年7月までの逸失利益の算定の際、旅館に設置した自動販売機の売上げが計上されていなかったことを踏まえ、逸失利益の算定方法を見直し、同期間の自動販売機の売上げに係る逸失利益(129万7937円)の追加賠償を認めた事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ア		

2 基本情報

申立日	R1.7.24	全部和解成立日	R2.12.9
事故時住所	相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,297,937	H26.1~H27.7	※1
小計			1,297,937		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,297,937
	弁護士費用	38,938
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3

申立人は、原発事故当時、自主的避難区域(相馬市)で旅館業を営んでいたところ、原発事故を原因とする操業自粛により地元の魚介類を用いた料理を提供することができなくなり、海のイベントも開催されなくなったため観光客が減少して売上げが減少したなどと主張して、平成27年8月から平成30年12月までの逸失利益の賠償を求め、また、直接請求手続における平成26年1月から平成27年7月までの逸失利益のうち旅館に設置した自動販売機の逸失利益の算定方法について、東京電力は、原発事故後は自動販売機の売上げが計上されておらずこれについての減収分が算定できないことを理由に基準年度の売上げから自動販売機の売上げを控除したが、原発事故後は自動販売機での販売から売店での販売に変更となったため原発事故後は売店売上げとして計上されており、原発事故前後で対応する事業の売上げの減収分を算定することは可能であるから、基準年度の売上げから自動販売機の売上げを控除したのは誤りであると主張して、同期間の自動販売機の売上げに係る逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、申立人の売上げは原発事故前から減少しており、風評被害は時の経過によりその影響が減退するにもかかわらず申立人は平成25年以降も売上げが減少傾向にあり、観光客数の減少については津波による景観被害の

影響がきわめて大きく原発事故と売上げの減少の間に相当因果関係が認められない、平成27年8月以降の逸失利益については直接請求手続において支払済みであるなどと主張し、また、自動販売機の売上げ分の逸失利益については、原発事故の影響割合は3割程度であるなどと主張して争った。パネルは、平成27年8月から平成30年12月までの逸失利益については、売上げの減少にかかる原発事故の影響割合を考慮すると損害額が既払い額を超えないことから賠償を認めなかったものの、直接請求手続において平成26年1月から平成27年7月までの逸失利益の算定の際に自動販売機の売上げが計上されていなかったことを踏まえ逸失利益の算定方法を見直し、影響割合については直接請求手続で東京電力が認めていた割合である10割に合わせて10割として、同期間の自動販売機の売上げに係る逸失利益（129万7937円）の追加賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の3Iは、福島県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1736		
事案の概要	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)から避難をした申立人について、申立人が糖尿病に罹患していたところ、避難先において十分な食事管理ができなかったこと及びインシュリン注射を入手できなかったこと等の事情を踏まえ、平成23年3月及び同年4月について月額3万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	R2.7.6	全部和解成立日	R2.12.14
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	7	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	60,000	H23.3～H23.4	※1
小計			60,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	60,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Bは、原発事故当時、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)に居住し、原発事故前から糖尿病に罹患していたところ〔診断書〕、避難先において十分な食事管理やインシュリン注射ができず、糖尿病の治療に支障が生じたとして、平成23年3月から平成23年9月までの日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、原発事故によって申立人Bの糖尿病が悪化したなどの事情は客観的に確認できず、申立人Bの通院状況からすればインシュリン注射を定期的に入手することは可能であり、他の避難者と比し苦痛が大きかったとはいえないなどと主張して争った。パネルは、申立人Bが体育館に避難しており十分な食事管理ができず、この間に複数回低血糖になる〔陳述書〕など、申立人の糖尿病の治療や避難生活に支障が生じた事情を考慮し、申立人Bが体育館に避難していた平成23年3月及び同年4月についてそれぞれ月額3万円、合計6万円の日常生活阻害慰謝料の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(避難所等において避難生活をした期間は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、重度または中程度の持病があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について))

申立人A（申立人Bの夫）は、申立人Bが避難先でインシュリン注射をする際に人目につかないように申立人Bを隠すなどの介助の負担が増加したとして、平成23年3月分から平成23年9月分までの日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、他の避難者と比し苦痛が大きかったとはいえないと主張してこれを争った。パネルは、賠償を認めるに足りる心証が得られないとして、和解案の対象外とした（申立人C、D、E、F及びGは申立てを取り下げた。）。

1 事案の概要

公表番号	1737		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人夫婦について、申立人夫が避難先で就職し、その就労が継続していたことを理由に平成24年9月以降の避難継続の合理性を認め、避難先で同居していた申立人夫婦それぞれに平成24年9月から平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料(月額10万円)の賠償が認められたほか、申立人妻の就労不能損害として、直接請求手続で賠償を受けた期間以降の平成25年1月から平成27年3月まで減収分の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(7)	第1の10(2)ア(イ)	

2 基本情報

申立日	R2.1.14	全部和解成立日	R2.12.17
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
小計			1,900,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9～H26.3	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	2,088,236	H25.1～H27.3	※2
小計			3,988,236		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,888,236
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人A(申立人Bの夫)及びB(追加申立て、申立人Aの妻)は、原発事故当時、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していたところ、原発事故が原因で避難を余儀なくされ、申立人Aが避難先で就職したため避難指示等の解除後も帰還することができなかったとして、避難指示等の解除から相当期間経過後である平成24年9月以降の日常生活阻害慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、南相馬市原町区のインフラ復旧状況は従前の住居に戻って通常的生活を行うことのできる水準に回復しており、避難指示等の解除から相当期間経過後に生じた精神的損害を賠償すべき特段の事情は認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人Aが避難先で就職したため〔電話聴取事項報告書〕、就業上の理由で帰還できない特段の事情があると認め、申立人A及びBの日常生活阻害慰謝料として、平成24年9月から平成26年3月までの19か月間について月額10万円(申立人A及びBそれぞれに190万円)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6IV②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当

期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8

申立人Bは、原発事故当時、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の勤務先に勤務していたところ、原発事故が原因で勤務先を解雇され、避難先で就職活動をしたが避難者であることを理由に採用されなかったなどとして、平成25年1月以降の就労不能損害を請求した。東京電力は、平成24年12月までの就労不能損害は直接請求手続で賠償済みであり、それ以降の就労不能損害は賠償の対象とならず、申立人Bが避難者であることを理由に採用されなかったという事実も認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人Bは原発事故の約10年前から同じ勤務先での就労を継続していたことから〔電話聴取事項報告書〕、原発事故がなければ申立人Bの就労は継続していたものと認め、就労不能損害として、平成25年1月から平成27年3月までの減収分(ただし、原発事故の影響割合を10割から3割まで順次漸減した金額。)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能となった場合には、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の5)

申立人Bは、原発事故による避難生活が原因で腎臓病が悪化したとして平成29年9月以降の生命・身体的損害の賠償を請求し、東京電力は、申立人Bの腎臓病は原発事故前からの既往症であり、原発事故と腎臓病の悪化との間に相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、賠償を認めるに足りる心証が得られないとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1738		
事案の概要	自主的避難等対象区域(伊達市)に居住し、原発事故後に自主的避難を検討したものの、避難先での生活費の負担や申立人母の再就職等の問題から最終的には避難を断念した申立人ら(祖父、父、母及び未成年の子)について、避難の準備のために借りたアパートの家賃の一部や短期間での避難を行った費用の一部が賠償されたほか、申立人子の通学路の放射線量を考慮して自家用車で送迎したことにより負担した通学費増加費用(ガソリン代)や除染費用等(線量計購入費用、屋根修理及び雨樋交換費用)が賠償された事例		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)オ
	第10の2(4)	第11の1(2)イ	

2 基本情報

申立日	R1.11.26	全部和解成立日	R3.1.4
事故時住所	伊達市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	住居費	170,440	H24.1～H24.4	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	232,468	H24.5～H27.3	※2
全部和解	生活費増加費用	その他	13,693	H25.4～H27.3	※3
全部和解	除染費用等	線量計購入費	39,800	H23.7	※4
全部和解	除染費用等	除染費用	70,000	H28..3	※5
小計			526,401		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	526,401
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人ら(A(父)、B(母)、C(祖母(Aの母)、追加申立て)及びD(原発事故当時未成年の子供、追加申立て))は、原発事故当時、申立人Aが自主的避難等対象区域(田村市)で単身赴任中であり、申立人B、C及びDは自主的避難等対象区域(伊達市)の自宅で生活していたところ、原発事故に伴い申立人B及びDが避難を検討し、避難先のアパートを借りて家賃を負担して避難の準備を進めた一方で、他方において、避難を実行した場合に申立人Bが失職することや世帯が3つに分離することに伴い生活費が増加すること等の事情が解消されなかったため最終的には避難を断念したが、避難の検討期間中に負担した平成24年2月分から同年4月分までの避難先のアパートの家賃〔引き落とし口座の通帳写し〕について賠償を求めた。東京電力は、申立人らの自宅は自主的避難等対象

区域であり、かつ、年間20ミリシーベルト以下の放射線量であった以上、避難先のアパートの契約及び家賃の支出は、申立人らの判断によるものであり原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、申立人Dが原発事故当時未成年の子供であることを踏まえると、放射線の被曝を回避するために自主的避難を検討し準備を進めることには合理性があると認め、また、最終的に避難を実行しなかった理由についても避難を実行した場合に申立人Bが失職することや世帯が3つに分離することに伴い生活費が増加すること等〔電話聴取事項報告書〕のやむを得ない事情によるものであったことに鑑み、家賃の支出と原発事故との相当因果関係を認め、請求額のうち合理的範囲内の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らのうち、申立人B及びDは、原発事故に伴い長期の避難を検討したものの、避難を実行した場合に申立人Bが失職することや世帯が3つに分離することに伴い生活費が増加すること等ことから断念したが、少しでも放射線の被曝を回避するために、連休期間や夏休み期間中などに短期間の避難を行っていたところ、その際に支出した移動費用の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの自宅は自主的避難等対象区域であり、かつ、年間20ミリシーベルト以下の放射線量であった以上、当該移動費用は申立人らの判断によるものであり原発事故との相当因果関係が認められない等と主張して争った。パネルは、申立人Dが原発事故当時未成年の子供であり、申立人B及びDが放射線の被曝を回避するために短期間の避難を実行することには合理性があるとして、その際に支出した移動費用と原発事故との相当因果関係を認め、合理的な期間（平成27年3月まで）及び支出の範囲で賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）に準じた和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、放射線の被曝を少しでも回避するため、申立人Dの小学校への登下校を徒歩ではなく家族の運転する自家用車で送迎したところ、それに伴い平成25年4月から平成29年3月までのガソリン代の負担が増加したとして、当該増加分の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの自宅は自主的避難等対象区域であり、かつ、年間20ミリシーベルト以下の放射線量であった以上、当該ガソリン代の支出は、申立人らの判断によるものであり原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、小学生の申立人Dを放射線の被曝から回避させるために自家用車で送迎することについて合理性を認め、平成25年4月から平成27年3月までを合理的な期間とし、かつ、ガソリン代を1キロあたり22円として合理的に算出される金額の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）に準じた和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第二次追補第4

放射線測定器の購入費用〔レシート〕について、除染、被ばく回避等の判断のために必要な費用として賠償を認めたものである。

※5 中間指針第二次追補第4

申立人らは、自宅の屋根や雨どいの老朽化のため雨漏りが生じていたところ、原発事故により放射性物質を含む雨水等が部屋に入り込むことを防止するため屋根及び雨どいを補修したとして、除染費用の賠償を求めた〔請求書、領収証〕。東京電力は、自治体により実施された除染作業により屋根及び雨どいも含めて放射線量が低減しており、補修工事の必要性は認められないと主張して争った。パネルは、自治体による除染の実施前の放射線量測定値について雨どい部分の放射線量が大きく〔自治体による放射線量測定記録〕、かつ、申立人らの自宅の周囲は除染のされていない山であり〔電話聴取事項報告書〕、新たに雨どい部分に放射性物質が蓄積すると考えられること等の事情を考慮して、雨どい部分の補修工事に限り原発事故との相当因果関係を認め、かつ、補修工事に伴い雨どいの価値が増加することも考慮して、雨どい部分の補修工事費用のうち半額程度の範囲で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた除染等は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1739		
事案の概要	自主的避難等対象区域で牧場を営み、堆肥等の販売や牧草を栽培していた申立人の営業損害として、平成24年3月から令和元年12月までの堆肥販売に係る燃料費相当分の賠償のほか、売れ残った堆肥が滞留して増加し続けたため、平成25年以降所有する牧草地に大量の堆肥を散布し続けることで処理せざるを得なくなったことによって牧草の収穫が困難になった事情を踏まえ、既に賠償を受けた生産年分以降の平成28年産の牧草の収穫に係る損害の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	R1.12.26	全部和解成立日	R3.1.5
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		2,000,000	H24.3~R1.12	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		3,000,000	H28	※2
小計			5,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、自主的避難等対象区域において牧場を営み、畜産（牛の飼育販売）並びに堆肥の製造販売及び牧草の生産販売等を行っていたところ、風評被害により原発事故後に製造した堆肥について売上げが減少したとして〔領収書等〕、営業損害（逸失利益）の賠償を求めた。東京電力は、堆肥の製造販売は牛の飼育に伴い発生する糞の処理等のために行っていたもので、もともと利益が出ないものであったと考えられるから損害は生じていないなどと主張して争った。パネルは、堆肥の製造販売が牛の飼育に伴い発生する糞の処理等のためであったとしても、原発事故前は牛の販売とは別に堆肥を販売することにより経費の一部を賄うことができたが、それができなくなったことにより経費相当額の損害が生じているとして、平成24年3月から令和元年12月までの営業損害（逸失利益）として、同期間中堆肥を製造するために要した経費（燃料代相当額）〔ガスの利用明細書等〕に、原発事故の影響割合を原発事故からの時間の経過に応じて9割から1割に漸減させて算定した額（概算）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ①vi は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2

申立人は、自主的避難等対象区域において牧場を営み、畜産（牛の飼育販売）並びに堆肥の製造販売及び牧草の生産販売等を行っていたところ、風評被害により堆肥の販売量が減少し、売れ残った堆肥が滞留して増加し続けたため、平成25年以降所有する牧草地に大量の堆肥を散布し続けることで処理せざるを得なくなったことにより牧草の収穫ができなくなったとして、平成28年産から平成30年産までの牧草の販売に係る営業損害（逸失利益）の賠償を求めた。東京電力は、堆肥の散布の方法が不適切であったと考えられること、申立人はもともと堆肥を販売するほか、堆肥と稲わらを交換しこれを更に子牛と交換する方法により子牛を仕入れていたところ、仕入先の家畜商が死亡したことにより、販売する堆肥以外はいずれにせよ散布せざるを得なくなったであろうことから原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、申立人の陳述及び福島県内で製造される堆肥は中間指針の定める買い控え等による被害が原則として賠償の対象と認められる一定の類型に該当すること（中間指針第7の2 I ①vi。なお中間指針第三次追補第2 I ①vii参照。）等から、原発事故の風評被害により堆肥の販売量が減少したと認定し、そのため滞留した堆肥を牧草地に散布したことにより牧草が収穫できなかったとして、原発事故との相当因果関係を認めた一方、堆肥と交換することにより得ていた子牛の仕入先である家畜商の死亡等により、原発事故がなかったとしても平成29年以降は牧草を収穫できなかった可能性があるとして、平成28年に収穫予定であった牧草分についてのみ、営業損害（逸失利益）として、同年に牧草を収穫できたであろう牧草地の面積に基づき算出される牧草の基準収量に販売単価を乗じた額（概算）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ①vi及び中間指針第7の2 IIは、福島県において産出された農産物について、買い控え等による被害を懸念し、事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等の全部又は一部を断念したことによって生じた被害も、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1740		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)に居住し、父は仕事のために外国への避難をしなかったものの、妊娠中の母が平成23年3月から同年12月まで故郷である外国(母の兄弟宅)へ避難し、同月に帰国後改めて平成24年7月から同年12月まで母子で外国(母の実家)へ避難をした申立人ら(子は平成23年9月に避難先で出生した。)について、平成23年3月から同年12月までの避難交通費、宿泊謝礼、面会交通費、一時帰宅費用、生活費増加費用及び精神的損害(母について、出産前後の状況を踏まえて増額した分を含む。)が賠償されたほか、申立人母及び子の再度の避難は帰国から約7か月後になされているものの、再度の避難の決断自体は平成24年1月頃になされており、避難の実行に時間を要したのは避難先の準備状況にあったこと及び申立人子の年齢が若いこと等を踏まえれば平成24年7月の再度の避難実行にも合理性があるとして、同月から同年12月までの一時帰宅費用、面会交通費、宿泊謝礼、生活費増加費用及び避難雑費が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)ク	第10の2(4)	

2 基本情報

申立日	R2.3.25	全部和解成立日	R3.1.6
事故時住所	いわき市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1 ※2
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1 ※3
全部和解	精神的損害	増額分	60,000	H23.3～H23.12	※1 ※4
小計			260,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1 ※3
小計			200,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	152,000	H23.3～H24.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	188,800	H23.3～H24.12	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	800,000	H23.3～H24.12	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	566,400	H23.3～H24.12	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	450,000	H23.3～H24.12	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	200,000	H23.3～H24.12	※1
全部和解	避難雑費		100,000	H24.1～H24.12	※1
小計			2,457,200		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,957,200
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,280,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人ら（父及び母。母は当時懐妊中。）は、自主的避難等対象区域（いわき市）に住していたところ、①原発事故直後、申立人らは、他県在住の申立人母の知人宅に短期間避難し、②申立人父は、仕事のため平成23年3月中に帰還したものの、申立人母は、同月から故郷である外国（申立人母の兄弟宅）へ避難し、同年7月の一時帰国を経て同年9月に避難先で出産した後、同年12月に申立人子を連れていったん帰国するまで避難を継続し、③その後、申立人母及び子は、平成24年7月から同年11月まで、外国所在の申立人母の実家に改めて避難したとして、避難期間中の避難交通費、宿泊謝礼、面会交通費、一時帰宅費用、生活費増加費用、家財購入費、避難雑費及び精神的損害について賠償を求めた。東京電力は、中間指針等に定められた基準に基づく支払金額を超えて支払うべき事情がない、いわき市からの避難については平成23年8月以降も避難を継続する合理性がないなどと主張して争った。パネルは、一連の避難経過に鑑み、平成24年7月の再度の避難についても、その決断自体は同年1月頃になされており、実行までに時間を要したのは、避難先の準備状況等に配慮する必要があったためであること及び申立人子の年齢が若いこと等を踏まえれば、合理性があるとして、平成23年3月から同年12月までの避難交通費、宿泊謝礼、面会交通費、一時帰宅費用、生活費増加費用、家財道具購入費及び精神的損害（申立人母について、出産前後の状況を踏まえて増額した分を含む。）並びに平成24年7月から同年11月までの避難交通費（和解契約書上、一時帰宅費用と表示されているうち、同年11月に帰国した際の交通費につき、本解説では避難交通費として取り扱う。）、宿泊謝礼、面会交通費、生活費増加費用及び避難雑費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象

となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分40万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※4 中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

パネルは、申立人母について、出産前後の状況を踏まえて、精神的損害の増額分として、6万円の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）に従った和解案が提示されたものである。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について））

申立人らは、避難生活中の入院費用等（切迫早産）の賠償を求めたところ、東京電力は、原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1741		
事案の概要	県南地域(西郷村)から避難した申立人の精神的損害(増額分)として、持病を抱えての避難であり原発事故当初の時期に相応の苦労があったことを考慮し、10万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(1)	第10の2(3)ウ	

2 基本情報

申立日	R2.1.6	全部和解成立日	R3.1.6
事故時住所	西白河郡西郷村		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	本件事故発生当初の時期	※1
小計			100,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	100,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2

申立人A(母)は原発事故当時、県南地域(西白河郡西郷村)の自宅で生活していたが、平成23年3月中旬に避難した直後から持病が悪化し、発作が頻発する中で避難生活を余儀なくされたことにより精神的苦痛を被ったとして、精神的損害(増額分)の賠償を求めた〔診断書〕。東京電力は、前件の申立てにおいて生命・身体的損害として同様の請求があったが賠償は認められなかったのであり、本件においても賠償に応じることはできないと主張して争った。パネルは、上記診断書からは避難と申立人Aの発作が頻発したこととの間に相当因果関係があるとまでは認定できないものの、申立人Aの発作が避難生活中に頻発したこと自体は事実であり、そのことにより避難先での生活において精神的苦痛が増大したとして、精神的損害(増額分)の賠償として10万円を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について))

申立人らのうち申立人B(申立人Aの子)は、平成23年4月分の給与について、原発

事故により10万円の減収が生じたとして就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人Bの原発事故当時の住所及び勤務地は東京都内であり、申立人Bの減収と原発事故との間に相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは和解案の対象外とした。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について））

申立人らは、避難費用として原発事故により避難先から県南地域（西白河郡西郷村）の申立人Aの自宅（申立人Bの実家）へ自動車で一時的に立ち入りした際に支出した交通費の賠償を求め、また、生活費増加費用として避難中に自宅の草刈りを委託し支出した費用の賠償を求めた〔領収証〕。東京電力は、申立人らの説明によれば申立人らのうち申立人Bの原発事故当時の住居が東京都内であり、従前から申立人Aの自宅に自動車ですべての通勤にあたり同様の費用を支出していたこと、また、申立人B自身が草刈りを行っていたとのことであるから、原発事故により増加した費用とはいきなり増加したと主張して争った。パネルは和解案の対象外とした。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について））

申立人らは、避難費用（避難に伴う宿泊費）及び生活費増加費用（家財道具購入費）の賠償を求めたほか、精神的損害（増加分）として、原発事故当時に末期がんを患い入院中であった申立外の人（申立人Aの夫であり申立人Bの父）の相続人として、亡夫が、申立人Aの避難に伴って東京都内の病院に転院を余儀なくされた後、平成23年3月末に死去したことについて死亡慰謝料の賠償を求め〔診断書〕、さらに、原発事故直後の交通事情等から西郷村での亡夫の葬儀が困難であったため、ひとまず東京都内で葬儀を済ませ、混乱が収束した後に西郷村で再度葬儀を執り行ったことにより増加した葬儀費用の増加分の賠償を求めた〔お見積書〕。東京電力は、これらの請求はいずれも前回及び前々回の申立てにおいてなされたものであるところ、審理の結果賠償が認められなかったものであるか、または、和解で定められた賠償額を支払済みのものであるから、これ以上の賠償に応じることはできないと主張して争った。パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1742		
事案の概要	居住制限区域(飯館村)から避難した申立人ら3名(祖母、母及び子)のうち、申立人母の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、平成28年3月に出生し、恒常的に乳幼児である申立人子の世話をしながらの避難生活であったことを考慮し、平成28年4月から平成29年3月までの期間は、元夫が心身の不調により入院し、自身の心身も不調であったという状況等も踏まえて月額5万円の増額、平成29年4月から平成30年3月までの期間は月額3万円の増額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	R2.6.23	全部和解成立日	R3.1.6
事故時住所	飯館村		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	960,000	H28.4～H30.3	※1
小計			960,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	960,000
	弁護士費用	28,800
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(祖母)、B(母)及びC(子)は、原発事故による避難生活中に、申立人A及びBが恒常的に乳幼児である申立人C(平成28年3月出生)の世話をしたとして、申立人A及びBそれぞれについて、平成28年3月から平成30年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を請求した。東京電力は、申立人Aについては、平成29年4月に同居するに至るまでは申立人B及びCと別居していたこと並びに原発事故後も飯館村において就労を継続していたこと等に鑑みれば申立人Cの世話を恒常的に行っていたとはいえず、また、申立人Bについては、申立人Bの元夫が原発事故後に心身の不調をきたしたためほぼ1人で申立人Cの世話をせざるを得なかったとの申立人らの主張に対し、元夫の心身の不調と原発事故との間に相当因果関係が認められないこと及び申立人Aと同居した平成29年4月以降は申立人Cの世話の負担は相当程度軽減されたといえること等から、いずれも直接請求手続における既払額を超えて日常生活阻害慰謝料の増額分を賠償することはできないと主張して争った。パネルは、申立人Aの請求は認めなかったものの、申立人Bについては、ほぼ1人で申立人Cの世話をせざるを得なかった上記事情を考慮し、平成28年4月から平成29年3月までの期間は元夫が心身の不調により入院し自身の心身も不調であったという状況〔診断書〕及び申立人Aと別離していたこと等も踏まえて月額5万円、同年4月から平成30年3月までの期間は月額3万円の日常生活阻害

慰謝料の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、乳幼児の世話を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人Bは、懐妊中であつたことを理由に平成28年1月から同年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を請求したところ、東京電力は直接請求手続において同額を支払済みであると主張して争つた。パネルは、当該既払額を超えて原発事故と相当因果関係のある損害は認められないとして、和解案の対象外とした。また、申立人Cについては、具体的な請求がされなかつたため、パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1743		
事案の概要	岩手県でしいたけの原木栽培業を営む申立人について、岩手県のしいたけ生産量が令和元年度においても原発事故前である平成22年度と比べて減少しているなどの事情を踏まえ、原発事故がなかった場合に想定された申立人の売上高を基準に対象期間である平成31年1月から令和元年12月までの生産量の減少率を乗じて算定した風評被害による逸失利益と、予定していた植菌ができなかった原木数に基づき算定した平成31年の植菌断念分による逸失利益の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)イ	

2 基本情報

申立日	R2.4.23	全部和解成立日	R3.1.12
事故時住所	岩手県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		3,695,151	H31.1～R1.12	※1
小計			3,695,151		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,695,151
	弁護士費用	110,855
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、岩手県でしいたけの原木栽培業を営んでいたところ、原発事故に伴う放射性物質による汚染のため原木の供給が不足し、流通する原木の品質も低下したため（申立人は同県の原木1000本当たりしいたけ生産量が原発事故前と比べて有意に減少していることは、品質の低下の表れであると指摘）、しいたけの生産量が減少したこと、品質的にも取引先の規格に適合するしいたけの生産が困難になったこと〔林野庁資料、原木の写真〕を主張して、平成31年1月から令和元年12月まで（以下「本件期間」という。）の売上減少に基づく風評被害による逸失利益について、原発事故前からの生産規模拡大計画に基づく想定年間売上高を用いて損害額を算定し、賠償を請求〔納品書、確定申告書〕するとともに、上記逸失利益に加え、原木の需給ひっ迫のため植菌を断念したことによる本件期間の逸失利益の請求を追加し、その損害額については、植菌が予定されていた原木本数から実際に植菌できた原木本数を控除し、ほだ木1本当たりの予定生産量0.3キログラム、1キログラム当たり販売単価1188円及び期待所得率50%を乗じて算定した金額を主張した。東京電力は、原発事故から8年という相当程度の期間を経過した本件期間において、申立人のしいたけ生産の基礎となる残存ほだ木の本数が前年より増加しているところ、通常はしいたけの生産量も比例して増加し増収となるはずであるにもかかわらず

ず、前年よりも減収となっていることから、本件期間の売上減少には原発事故以外の要因が考えられること、また、申立人の主張する上記各事情はいずれも客観的資料に基づいて明らかにされていないこと等から、申立人の売上減少と原発事故との間に相当因果関係を認めることはできないと主張して争った。パネルは、申立人の植菌本数が平成20年や平成21年と比較して平成22年以降大幅に増えていること、申立人が原発事故前にビニールハウスを新設していたこと、原発事故前に取引先店舗数や売上高が増加傾向にあったこと等を踏まえ、原発事故がなければ申立人の主張する生産規模拡大計画が実現できていたであろうと認めた上で、岩手県の伏込量1000本当たりしいたけ生産量が平成22年と原発事故後平成31年までの各年を比較すると平均約30%減少していることから、申立人の主張する想定年間売上高に上記減少率約30%を乗じた額を風評被害による本件期間の逸失利益と認め、さらに植菌断念による本件期間の逸失利益として申立人の請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第三次追補第2 I ①iiiは、岩手県において産出された林産物（食用に限る。）について、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害についても、中間指針第7の1 III①の類型として、原則として賠償すべき損害と認めており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるところ、仲介委員はその中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足り、平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には、原発事故前の収入額等に適宜の金額を足した額を選択したとしても、特段の事情のない限り、仲介委員の判断は合理的なものと推定されるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1744		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人ら家族について、避難により家族の別離が生じた期間(平成23年3月から同年4月まで及び同年10月から平成26年8月まで)の日常生活障害慰謝料の増額(月額3万円)が認められたほか、申立人のうち2名の就労不能損害として、うち1名については、直接請求手続で支払を受けた期間以降の平成26年3月から平成27年2月までの期間の賠償が、もう1名については、原発事故後も勤務を続け平成27年11月に退職したものの、退職の理由が避難によって職場への通勤時間が片道3時間になるなどの勤務条件が悪化したことにより体調を崩したためという事情を踏まえ、退職時である平成27年11月から相当期間経過した平成28年5月までの減収分(ただし、平成27年12月以降は原発事故の影響割合を5割として算定)の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の10(2)ア(イ)	第1の10(2)ア(ウ)

2 基本情報

申立日	R2.8.17	全部和解成立日	R3.1.19
事故時住所	浪江町		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,110,000	H23.3~H23.4、H23.10 ~H26.8	※1
小計			1,110,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	7,178,023	H26.3~H28.5	※2
小計			7,178,023		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	3,094,509	H26.3~H27.2	※3
小計			3,094,509		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,382,532
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A、B、C、D及びEは、原発事故当時、帰還困難区域(浪江町)に居住していたところ、原発事故が原因で家族が別々の場所に避難せざるを得なかったなどと主張して

〔電話聴取書〕、二重生活及び家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、家族の別離が生じていたとしても車で15分以内の距離であり、日常的に交流を図れていたため、増額すべき事情があるとは言い難いなどと主張して争った。パネルは、車で15分以内であっても相当程度距離が離れており、家族間での日常的な相互扶助ができなくなって精神的苦痛が増大したことに変わりはないとして、家族別離が生じた期間（平成23年3月から同年4月まで及び同年10月から平成26年8月まで、合計37か月間）について、月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8

申立人Bは、原発事故当時、帰還困難区域（浪江町）の勤務先に勤務していたところ、原発事故による避難のため勤務先への通勤時間が片道3時間になり、常勤の勤務を継続することができず時給制になるなど勤務条件が悪化し、長時間の通勤や変則的な勤務を続けたことにより体調を崩して退職せざるを得ず、それらによって減収が生じたとして〔電話聴取書〕、平成26年3月以降の就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、平成26年3月から平成27年2月までの就労不能損害については認めたが、それ以降については原発事故から4年が経過している、別の職場での勤務も可能である、再就職しない理由には原発事故以外の要因もあるなどと主張して争った。パネルは、申立人Bの退職理由が避難によって通勤時間が片道3時間になるなどの勤務条件悪化により体調を崩したためという事情を踏まえ、退職した平成27年11月から再就職に必要な相当期間が経過した平成28年5月までの減収については原発事故との相当因果関係が認められると判断し、就労不能損害として、東京電力が認めた平成26年3月から平成27年2月までの減収分に加え、平成27年3月から平成28年5月までの減収分（ただし、再就職しなかったことには家族との時間を大切にしたいという申立人Bの都合もあるため平成27年12月以降は原発事故の影響割合を5割として算定）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能となった場合には、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の8

申立人Eは、原発事故当時、緊急時避難準備区域（広野町）の勤務先に勤務していたところ、原発事故による避難のため退職せざるを得ず、避難先で再就職したが夜勤や連続勤務があったことによる疲労のため1年程度で退職し、それらによって減収が生じたとして〔電話聴取書〕、平成26年3月以降の就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、原発事故から3年が経過する平成26年2月末日を就労不能損害の終期とすることが相当である、申立人Eは避難先で再就職したが1年程度で退職しその後は就職活動をしていないなどと主張して争った。パネルは、原発事故がなければ申立人Eの就労は継続していたものと認め、申立人Eが再就職先を退職したのは原発事故前の勤務先と労働環境が大きく異なっていたためでありやむを得ないものと判断し、就労不能損害として、平成26年3月から平成27年2月までの減収分の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の8に従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の3）

申立人らは、月に1、2回程度の一時立入を行ったとして一時立入費用の賠償を請求し、東京電力は、既払金を超える損害が認められないなどと主張してこれを争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1745		
事案の概要	会津地方でしいたけの原木栽培及び漢方薬の原料となるホオノキ等の採取販売業を営む申立人について、原発事故前はしいたけ栽培用の原木を購入することなく入手していた事情等を考慮して平成27年に購入した原木の購入費用分の賠償が認められたほか、原発事故の影響によって申立人のホオノキ等の販売先とその取引先との間で福島県産のホオノキ等の取引が停止され、申立人がホオノキ等を出荷できない状況が継続している事情等を考慮して平成28年1月から令和2年12月までのホオノキ等の採取販売に係る逸失利益(影響割合は平成28年1月から平成30年12月までは5割、平成31年1月から令和2年12月までは4割。)の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	R1.11.15	全部和解成立日	R3.1.26
事故時住所	喜多方市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		540,814	H28.1～R2.12	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	55,600	H27.3	※2
小計			596,414		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	596,414
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第2の5

申立人は、会津地方でしいたけの原木栽培及び漢方薬の原料となるホオノキ等の採取販売業を営んでいたところ〔仕切書、領収証〕、原発事故の影響によって販売先とその取引先との間で福島県産のホオノキ等の取引が停止され、申立人が出荷できない状況が継続したとして逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、営業損害算定の基礎となるべき原発事故前の経費等の具体的な収支状況について客観的資料が不足していることや、ホオノキ等の樹木の仕入れから販売まで1サイクルで4年程度の期間を要するとされているところ申立人がホオノキ等の採取の事業を開始したのは原発事故の5年程度前であり事業実績が乏しいこと、また、ホオノキ等を仕入れるにあたっては山林でホオノキ等を探索し所有者から買い取る等の手間や経費を要するため原発事故がない場合に一定の収益が得られたのが不明確であるなどと主張して争った。パネルは、申立人の取引先である薬草店が未だホオノキ等を買取れない状況を踏まえ〔取引先からの電話聴取報告書〕、申立人が広範囲で採取活動をしていたこと〔伐採届出書〕から原発事故がなければある程度の分量のホオノキ等を確保できたであろうことを認定した上で、ホオノキ等の樹木の仕入れから販売まで約4年サイクルであることを踏まえ平成21年から平成24年までの仕入れ・経費及び売

上額を算定の基礎とし、平成28年1月から令和2年12月までのホオノキ等の採取販売に係る逸失利益（疎明資料の不足等を考慮して、影響割合は平成28年1月から平成30年12月までは5割、平成31年1月から令和2年12月までは4割。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、証拠の収集が困難である場合など必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することがあり得るとされているところ、上記のとおり認定をした上で、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2

申立人は、会津地方でしいたけの原木栽培等の事業を営んでいたところ、しいたけ栽培用の原木のほとんどを自ら伐採し購入することなく入手できていたが〔伐採届出書〕、原発事故後は購入して調達せざるを得なくなったとして〔請求書、払込受付書、売り渡し書〕、平成27年に購入した原木の購入費用分の賠償を求めた。東京電力は、森林組合からの補助金交付があったとして補助金を控除して損害額を算定すべきであると主張し争った。パネルは、平成27年当時は補助金が交付されていなかったとしてこれを控除せずに算定した額を認める和解案を提示した。

これも上記中間指針第7の2 I ① i に従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人は、所有していたビニールハウスが財産価値を喪失し、またビニールハウス内の冷却機が使用頻度の低下により故障したとして、それらの損害賠償を求めたが、パネルは原発事故との相当因果関係を認定できず、和解案を提示しなかった。

1 事案の概要

公表番号	1746		
事案の概要	帰還困難区域(浪江町)に居住し、原発事故の直前に父を亡くした申立人について、原発事故のために、自宅に亡父の遺体を残したまま避難せざるを得ず、適切な時期に適切な方法によって亡父を弔うことができなかったことに係る慰謝料が認められたほか、避難後に居住地外の火葬場で亡父を火葬せざるを得なかったところ、火葬場のある自治体等の住民登録票の有無で火葬炉使用料が設定されており、住民票登録がないために申立人が支払った火葬炉使用料と住民票登録がある場合の火葬炉使用料との差額分の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)カ	

2 基本情報

申立日	R2.10.12	全部和解成立日	R3.1.29
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	100,000	H23.3~H23.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	39,000	H23.3~H23.3	※2
小計			139,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	139,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、原発事故により、同事故の2日前に亡くなった亡父の葬儀等を行なうことができないまま、亡父の遺体を帰還困難区域（浪江町）にある自宅に残して避難をせざるを得ず、その後自衛隊の協力のもとで亡父の遺体を運び出し、二本松にある火葬場において火葬したことに伴って精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人の個別事情を踏まえた上で通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きい場合であるかを検討する必要がある等と主張して争った。パネルは、申立人が亡父の遺体を置き去りにしたまま避難せざるを得なかった事情や、予定していた葬儀等を行うことができないまま住居地と異なる別の火葬場で亡父を火葬に付さなければならなかった事情等を考慮し、亡父を適切な時期や方法により弔うことができなかったことと本件事故との間に相当因果関係があることを認め、申立人に精神的損害として10万円の賠償を認める和解案を提示した（なお、申立人は、当初、家族が別離したことを理由とする精神的損害の賠償を求めていたが、原発事故時の同居家族を申立人として追加することは難しく、また、申立人が最も考慮してほしい点は上記の亡父を適切な時期及び方法で弔うことができなかった精神的損害の賠償を求める点にあるとして、家族別離を理由とする精神的損害の賠償の主張については撤回した。）。

中間指針第3の6の備考11は、日常生活阻害慰謝料以外の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとし、総括基準（精神的損

害の増額事由等について)は、日常生活阻害慰謝料以外に、原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、中間指針第3の6の備考11を適用して、別途賠償の対象とすることができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人は、亡父の火葬炉使用料について、火葬炉使用料が住民票登録の有無により定められているため、原発事故がなければ、住民票登録のある火葬場での火葬炉使用料の負担であったはずであるのに、亡父の遺体を運び出した先である住民票登録のない火葬場で火葬せざるを得なかったために増額した火葬炉使用料を負担したとして、その差額分の賠償を求めたところ、東京電力はこれを認め、パネルも、原発事故と相当因果関係のある損害として、申立人が負担した火葬炉使用料と、住民票登録がある場合の火葬炉使用料との差額分について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用を賠償すべき損害と認め、中間指針第3の2の備考3は、避難対象者の中に特に高額な生活費の増加費用の負担をした者がいた場合には、そのような高額な費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費を賠償すべき損害と認めており、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1747		
事案の概要	申立人が父親から単独相続した帰還困難区域(大熊町)所在の賃貸用土地について、当該土地は隣接した2筆の土地(登記簿上、山林である土地①及び畑である土地②)であり、東京電力の直接請求手続において、課税情報が宅地であった土地①は固定資産税評価額に係数1.43を乗じて評価額が算定され、課税情報が準宅地であった土地②は不動産鑑定士により宅地並みとして評価額が算定され、単位面積当たりの評価額は土地②の方がわずかに高額となっていたが、両土地は同一建物の敷地で、両土地の間に区切りや高低差もなく共通一体のものとして利用されていること等から等価性があるとされた上、個別評価である不動産鑑定士による土地②の評価額を採用し、土地①にも土地②の評価額を適用して、直接請求手続における両土地の評価額との差額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)	第1の12(2)エ(カ)	

2 基本情報

申立日	R2.6.15	全部和解成立日	R3.2.3
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	不動産	14,523,600		※1
小計			14,523,600		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	14,523,600
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	14,294,280

※1 中間指針第3の10

申立人は、帰還困難区域(大熊町)に所在する2筆の賃貸用土地(登記簿上山林である土地①及び畑である土地②。以下併せて「両土地」という。)の財産的損害について、東京電力の直接請求手続において賠償を受けたものの、両土地は隣接しているにも関わらず、課税情報が宅地であった土地①は固定資産税評価額に係数1.43を乗じて評価額が算定され、課税情報が準宅地であった土地②は不動産鑑定士により宅地並みとして評価額が算定され、単位面積当たりの評価額は土地②の方がわずかに高額となって差が生じていたことを不服として、土地①の差額について賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続における算定方法は、宅地及び準宅地それぞれについて時価相当額を中立・公正に算定するものであり、差額賠償には応じられないと主張して争った。パネルは、両土地は同一建物の敷地で、両土地の間に区切りや高低差もなく共通一体のものとして利用されていること等から等価性があると判断して個別評価である不動産鑑定士による土地②の評価額を採用し、土地①についても土地②の単位面積当たりの評価額を適用して、直接請求手続における両土地の評価額との差額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管

理が不能等となったため、当該財物の価値の全部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立人は、平成27年3月から5年分の逸失利益について、東京電力の直接請求手続において請求額の4割に止まる賠償額であったことを不服として差額分6割の賠償を求めた。東京電力は、既払額を超える損害は生じていないと主張して争った。パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1748		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)において、福島県及び他県の漁港で水揚げされた海産物の卸売業及び運送業を営む申立人の平成30年1月から同年12月までの営業損害(逸失利益)について、原発事故の影響を受けた福島県内の漁港に係る売上げの減少分のみを対象とした上で、平成20年度から平成22年度までの3年間(それぞれ期間は前年6月から当年5月まで)の売上げの平均を用いて対象期間の減収分を算定し、これに原発事故の影響割合として7割を乗じて算定した損害額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	R1.10.16	全部和解成立日	R3.2.12
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,994,850	H30.1～H30.12	※1
小計			4,994,850		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,994,850
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、自主的避難等対象区域（いわき市）において、福島県及び他県の漁港で水揚げされた海産物の卸売業及び運送業を営んでいたところ、風評被害や試験操業の影響による水揚量の大幅な減少に伴い売上げが減少したとして、平成30年1月から同年12月までの営業損害（逸失利益）の賠償を求め、また、逸失利益の算定の基礎となる原発事故前の売上高（基準期間売上高）は、平成20年度（会計期間は前年6月から当年5月まで）のものとするべきであると主張した。東京電力は、他県の漁港に係る売上げの減少は、取引先の漁船が操業地域を変更したこと等によるもので原発事故とは相当因果関係が認められないと主張して争ったほか、予備的に、逸失利益の算定の基礎となる基準期間売上高は、原発事故前の直前年度である平成22年度のものとするべきであると主張した。パネルは、原発事故の影響を受けたことが明らかである福島県内の漁港に係る売上げの減少分のみを対象とした上で、基準期間売上高として平成20年度から平成22年度までの3年間の売上げの平均を用いて請求期間における減収分を算定し、これに原発事故の影響割合として7割を乗じた額を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ①ivは、福島県において産出された水産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認め、また、総括基

準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であって、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるとされているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1749		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)でスポーツ関連施設を営んでいた申立会社の財物損害について、①施設設備の部品等につき、申立会社の主張するメーカー販売価格に数量を乗じた上で、立証の程度を考慮して3割を乗じた額が、②建物及び附属設備等につき、原発事故当時の価格を税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数に基づいて算定した上で既払額を控除し、立証の程度を考慮して8割を乗じた額が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(カ)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	R2.5.13	全部和解成立日	R3.2.9
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	不動産及び動産	21,520,390		※1
小計			21,520,390		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	21,520,390
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立会社は、原発事故当時、避難指示解除準備区域(浪江町)でスポーツ関連施設を営んでいたところ、当該施設の財物損害(①帳簿に記載のない施設設備の部品等〔在庫表、写真〕、②償却資産である建物及び附属設備等〔固定資産台帳〕)の賠償を請求した。なお、申立会社は、①についてはメーカー販売価格に在庫数を乗じた金額を損害額と主張し、また、②については直接請求手続における東京電力からの既払金は不十分であり、それ額を超えて損害が発生していると主張した。東京電力は、①については、申立会社の主張する単価や個数が正確な数字であるか不明であり、またそもそも当該部品等を持ち出して他施設で使用することも可能であったことから当該部品等の財物価値は失われておらず損害は発生していないと主張し、また、②については、直接請求手続において、固定資産台帳の帳簿価額に償却資産係数、物価変動係数(建物のみ)及び価値減少率を乗じ、営業損害として支払済みである減価償却相当額を控除して算定した金額を賠償済みであり、これを超えて損害は発生していないと主張していずれも争った。パネルは、①について、申立会社の主張する単価や個数が正確であるとまではいえないが、一定数の部品等が存在し、その価値が原発事故により毀損されたことは認められると判断し、申立会社の主張するメーカー販売価格に在庫数を乗じた上で立証の程度を考慮して3割を乗じた額、②について、原発事故当時の時価相当額は上記既払額を超えると判断し、原発事故当時の価格を税法上の耐用年数(7~22年)ではなく実質的耐用年数(30~60年)に基づいて算定した上

で既払額を控除し、立証の程度を考慮して8割を乗じた額の賠償をそれぞれ認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1750		
事案の概要	自主的避難等対象区域(須賀川市)に居住していた申立人ら(母及び未成年の子2名〔第二子は原発事故後に出生〕)について、原発事故直後に避難した後、平成23年8月に自宅に一時帰宅した翌月に第二子を出産し、再び平成24年7月に避難した一連の避難の経過及び平成27年3月までの避難の継続に合理性を認め、同月までに生じた避難費用、一時帰宅費用等が賠償されたほか(ただし、申立外の元夫分を考慮し、平成26年2月分までの損害は算定額の2分の1の限度で認める。)、平成30年3月に申立人母の実家に帰還した際の引越費用、交通費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(2)ア	第10の2(4)	

2 基本情報

申立日	R2.7.27	全部和解成立日	R3.2.22
事故時住所	須賀川市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	1,200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	600,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	除染費用等	線量計購入費	4,900	H23.3~H23.12	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	13,600	H24.7	※4
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	6,000	H24.7	※4
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	704,000	H24.8~H27.3	※4
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	75,000	H24.8~H27.3	※4
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	250,000	H30.3	※4
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	27,200	H30.3	※4
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	12,000	H30.3	※4
全部和解	避難雑費		920,000	H24.7~H27.3	※4

小計 3,812,700

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,812,700
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,800,000

※1 中間指針第一次追補第2

申立人A（母）、B及びC（いずれも申立人Aの子であり申立人Bは原発事故当時未成であり、申立人Cは原発事故後に出生した。）それぞれについて、中間指針第一次追補第2に基づき認められる1人あたり40万円の賠償分（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち20万円（3名分合計60万円）及び平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースに基づき認められる1人あたり20万円の賠償分（本和解外で東京電力により支払済み。3名分合計60万円。）につき、移動費用及び生活費増加費用に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2

申立人A、B及びCそれぞれについて、中間指針第一次追補第2に基づき認められる1人あたり40万円の賠償分（本和解外で東京電力により支払済み。）の賠償のうち、※1の残額1人あたり20万円（3名分合計60万円）を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第二次追補第4

放射線測定器の購入費用について、除染、被ばく回避等の判断のために必要な費用として賠償を認めたものである。

※4 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

原発事故当時、申立人A及びBは、申立外D（平成26年に離婚した申立人Aの元夫であり、申立人B及びCの父。）とともに自主的避難等対象区域（郡山市）の自宅で生活していたが、原発事故により平成23年3月中旬に避難した後、第2子となる申立人Cの出産のため同年8月中旬に自宅へ戻り、同年9月下旬の申立人Cの誕生後、平成24年7月に再び県外に避難したが、これらの避難生活中に支出した避難費用（交通費、宿泊費及び一時帰宅費用）、生活費増加費用（家財道具購入費用）及び避難雑費並びに平成30年3月に帰還する際に支出した引越費用、交通費及び宿泊費の賠償を求めた。東京電力は、原発事故から1年4か月を経過した平成24年7月の移動は避難とは評価できず、賠償に応じることはできないと主張して争った。パネルは、申立人らは平成23年8月中旬に自宅に戻らず避難を継続したかったが申立人Cの出産のためやむを得ず自宅に戻ったこと、申立人Cの出産後直ちに避難を再開したかったが、長期間の避難を検討するにあたり、避難先を吟味し検討する時間を要したこと等の事情があったことに鑑みれば〔電話聴取事項報告書〕、平成24年7月の移動は避難と評価できるものと判断し、避難期間中の避難費用、生活費増加費用及び避難雑費について同月以降の支出も含めて合理的な範囲で賠償を認め（ただし、申立外の元夫分を考慮し、平成26年2月分までの損害は算定額の2分の1の限度で認める。）、また、平成30年3月に自宅に帰還する際に支出した引越費用、交通費及び宿泊費についても合理的な範囲で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1751		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から平成23年6月上旬頃に宮城県に避難を実行した申立人夫婦について、平成23年8月末まで避難継続の合理性を認めた上で、同月末までを対象とする入居諸費用(敷金の一部、礼金、仲介手数料及び鍵交換費用等)、避難先家賃等、家財道具購入費用及び通勤交通費増加費用の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(4)		

2 基本情報

申立日	R2.1.24	全部和解成立日	R3.2.24
事故時住所	福島市		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	80,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	生活費増加費用	住居費	525,329	H23.3～H23.8	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H23.3～H23.8	※2
全部和解	生活費増加費用	通勤費増加分	191,558	H23.6～H23.8	※2
小計			946,887		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	946,887
	弁護士費用	28,407
	手続内で処理された既払金合計額	160,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく1人当たり8万円(本和解外で東京電力により支払済み。)の賠償のうち、4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

原発事故当時、申立人A(夫)及びB(妻)は、自主的避難等対象区域(福島市)の自宅で生活していたが、平成23年6月上旬に県外に避難し、避難生活中に支出した生活費増加費用(家賃等〔精算書等〕、家財道具購入費用〔領収書〕及び勤務先までの通勤距離が増加したことに伴う交通費増加分〔クレジットカードご利用明細書(高速道路代)〕)の賠償を求めた。東京電力は、申立人らはいずれも成人であるところ、妊婦以外の大人についての中間指針追補に基づく避難費用等の損害賠償の対象期間は、原発事故発生当初の時期(平成23年4月22日頃まで)とすべきであるから、平成23年6月上旬に開始した申立人らの避難には合理性はなく、それに伴って支出した生活費増加費用の賠償に応じる

ことはできないと主張して争った。パネルは、申立人らの主張によれば、申立人らは原発事故直後にテレビを見ない生活状況であったため、平成23年5月中旬頃ようやく原発事故が深刻なものであったことを知るに至り、それから自主的避難を開始した等の事情があったことを考慮し、平成23年6月上旬に開始した避難の開始に合理性を認め、平成23年8月までの生活費増加費用について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について））

申立人Bは、原発事故以前から甲状腺機能低下症及び甲状腺腫瘍の診断を受け、専門医の診察を受けていたところ、原発事故により自身の甲状腺の状態が悪化することを極度に恐れつつ生活を送ることを余儀なくされ精神的苦痛を被ったとして精神的損害（増額分）の賠償を求めた。東京電力は、精神的損害の増額事由には当たらないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1752		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した被相続人とその介護にあたった同人の次女である申立人について、被相続人が要介護の認定を受けた平成29年6月から同人が亡くなった同年7月までの2か月について、日常生活阻害慰謝料(増額分)として、それぞれ月額10万円の増額(合計40万円)が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	R2.9.24	全部和解成立日	R3.2.24
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	200,000	H29.6～H29.7	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	200,000	H29.6～H29.7	※1
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	6,090	H23.8～H23.8	※2
小計			206,090		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	406,090
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、原発事故による避難中、亡母が要介護状態となって避難先の施設で亡くなったとして、亡母の相続人である申立人B、C、D及びE(追加申立て)とともに妥当な額の日常生活阻害慰謝料の増額分等の賠償を求めた。東京電力は、亡母が平成29年6月から要介護の状態にあったこと、申立人Aがその介護に当たったことを認め、亡母が同年7月に死亡するまでの2か月について、亡母につき月額2万円、申立人Aにつき月額1万円(合計6万円)の限度で増額を認めた。パネルは、申立人らからの提出資料や聴取内容に基づき、要介護状態にあった亡母の状況や申立人Aがその介護に苦勞したこと等を考慮し、亡母及び申立人Aそれぞれについて、亡母が要介護4の認定を受けた平成29年6月から同人が亡くなった同年7月までの2か月につき、10割の日常生活阻害慰謝料の増額分(月額10万円の増額、合計40万円)を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由について)は、要介護状態にあること、介護を恒常的に行ったことといった事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合にはこの金額を増額で

きると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

一時立入費用として、平成23年8月に亡母が負担した宿泊費について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	1753		
事案の概要	<p>特定避難勧奨地点に設定された自宅(南相馬市原町区)から避難した申立人ら(父、母、子及び叔母)について、身体に障害を持つ申立人子は特定避難勧奨地点の設定が解除された後も避難先で進学した中学校に継続して通う必要があることに加え、常磐線が不通の状態では自宅から通学することはできないことを理由に、申立人母及び子について平成27年4月から申立人子が中学校を卒業する平成28年3月までの避難継続の合理性を認め、同期間の日常生活阻害慰謝料及びその増額分として申立人子については身体の障害があることを踏まえ月額13万円が、申立人母については申立人子の介護を恒常的に行ったことを踏まえ月額11万円が賠償されたほか、上記期間中において特定避難勧奨地点の設定解除後に自宅に戻った申立人父及び叔母と、申立人母及び子との間に別離が生じたことを踏まえ、申立人ら全員分の日常生活阻害慰謝料(増額分)として月額3万円、申立人母の平成23年3月から平成28年3月までの就労不能損害及び申立人らの同期間の生活費増加費用(避難により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用)の賠償が認められた事例。</p>		
紹介箇所	第1の4(2)ウ	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)
	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	R2.9.28	全部和解成立日	R3.3.15
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H27.4~H28.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	120,000	H27.4~H28.3	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	7,083,567	H23.3~H28.3	※3
小計			8,403,567		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H27.4~H28.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	360,000	H27.4~H28.3	※2
小計			1,560,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	360,000	H27.4~H28.3	※2
全部和解	避難費用	食費増加費用	550,000	H23.3~H28.3	※4
小計			910,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,873,567
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、原発事故後、特定避難勧奨地点に設定された南相馬市原町区の自宅から県外に避難したが、原発事故以前から聴覚障害を有し聴覚者支援学級のある小学校に通学していた申立人C（申立人A及びBの子）は、避難先で通学した小学校に聴覚者支援学級がなく通常の学級で学校生活を送ることを余儀なくされ、いじめに合い精神的に不安定となる等の状況になったため、申立人B（母）及びCは、申立人A（父）及びD（申立人Aの姉）と別れ、いわき市内に避難先を変え、小学生の期間中は聴覚支援学校に、中学生の期間中は聴覚支援学校の中等部がなく特別支援学級のある中学校にそれぞれ通学し、平成28年4月からの高校生の期間中は、いわき市内に聴覚支援学校の高等部がなかったため、聴覚支援学校の高等部のある郡山市に前月の同年3月に転居して避難生活を継続したが、これらの避難生活中の日常生活阻害慰謝料（基本分）について、前回の申立てで和解成立した期間後である平成27年4月分から聴覚支援学校の高等部を卒業して自宅に帰還した平成31年3月分までの賠償を求めた〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人らの自宅は特定避難勧奨地点に設定されたが、平成26年12月にその設定を解除されており、また、申立人の自宅のある南相馬市内にも特別支援学級のある中学校があることからすると、遅くとも申立人Cの学年の年度の節目である平成27年3月には自宅に帰還できたはずであること、聴覚支援学校の高等部が福島県内で唯一、郡山市のみに設置されているところ、申立人B及びCは、原発事故がなくとも同校への進学のために郡山市に転居せざるを得なかったと考えられる等と主張して争った。パネルは、福島県内に聴覚支援学校の高等部が郡山市にしか存在しておらず、申立人B及びCは原発事故がなくとも転居せざるを得なかった可能性があり原発事故との相当因果関係は認められないとする一方で、申立人Cが避難先の特別支援学級の中学校を卒業した平成28年3月までの期間については、平成26年12月に特定避難勧奨地点の設定が解除されたとはいえ、申立人Cの聴覚障害や転校による環境の変化に伴う影響に鑑みると避難継続の必要性は認められ、原発事故との相当因果関係も認められると判断し、同月分までの賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期について、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人B及びCは、※1記載のとおり避難生活を送ったが、その間、①申立人Bは、申立人Cの介護をしながら避難生活を送ったこと、②申立人Cは聴覚障害を抱えながら避難生活を送ったこと、③申立人ら全員が家族の別離を強いられたことを理由として、それぞれにつき、前回の申立てで和解成立した期間後である平成27年4月分から申立人Cが聴覚支援学校の高等部を卒業して自宅に帰還した平成31年3月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を求めた〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、①～③の増額事由の有無については特段主張をせず、※1と同様に、日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められる終期は、平成27年3月までであると主張して争った。パネルは、前回の申立てにおいて、日常生活阻害慰謝料（増額分）について、①については申立人Bに対し月額1万円、②については申立人Cに対し月額3万円、③については申立人らの世帯全体に

対し月額3万円です。それぞれ平成27年3月分まで賠償する和解が成立していたところ、同年4月以降もこれら①ないし③の状況に変化はなく、他方、平成28年4月以降は、※1と同様に、原発事故がなくとも、申立人Cが郡山市の聴覚支援学校の高等部に進学して家族の別離が生じていた可能性があり原発事故との相当因果関係が認められないと判断し、平成28年3月分までの期間につき、①ないし③について、それぞれ前回の申立てと同様の月額の日常生活障害慰謝料（増額分）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 I は、原発事故により避難等対象者の健康状態が治療を要する程度に悪化したことにより生じた精神的苦痛についても賠償することができることを認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の8

申立人Bは、原発事故により平成23年8月に勤務先を退職したことにより就労不能損害が生じ、東京電力に対する直接請求手続において平成24年5月分までの賠償を受けたが、平成24年6月に避難先で再就職をした後も減収が生じており、かつ、申立人Cが聴覚支援学校の高等部を卒業する平成31年3月まで避難生活が継続していたとして同月分までの就労不能損害の賠償を求めた〔平成22年度確定申告書、給与入金通帳の写し、再就職先の給与明細書〕。東京電力は、上記直接請求手続において支払済みの平成23年3月分から平成24年5月分までの期間について、算定の誤りによる未払分を賠償するとしてその賠償をすることを認め、また、平成24年6月分から平成26年2月分までの期間についても減収分の賠償を認めるが、他方、平成26年3月以降の期間については、申立人Bが就労していないこと、また、就労していないとした場合において、原発事故により就労が困難な状況が継続したことの説明及び確認が取れないため賠償に応じることはできないと主張して争った。パネルは、申立人B及びCの避難生活と原発事故との相当因果関係が平成28年3月まで認められることを前提とし、平成26年2月までの期間については東京電力が自認したとおり減収分の10割の賠償を認め、平成26年3月以降の期間については、申立人Bに求められる就労のための努力についても考慮し、同月から同年8月までは申立人Bの原発事故前の収入の7割、同年9月から平成27年2月までは同収入の5割、同年3月から平成28年3月までは同収入の3割と漸次低減して算定した賠償額を認める和解案を提示した、

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により就労が不能等となった場合には、給与等の減収分が賠償すべき損害と認められるとされているところ、これに従った和解案が認められたものである。

※4 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故以前は申立人Aの両親が畑で栽培した自家野菜を消費して生活していたが、原発事故により自家野菜を消費できなくなり野菜を購入せざるを得なくなったために増加した生活費増加費用（自家消費野菜）の賠償を求めた〔電話聴取事項報告書、航空写真〕。東京電力は、東京電力に対する直接賠償手続において、精神的損害と生活費増加費用とを合算して精神的損害（避難費用）として賠償しており、生活費増加費用（自家消費野菜）についても賠償済みであると主張して争った。パネルは、上記直接請求手続における精神的損害（避難費用）に生活費増加費用（自家消費野菜）が含まれていないことを前提とし、申立人らの居住地区の農地の除染の完了時期が平成28年3月であることから、同月分までの生活費増加分（自家消費野菜）の賠償を認めることを相当とした上で、平成23年3月分から平成27年3月分までは月額1万円、平成27年4月分から平成2

8年3月分までは月額5000円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅰ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めており、同第3の2Ⅲは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とならないとしているところ、本件においては除染の状況等を考慮し特段の事情があると判断され、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1754		
事案の概要	自主的避難等対象区域(伊達市)において農業を営む申立人らの平成31年1月から令和元年12月までの風評被害による営業損害(逸失利益)について、直接請求手続においては、申立人らの栽培する果実(桃、柿及びりんご)のうち、桃及び柿については原発事故前と比較した販売単価の下落により減収が認められるものの、りんごについては販売単価の上昇によって、桃及び柿の減収額とほぼ同額の増収があったため損益を通算して損害がないとされたが、平成31年におけるりんごの販売単価の上昇には不作等の影響があったことを考慮し、桃及び柿のみを対象として販売単価の下落による減収分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	R2.9.30	全部和解成立日	R3.3.24
事故時住所	伊達市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		100,000	H31.1～R1.12	※1
小計			100,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	100,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人A及びBは、自主的避難等対象区域(伊達市)において農業を営み、桃、柿及びりんごの栽培をしていたところ、風評被害により売上げが減少したとして、平成31年1月から令和元年12月までの営業損害(逸失利益)の賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続においては、申立人らの栽培する果実(桃、柿及びりんご)のうち、桃及び柿については原発事故前と比較した販売単価の下落により減収が認められるものの、りんごについては販売単価の上昇によって桃及び柿の減収額とほぼ同額の増収があったため、損益を通算すれば損害がないとしたほか、本申立てにおいても、桃及びりんごの販売単価が原発事故前より下落したとは認められず、また柿の販売単価もほぼ回復しており、申立人らの減収は収穫量の減少によるものであるなどと主張して争った。パネルは、平成31年におけるりんごの販売単価の上昇は認めつつ、これには不作等の影響があったことを考慮し、桃及び柿のみを対象として販売単価の下落による減収分を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認め、また、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であって、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるとされているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1755		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(父母及び子2名)のうち申立人母及び子2名の日常生活障害慰謝料(増額分)について、申立人子1名が発達障害等を有すること、原発事故後に申立人母及びもう1名の子が精神疾患に罹患したこと、かかる状況において申立人母が申立人子2名の面倒を見たことや申立外の実両親及び義両親の介護を行ったこと等を考慮して、平成23年3月から平成27年7月まで、当時の状況に応じて月額3万円から9万円(合計312万円)の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	R2.5.20	全部和解成立日	R3.3.30
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	その他	5,500	R2.10	※2
小計			5,500		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	1,680	H24.5	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	5,500	R2.11	※2
小計			7,180		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	11,760	H23.4～H24.11	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	11,300	R2.10～R2.11	※2
小計			23,060		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	5,040	H30.5～H30.7	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	5,500	R2.11	※2
小計			10,540		

申立人B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	3,120,000	H23.3～H27.7	※1
小計			3,120,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,166,280
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A（父）、B（母）、C（子）及びD（子）は、居住制限区域（浪江町）からの避難生活中に、申立人B及びCが精神疾患に罹患したこと〔診断書〕、申立人Dが発達障害等の疾患を有すること〔診断書〕、申立外の実両親及び義両親の介護を行ったこと、避難所を転々としたこと等を理由に、日常生活障害慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人Bについて申立人Aの父（身体障害等級1級）を主に介護していたことを理由に平成23年3月から平成24年8月まで月額1万円の増額分を支払うことを認めたものの、それ以外の事由については介護の必要性が不明である又は通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいことを確認できないなどと主張して争った。パネルは、申立人B及びCが精神疾患に罹患したこと、申立人Dが発達障害等の疾患を抱えていること、またかかる状況において、主に申立人Bが申立人C及びDの面倒を見たことや申立外の実両親及び義両親の介護を行ったこと等を理由に、申立人B、C及びDに対し、平成23年3月以降の症状及び介護負担の程度を踏まえ、平成23年3月から平成24年8月までは月額9万円、同年9月から平成25年11月までは月額6万円、同年12月から新居購入後1年が経過した平成27年7月までは月額3万円（合計312万円）の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体または精神の障害があること、重度または中程度の持病があること、上記の者の介護を恒常的に行ったこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人B、C及びDの生命・身体的損害（通院慰謝料及び診断書取得費用）並びに申立人Bの母（申立外）の生命・身体的損害（診断書取得費用）について〔診断書、領収証〕、東京電力は、通院慰謝料については診断書記載の通院日数を基に日額4200円に原発事故の影響割合として2割を乗じた額、診断書取得費用については実費全額を支払うことを認めた。パネルは、東京電力が認めた上記金額について賠償を認める和解案を提示した（なお、申立人Bの母の生命・身体的損害（診断書取得費用）は、支出者である申立人Aの表に記載した。）。

1 事案の概要

公表番号	1756
事案の概要	原発事故当時、帰還困難区域(大熊町)の賃貸住宅に居住していた申立人らについて、避難費用として平成25年4月分から平成30年3月分まで申立人らが実際に負担した家賃相当額、また、借家に係る住居確保損害として東京電力の直接請求における賠償基準に基づく金額が賠償されたほか、財物損害として自宅から持ち出せなかった仏壇の賠償が認められた事例。
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)

2 基本情報

申立日	R2.10.20	全部和解成立日	R3.4.1
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	918,000	H25.4~H30.3	※1
全部和解	避難費用	その他	4,060,000		※1
全部和解	財物損害	家財	400,000		※2
小計			5,378,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,378,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2、中間指針第四次追補第2の2

申立人ら(申立人BないしEは追加申立て)は、原発事故当時、帰還困難区域(大熊町)の借家に居住していたところ、避難先における借家の家賃の負担が発生したとして平成25年4月から申立時まで負担した家賃相当額の賠償を求めた〔家賃入金確認表、定期賃貸住宅契約書、借上げ住宅賃貸借契約書〕。東京電力は、平成30年4月以降の家賃負担に関しては継続して安定した日常生活にあり避難費用(宿泊費等)に当たらないとして原発事故との相当因果関係を否定し争ったが、同年3月までの家賃負担については実際の家賃支出額を避難費用(宿泊費等)として賠償するとし、また、借家に係る住居確保損害としての請求については東京電力の賠償基準に従って賠償に応じるとした。パネルは、避難費用(宿泊費等)については、平成30年3月までは避難先の家賃から福島県による補助額を差し引いた額を損害と認定し、借家に係る住居確保損害については、上記のとおり東京電力が自認した東京電力の賠償基準に基づいた金額について損害を認定し、和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ②は、避難等対象者が、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことによって負担した宿泊費及び宿泊に付随して負担した費用は、必要かつ合理的な範

困で賠償すべき損害と認め、また、中間指針第四次追補第2の2IVは、従前の住居が避難指示区域内の借家であった者が、移住等又は帰還のために負担した、新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金及び新たな借家と従前の借家との家賃の差額の8年分の費用を賠償すべき損害と認めているところ、これらの指針又は当該指針に基づいて設けられた東京電力の賠償基準に従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人ら（申立人BないしEは追加申立て）は、帰還困難区域（大熊町）所在の自宅にて所有していた仏壇について、避難に際して持ち出しが困難であり、原発事故により財物価値を失ったとしてその賠償を求めたところ〔写真〕、パネルは、既払いとなっている高額家財の定額賠償金20万円については仏壇に関するものではないと判断し、この20万円を控除すべきとしていた東京電力の主張を退け、東京電力の直接請求における賠償基準額である40万円の和解案を提示したものである。

1 事案の概要

公表番号	1757		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域において新聞販売業を営む申立人の平成27年8月以降の営業損害(逸失利益)について、東京電力の直接請求手続において変動費に分類された人件費の一部を固定費に分類し直すことにより貢献利益率を再計算した上で、これに基づいて東京電力平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく賠償金額が算定されたことにより、直接請求における既払金を除く部分が追加で賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ウ)	第1の9(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	R2.2.25	全部和解成立日	R3.4.2
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		6,056,537		※1
小計			6,056,537		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,056,537
	弁護士費用	181,696
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、旧緊急時避難準備区域において、新聞販売業を営んでいたところ、原発事故により、一時、周辺住民が避難し、また避難指示解除後も多くの住民が帰還せず、売上げの大幅な減少が続いているため〔決算報告書等〕、平成27年6月17日付けプレスリリースに基づき東京電力から賠償を受けた金額を超える損害が発生したとして、平成27年8月から平成31年4月までの営業損害（逸失利益）の賠償を求めた。東京電力は、新聞需要が一般的に低下傾向にあること等から、既払金を上回る損害は発生していないと主張して争った。パネルは、東京電力の直接請求手続において20%とされた貢献利益率について、変動費に分類された人件費の一部を固定費に分類し直すことにより再計算し、これを29%と修正の上、これに基づいて東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく賠償金額（年間逸失利益の2倍分）を算定し、同日付けプレスリリースの枠組みに基づき、直接請求手続における既払分1345万8972円を除いた605万6537円の逸失利益の追加賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認め、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事

故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であって、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるとされているところ、これらに従った和解案が提示されるとともに、当事者双方が、平成27年8月以降の減収に係る損害について、同年6月17日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償を認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1758		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に居住し、同所付近に墓を所有し、当該墓について東京電力の平成26年7月23日付けプレスリリースに基づく修理費用12万円の賠償を受けた後、当該墓を移転させた申立人について、賠償済みの修理費用に加えて墓の移転費用の一部を認めたとしても賠償の重複にはならないこと等を踏まえ、墓移転費用(ただし、移転先の近接性や移転に至った経緯等の事情も踏まえて移転費用に7割を乗じ、その金額から賠償済みの修理費用を控除した金額)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(エ)		

2 基本情報

申立日	R2.10.5	全部和解成立日	R3.4.9
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	墓	1,085,000		※1
小計			1,085,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,085,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	120,000

※1 中間指針第3の10

申立人は、避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に居住していたところ、原発事故により避難を余儀なくされて自宅付近に所有していた墓が管理不能となり、原発事故後に死去した母の納骨のため平成25年8月に墓の修理を行い〔領収証〕、東京電力に対する直接請求手続において平成26年7月23日付け東京電力プレスリリース(以下「プレスリリース①」という。)に基づく墓の修理費用の賠償を受けたが、令和元年には墓を転居先(平成25年12月に南相馬市原町区に自宅を購入。)付近に移転したことにより〔御見積書、ATMご利用明細表〕、再度、東京電力に対し平成27年4月28日付け東京電力プレスリリース(以下「プレスリリース②」という。)に基づく墓の移転費用の賠償を求めたが拒否されたため、本申立てにおいて当該墓の移転費用の賠償を求めた。東京電力は、申立人を含む原発事故の被災者に対して、プレスリリース①の賠償とプレスリリース②の賠償はいずれか一方に限る旨の周知を十分に行っており、これを前提として申立人が墓の修理費用を請求して賠償を受けた以上、さらなる移転費用の請求に応じることはできないと主張して争った。パネルは、申立人が直接請求手続においてプレスリリース①の請求をした平成26年8月時点においてプレスリリース②は公表されておらず、また、墓の移転費用と墓の修理費用の二重賠償を回避すること等により東京電力の不利益は回避されることから、墓の移転費用の賠償を認めるとともに、他方、墓の移転先の近接性や移転に至った経緯等の事情も踏まえて原発事故の影響割合を7割と考慮し、その金額から東京電

力が申立人に支払済みの墓の修理費用を控除した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1759		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)において漁業を営む申立人の平成28年9月から平成29年12月までの逸失利益について、同期間においては試験操業が開始されたものの操業時間及び区域、出荷態様等の制限があったこと並びに風評被害による売上減少もあったこと等を踏まえ、原発事故と相当因果関係のある損害が発生したことを認めた上で、従前の期間についての賠償額算定の際に適用した貢献利益率が申立人の事業の実態よりも高いこと等を考慮し、売上減少分を上記貢献利益率を乗じた額の8割の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	R2.3.11	全部和解成立日	R3.4.15
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示及び風評被害・逸失利益		669,557	H28.9～H29.12	※1
小計			669,557		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	669,557
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1、中間指針第7の2

申立人は、自主的避難等対象区域(いわき市)において漁業(主に福島県沖や茨城県沖での釣り漁)を営んでいたところ、福島県沖で試験操業が開始されたものの漁や出荷には様々な制限があり〔漁協からの指示文書〕、また風評被害も発生したことから売上げが減少したとして〔確定申告書、販売代金精算書、電話聴取報告書〕、平成28年9月から平成29年12月まで(以下「本件期間」という。)の逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、本件期間において福島県沖の沿岸漁業及び底びき網漁業の試験操業が継続していることから申立人の売上減少と原発事故との相当因果関係は認めたものの、損害額については、原発事故前から全国及び申立人が漁獲していた主な魚種の漁獲量が減少傾向にあったこと、本件期間より前の期間についての賠償額(逸失利益)算定に用いられた貢献利益率83%(東京電力が漁協との団体賠償で用いている補てん率をそのまま採用したもの)は一般的に考えても高すぎるものであり申立人の事業の実態に鑑みれば36%程度が妥当であること、また、本件期間前について上記貢献利益率を用いた計算で既に十分な賠償金が支払われていることや試験操業の対象魚種が年々増えていること、原発事故からの経過期間等も考慮すれば、原発事故の影響割合は相当程度限定的に考えるべきであると主張して争った。パネルは、試験操業においては、操業日数に制限がある上、検査のため出荷時刻が早められたことに伴い1日当たりの操業時間も短くなったこと、茨城県沖での操業が禁

止されるなど出漁可能区域に制限があったこと、原発事故前に利用していた市場では試験操業中の福島県産魚の出荷を受け付けておらず別の市場に出荷せざるを得なかったことに伴い原発事故前より業務が増えて操業時間が減ったこと等、様々な制限があり原発事故前と同等の操業はできていないことに加え、風評被害による影響（単価下落等）もあったことから、本件期間において申立人に原発事故と相当因果関係のある逸失利益が発生したと判断し、損害額については、本件期間における売上減少分に貢献利益率83%を乗じた上で、当該貢献利益率が申立人の事業の実態よりも高いことを考慮し、8割を乗じた額（66万9557円）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 I は、農林漁業者その他の出荷制限指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認め、また、中間指針第7の2 I ① iv は、福島県において産出された水産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1760		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)から避難した申立人ら(母及び子2名)のうち申立人母の日常生活障害慰謝料(増額分)について、避難所を転々としたこと、二男を妊娠した状態で発達障害のある幼い長男の面倒を見ながら避難生活を送ったこと、平成24年には二男を出産後に原発事故の影響で転勤を余儀なくされた申立外夫と別離生活となって申立人母がほぼ一人で長男及び二男の面倒を見なければならなくなったことを考慮し、平成23年3月及び同年4月は6割の増額、同年5月から平成25年3月までは3割の増額、同年4月から長男が幼稚園を卒業した平成27年3月までは2割の増額が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	R2.8.7	全部和解成立日	R3.5.6
事故時住所	大熊町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,302,000	H23.3~H27.3	※1
小計			1,302,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,302,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人ら(A(母)、B(長男)及び平成24年に出生したC(二男。))は、原発事故当時、帰還困難区域(大熊町)に申立外父(申立人Aの夫)と居住していたところ、原発事故により避難を強いられ、避難当初は避難所を転々としたこと、申立人Aは申立人Cを妊娠した状態で発達障害のある幼い申立人B〔愛の手帳(療育手帳)〕の面倒をみながら避難生活を送ったことや、申立人C出生後には原発事故の影響で近県に転勤を余儀なくされた申立外父と別離生活となり、申立人Aがほぼ一人で申立人B及びCの面倒を見なければならなくなったこと等により適応障害を発症〔指定診断書〕したこと等を理由に、平成23年3月以降の日常生活障害慰謝料(増額分)の賠償を求めた。東京電力は、申立人らが公営住宅に移り住んだ平成23年6月以降は生活が安定したといえることや、申立外父との別離は申立人Bの療育環境を優先するという申立人A及び申立外父の判断によるものであるとして原発事故との相当因果関係は認められないと主張し争った。パネルは、避難先で得た申立人Bの良好な療育環境を申立人A及び申立外父が優先させたことには合理性があり別離と原発事故との間に相当因果関係があると判断した上で、申立てを代表する申

立人Aの日常生活障害慰謝料について、平成23年3月及び同年4月は避難所を転々としたことや妊娠した状態で発達障害のある幼い子の面倒を見ていたこと等の増額事由が多く重なっていることから6割、同年5月から平成25年3月までは乳幼児の世話を恒常的に行ったことや平成24年7月以降に申立外父との別離が生じたこと等を理由に3割、同年4月から申立人Bが幼稚園を卒業した平成27年3月までは生活が安定してきていることを考慮して2割の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、精神の障害がある者の介護を恒常的に行ったこと、懐妊中であること、乳幼児の世話を恒常的に行ったこと、家族の別離が生じたこと、避難所の移動回数が多かったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人Bも精神的損害の増大について賠償を求めたが、申立人Bは東京電力の直接請求において要介護者を対象とする精神的損害の増額賠償を既に受けているところ、パネルは本件においてこれを超える損害額は認められないと判断し、和解案を提示しなかつた。

1 事案の概要

公表番号	1761		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(父母及び子2名)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人らの中で別離が生じたことを考慮して、平成23年3月から平成30年3月まで、成人間のみの別離であった期間も含め、世帯全体として月額3万円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	R2.10.12	全部和解成立日	R3.5.10
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,550,000	H23.3~H30.3	※1
小計			2,550,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,550,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(父)、B(母)、C(原発事故時成年の子)及びD(原発事故時未成年の子、追加申立て)は、原発事故当時、居住制限区域(浪江町)の自宅に同居していたが、原発事故による避難生活中、①家族間で別離が生じたこと(時期により、世帯が2又は3か所に分かれて避難した。)、②避難所を転々としたことを理由に、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、①のうち申立人Cの別離については、原発事故時同人が既に成人であり、通勤の利便性を優先したことが別離の理由であるとする。原発事故がなくとも別離が生じていた可能性はあり、また、申立人らから明確な請求はなかったものの申立人Dの別離についても同様に、原発事故がなくとも進学や成人後の就職を理由に別離が生じていた可能性があるため、いずれも原発事故との相当因果関係が認められないこと、その他の別離については原発事故により発生したと評価し得るものの、いずれも通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいとは認められず、既払額を超える損害は発生していないと主張して争い、②については、東京電力に対する直接請求手続において、申立人らが避難所に避難していた平成23年3月及び4月の日常生活阻害慰謝料の増額分として各人に対し月額2万円を支払済みであり、それ以降の避難先は避難所等と評価できず、既払額を超える損害は発生していないと主張して争った。パネルは、②については東京電力の

主張どおり既払額を超える損害は発生していないとして和解案の対象外としたが、①については、申立人Cは勤務先との雇用条件によると原発事故がなければ転勤の可能性は低かったこと〔電話聴取事項報告書〕、家族と同居し続けた場合の通勤負担を考慮すると別離もやむを得なかったと考えられることから、申立人Cの別離についてもそれ以外の別離と同様に原発事故との相当因果関係を認めた上で、避難生活中に生じた別離（成人間のみの別離も含む。）により申立人らの精神的苦痛は通常の避難者と比べて大きかったとして、平成23年3月から避難指示解除後相当期間が経過する平成30年3月までの日常生活障害慰謝料の増額分として世帯全体に対し月額3万円（合計255万円）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離が生じたこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1762		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人の生命・身体的損害(通院慰謝料)について、既に直接請求で令和2年5月分まで一定額の支払がされていたものの、赤い本(交通事故の損害賠償額算定基準)を参考に、実通院日数の3.5倍を通院期間とした損害額(原発事故の影響割合を4割とする。)から上記支払済みの金額を控除した額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ウ	

2 基本情報

申立日	R2.7.10	全部和解成立日	R3.5.14
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	342,000	R1.12~R2.5	※1
小計			342,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	342,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	134,400

※1 中間指針第3の5

緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し原発事故後も同所に滞在していた申立人は、原発事故によるストレスにより自律神経失調症等の持病が悪化したとして〔診断書〕、前回及び前々回の申立てにおいて生命・身体的損害(入通院慰謝料)の賠償を認められていたが(前々回の申立てについて公表番号1462番参照)、前回の申立てで認められた期間後の賠償を東京電力に対する直接請求手続において求めたところ、通院1日当たり4200円の賠償にとどまったことから、賠償額が不満であるとして、通院1日当たりの賠償額として相当と考えられる1万5000円を基準として算定した金額から既払額を差し引いた残額の賠償を求めた(請求期間は、前回の申立てで認められた賠償期間後である令和元年12月分から令和2年5月分まで)。東京電力は、仮に赤い本における賠償基準により算定した場合、申立人の入通院期間は6年以上経過していることから、通院実日数の3.5倍を通院期間として扱うことが相当であり(①)、また、赤い本における賠償基準においては、入通院期間が15か月を超える治療が必要であった場合には、入通院期間1月について、それぞれ15月の基準額から14月の基準額を引いた金額を加算した金額を基準額とするものとされており、これによると月額慰謝料は2万円となること、以上の前提により算定すると東京電力の直接請求手続における既払金を超える損害は生じ

ていない(②)などと主張して争った。パネルは、上記東京電力の主張のうち、①については相当とし、通院実日数32日に3.5倍を乗じた112日(概ね3.7月)を通院期間と扱うことが相当であると判断し、他方、②については、赤い本の当該部分は、加害行為が終了していることを前提として入通院期間が長期間に及んだ場合に修正を加えるものと考えられるところ、本件においては、加害行為というべき原発事故の発生による生活上のストレスが継続して発生し、申立人の自律神経失調症等に影響を及ぼし続けていると考えられることに鑑みると、同部分の前提とする事情を欠いており、これを算定方法として採用することは相当ではないと判断し、その上で、赤い本の賠償基準に基づく通院期間約3.7月(通院実日数の3.5倍)に相当する通院慰謝料85万5000円に原発事故の影響割合として4割を乗じ(当該算定方法は前回及び前々回の賠償基準と同様である。)、これから上記支払済みの金額を控除した額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5Iは、原発事故により避難等対象者の健康状態が治療を要する程度に悪化したことにより生じた精神的損害についても賠償することができると認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1763		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)に居住していた申立人ら(父母及び未成年の子2名)について、申立人子らが原発事故前に通園していた幼稚園の費用と避難先で通園した幼稚園の費用との差額分が生活費増加費用として賠償されたほか、原発事故当時5歳と1歳の乳幼児であった申立人子らを抱えながら避難先での生活に苦労があったこと等を考慮して、平成23年3月から原発事故当時1歳だった申立人子が小学校に入学した前月の平成27年3月まで、月額3割の日常生活阻害慰謝料(増額分)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	R2.8.17	全部和解成立日	R3.5.14
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	425,738	H23.7~H24.3 H25.4~H27.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,476,000	H23.3~H27.3	※2
小計			1,901,738		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,901,738
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故当時、5歳と1歳の乳幼児であった申立人子らの幼稚園の教育費や給食費等の費用について、原発事故前に通園していた幼稚園の費用と比較して、避難先で通園した幼稚園の費用が高額になったとして、その差額である増加分につき生活費増加費用として賠償を求めた。東京電力は、幼稚園の費用の増加分については、直接請求手続における避難に伴う精神的損害の金額算定において相当程度考慮されていること、申立人らが避難先で通園した幼稚園を決めた理由には卒園後に通う小学校と近いことや保護者の評判が良いことといった、原発事故以外の理由による申立人ら自身の判断によるものであること等を主張して争った。パネルは、申立人子らの幼稚園の費用の増加分について、原発事故と相当因果関係がある損害と認めて、生活費増加費用として合計42万5738円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示

されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、申立人子らを伴った避難生活に様々な苦労や苦痛があったこと等を主張して、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を求めた。東京電力は、親族等の援助を受けずに子育てをしている避難者も多くいること等を指摘し、通常の避難者と比べて精神的苦痛が特段大きいといった事情は確認できないなどと主張して争った。パネルは、原発事故当時、5歳と1歳の乳幼児であった申立人子らを伴った避難生活に相応の苦労等があったことを考慮し、平成23年3月から、当時1歳であった申立人子が小学校に入学する前月である平成27年3月までの期間、申立人らに対して日常生活阻害慰謝料の増額分として147万6000円（平成23年3月は3万6000円、同年4月から平成27年3月までは月額3万円の合計144万円）を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由について）は、乳幼児の世話を恒常的に行ったといった事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合にはこの金額を増額できると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、避難に当たって支出した謝礼につき避難費用として賠償を求めたが、東京電力は直接請求手続において申立人らの親戚に対する謝礼については賠償済みであるとして争った。パネルは、謝礼については直接請求手続で賠償されていること等を考慮して和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1764		
事案の概要	<p>居住制限区域(浪江町)に居住していた申立人ら(夫婦及び夫の母)について、1. 避難費用として、避難先に支払った宿泊謝礼及び自宅の解体の打合せ・立会いのための一時立入費用が賠償され、2. 財物損害として、原発事故の直前にまとめ買いをしていた犬の餌の購入代金及び避難により置き去りにせざるを得ずに死滅した鳥15羽分の価値相当額が賠償されたほか、3. 日常生活阻害慰謝料(増額分)として、申立人夫婦がそれぞれ持病を抱えていることに加え、申立人夫の母の介護をしながら避難したこと等を考慮して、平成23年3月から申立人夫の母が特別養護老人施設に入所した平成28年6月まで、申立人夫婦と申立人夫の母のそれぞれについて、申立人夫の母の要支援・要介護度の変化に応じて月額3万円から8万円(ただし、申立人夫の母について既払金を控除している。)が賠償された事例。</p>		
紹介箇所	第1の5(2)	第1の8(2)ウ(ア)	第1の12(2)オ(イ)

2 基本情報

申立日	R2.8.17	全部和解成立日	R3.5.24
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	127,000	H23.3~H23.4	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	36,960	H30.4~H31.1	※2
全部和解	財物損害	その他動産	12,936		※3
全部和解	財物損害	その他動産	75,000		※4

小計 251,896

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	3,240,000	H23.3~H28.6	※5

小計 3,240,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,530,000	H23.3~H28.6	※5

小計 2,530,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,021,896
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	710,000

※1 中間指針第3の2

避難費用のうち宿泊費等として、申立人らが、平成23年3月から同年4月までの間、親戚宅に3泊、知人宅に28泊、それぞれ宿泊した際に親戚及び知人に支払った謝礼代金の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の3

申立人らは、平成30年4月から平成31年1月までの間、居住制限区域（浪江町）に所在する自宅の解体の打合せ・立会い等のために同町に計14回立ち入ったとして、交通費の賠償を請求した。東京電力は、浪江町の居住制限区域の避難指示が平成29年3月31日に解除されていることを踏まえ、一時立入費用の賠償は1年後の平成30年3月31日までとすべきであるとしつつ、申立人らの一時立入りが環境省からの依頼に基づく被災建物等解体撤去等工事に立ち会うためのものであったことから〔工事前打合せ確認記録簿等〕、最終的に支払うことを認めた。パネルは、東京電力が自認した額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人らは、原発事故の直前にまとめ買いをしていたペット（犬2匹）の餌112缶が原発事故により無駄になったとして、購入代金の賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続における家財の定額賠償を既に行っていることから、既払金を超える損害がないと主張して争った。パネルは、原発事故の直前に大量に購入している点を考慮して通常の家財に含むことは相当でないと評価し、財物損害として購入代金の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の10

申立人らは、鳥（烏骨鶏）15羽から20羽程度を所有し、月に約100個の卵を採取していたが、避難により鳥を置き去りにせざるを得ずこれらが死滅したとして〔電話聴取事項報告書等〕、鳥及び卵の価値相当分の賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続における家財の定額賠償を既に行っていることから、既払金を超える損害がないと主張して争った。パネルは、鳥についてのみ財物性を認定し、通常の家財に含めるのは相当でないと判断した上で、一羽当たりの金額を申立人が直接請求で主張していた5000円とし、15羽分の賠償を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の10Iに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、原発事故当時、居住制限区域（浪江町）に居住していたが、申立人Aが原発事故前から変形性股関節の持病を抱えていたこと、申立人Bも持病を抱えており避難中に手術を行ったこと、申立人A及びBが申立人C（追加申立て）の介護をしながら避難したこと〔電話聴取報告書〕、申立人Cの健康状態が避難中に悪化して原発事故時に要支援2であった要介護状態認定区分が要介護2となったこと〔認定履歴証明書〕等を主張して、

日常生活阻害慰謝料の増額の賠償を請求した。東京電力は、直接請求手続において申立人Cに対して、要介護の程度等を考慮して平成26年6月から平成30年3月まで合計58万5000万円の増額をしており、これを超える損害はないと主張して争った。パネルは、申立人A及びBがそれぞれ持病を抱えていることに加え、申立人Cの介護をしながら避難したこと等を考慮して、申立人A、B及びCのそれぞれについて、申立人Cの要支援・要介護度の変化に応じて、申立人Cが要支援2であった平成23年3月から同年6月までは月額3万円、要介護2となった同年7月から平成28年2月までは月額5万円、要介護3となった同年3月から申立人Cが特別養護老人施設に入所した同年6月までは月額8万円の増額を認め、ここから既払金（平成23年3月から平成28年6月までを対象とする71万円）を控除した額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度または中程度の持病があること、身体等に障害がある者の介護を恒常的に行ったことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1765		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難し、避難先で死亡した被相続人の子である申立人ら2名について、1. 被相続人の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、要介護状態であったこと及び原発事故前はバリアフリー設備等の整った住居で生活していたにもかかわらず避難先ではバリアフリー設備等が整っていない居住環境にあったこと等を考慮し、避難所に避難した平成23年3月は月額6万円、同年4月から原発事故前と同等の設備等が整う住居に移転する前月の平成26年4月までは月額5万円(ただし、既払金57万円を除く。)が、2. 原発事故時被相続人と同居し、共に避難した申立人1名の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、被相続人の介護を恒常的に行ったことを考慮し、平成23年3月は月額6万円、同年4月から同年6月までは月額5万円、介護サービスを利用できるようになった同年7月から平成26年4月までは月額3万円が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	R2.11.9	全部和解成立日	R3.5.31
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,910,000	H23.3~H26.4	※1
小計			1,910,000		

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,230,000	H23.3~H26.4	※2
小計			1,230,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,140,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	570,000

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A及びB(追加申立て)は、居住制限区域(浪江町)から避難して平成27年に避難先で死亡した被相続人(申立人A及びBの親。以下「被相続人」という。)が、歩行が困難で要介護2又は1の認定〔介護保険被保険者証、介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書〕を受けている中で不便な避難生活を送らざるを得なかったことを理由に、相続人として、被相続人の日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を請求した。東京電力は、直接請求手続において、被相続人に対し、要介護者への日常生活阻害慰謝料の増額として合計70万5000円を支払済みであると主張して争った。パネルは、被相続人が原発事

故前はスロープや手すりが設置され広さも十分なバリアフリー設備等の整った住居で生活していたこと、避難先ではそのようなバリアフリー設備等の整わない居住環境に置かれたこと、平成26年5月に原発事故前と同等のバリアフリー設備等が整う住居に移転したこと等〔電話聴取報告書〕を踏まえ、被相続人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、避難所に避難した平成23年3月は月額6万円、同年4月から原発事故前と同等の設備等が整う住居に移転する前月の平成26年4月までは月額5万円の賠償を認める和解案を提示した（ただし、上記既払金70万5000円のうち本件和解対象期間である平成23年3月から平成26年4月までの期間に相当する57万円を除く。）。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあること等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、原発事故時、居住制限区域（浪江町）において被相続人と同居し、共に避難したところ、避難生活中に被相続人を介護したことを理由に日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を請求した。東京電力は、避難先において申立人Bが申立人Aと共に被相続人を介護していた期間があること、平成23年7月以降はデイサービスやヘルパーを利用していたこと、避難中に被相続人の要介護度が2から1へ下がっていること、直接請求手続では介護者への増額賠償は要介護者が要介護4及び5の重度の場合を対象にしていること等から、申立人Aによる介護は恒常的ではなく、被相続人の介護の度合いも逡減しており、かつ要介護4以上の認定ではないため増額賠償の対象とはならないと主張して争った。パネルは、※1記載のとおり申立人Aと被相続人が原発事故前はバリアフリー設備等の整った住居で生活していたが避難先ではそのようなバリアフリー設備等の整わない居住環境に置かれたこと、かかる状況下において申立人Aが被相続人を介護していたこと、平成23年7月以降介護サービスを利用できるようになったこと、平成26年5月に原発事故前と同等のバリアフリー設備等が整う住居に移転したこと等〔電話聴取報告書〕を踏まえ、申立人Aの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年3月は月額6万円、同年4月から同年6月までは月額5万円、介護サービスを利用できるようになった同年7月から原発事故前と同等の設備等が整う住居に移転する前月の平成26年4月までは月額3万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある者の介護を恒常的に行ったこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1766
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)において自ら農地を所有し又は賃借して米作(以下「自営・小作」という。)を営むほか、他の農家から委託を受け耕作の一部(以下「受託業務」という。)を行っていた申立人について、避難により農作業を行えなくなったことは受託業務においても自営・小作と同様であるとして、直接請求手続において自営・小作について既に賠償を受けていた平成30年4月分から令和元年12月分までの期間について、受託業務に係る営業損害(逸失利益)として、受託料収入の減少分に利益率を乗じた額に、原発事故の影響割合を7割として算定した金額が賠償された事例。
紹介箇所	第1の9(2)ア(ア)

2 基本情報

申立日	R3.2.24	全部和解成立日	R3.6.14
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		4,977,596	H30.4~R1.12	※1
小計			4,977,596		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,977,596
	弁護士費用	149,328
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、帰還困難区域(双葉町)において自ら農地を所有し又は賃借して米作(以下「自営・小作」という。)を営むほか、他の農家から委託を受け耕作の一部(以下「受託業務」という。)を行っていたところ、避難により双葉町において農業をすることができなくなったことから、既に直接請求手続において賠償を受けた自営・小作に係る逸失利益と同様に受託業務に係る逸失利益も賠償されるべきであると主張した。東京電力は、受託業務は自営・小作とは異なり、作業に従事していた農地で受託作業が行えなくなった場合には、新たな取引先から作業を受注することが可能であり原発事故の影響は限定的であるから、原発事故の影響割合は5割までとすべきである等と主張して争った。パネルは、避難により農作業を行うことができなくなったことは受託業務においても自営・小作と同様であるとして、平成30年4月から令和元年12月までの営業損害(逸失利益)について、受託料収入の減少分に利益率を乗じた額に、原発事故の影響割合を7割として算定した額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1767		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人ら(父母及び原発事故後に出生した子2名)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、原発事故時申立人母が妊婦であったこと及び平成23年7月に出生した第一子の世話を恒常的に行ったこと等を考慮し、平成23年3月は月額5万円、同年4月から同年7月までは月額4万円、同年8月から平成24年8月までは月額3万円が賠償されたほか、申立人母の就労不能損害について、直接請求手続で賠償を受けた期間以降の平成25年1月から平成26年7月までの減収分(原発事故の影響割合は10割から3割まで漸減)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の10(2)ア(イ)	

2 基本情報

申立日	R2.10.29	全部和解成立日	R3.6.16
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	600,000	H23.3~H24.8	※1
小計			600,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,054,080	H25.1~H26.7	※2
小計			1,054,080		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,654,080
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(父)、B(母)、C及びD(いずれも原発事故後出生の子)は、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難したところ、申立人Bが原発事故時妊婦であり〔母子手帳〕避難移動中や避難生活中に多大な苦勞をしたこと、原発事故時同居していた申立人Aの両親と別離したこと、そのため平成23年7月に出生した申立人Cの育児に際し申立人Aの両親の手助けを得られなかったことを理由に、日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を請求した。東京電力は、前回の申立て(申立人Aの両親も申立人となっていた。)において平成23年3月から平成24年8月までの家族別離による日常生活阻害慰謝料(増額分)を世帯代表者である申立人Aの父に賠償済みであり、また、申立人らが居住していた緊急時避難準備区域は平成23年9月30日にその指定が解除され、その後は申立人ら

も申立人Aの両親が住む原発事故前の自宅に帰還することが可能であったにもかかわらず引き続き避難を継続したことには申立人ら自身の判断や事情による部分もあり、別離と原発事故との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、妊婦であった申立人Bが避難移動中及び避難生活中に多大な苦勞をしたこと及び平成23年7月に出生した申立人Cの世話を恒常的に行ったこと等を考慮し、申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、避難所に避難した平成23年3月は月額5万円、同年4月から申立人Cが出生した同年7月までは月額4万円、同年8月から平成24年8月までは月額3万円の賠償を認める和解案を提示した（なお、申立人Aの両親との別離による増額分については、前回申立てにおける既払額を超えないとして和解案の対象外とした。）。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、懐妊中であること、乳幼児の世話を恒常的に行ったこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8

申立人Bは、原発事故前に就労し、妊娠中のため休職していたところ、原発事故がなければ、出産後は同居する申立人Aの両親に子供を預けて復職する予定であったにもかかわらず〔就労状況証明書、復職予定証明書〕、原発事故により申立人Aの両親と別離を余儀なくされ子供を預けることができず、保育園も定員に達して入園できなかったため、平成26年7月まで復職できなかったとして、復職時までの就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、直接請求手続において平成23年3月から平成24年12月まで（このうち平成23年6月から同年8月までの期間を除く。）の就労不能損害を賠償済みであること、公共用地の取得に伴う損失補償基準における離職者補償期間や雇用保険法に基づく失業保険給付期間、その他裁判例等に鑑み、就労不能損害について原発事故と相当因果関係が認められるのは平成24年12月までと考えられること、平成23年9月30日には緊急時避難準備区域の指定は解除され、申立人らの避難先と申立人Aの両親の住む原町区の自宅との距離からすれば子供を両親に預けることも可能であったと考えられること、申立人らが保育園入園のためにどのような対応をしていたのかが不明であること等から、平成25年1月以降の就労不能損害と原発事故との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、申立人Bが出産後に子供を両親に預けて復職する予定であったが、避難による別離のため両親に子供を預けることができず、また保育園も定員に達しており入園できなかったため復職できなかったことを考慮し、直接請求手続で賠償を受けた期間以降の平成25年1月から復職した平成26年7月までの就労不能損害について原発事故と相当因果関係のある損害と判断し、ただし原発事故からの期間の経過や東京電力の指摘する上記の点等も踏まえ、原発事故の影響割合を平成25年1月から同年5月までは10割、同年6月から同年10月までは7割、同年11月から平成26年3月までは5割、同年4月から同年7月までは3割として算定した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、避難先住居の家賃及び申立人Aの両親と別離したことによる二重生活に伴

う生活費増加費用（水道光熱費）の賠償を請求し、東京電力は、家賃について賃料が確認できる賃貸借契約書等の証拠資料の提出を求めた。パネルは、家賃については申立人らに支出がなく、生活費増加費用（水道光熱費）については証拠資料の不足により損害が認定できないとして、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1768		
事案の概要	避難先から居住制限区域(浪江町)の自宅に帰還して生活していた申立人について、国により実施された自宅及びその周辺の除染に未実施部分があつて放射線量が高いまゝとなつており、再度の除染を自治体に依頼したが実施されなかつたため、申立人が業者に依頼し、令和2年10月頃に実施した自宅敷地の舗装除染工事費用のうち、実施された除染工事の内容を踏まえ、その5割相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第11の1(2)ア		

2 基本情報

申立日	R3.3.9	全部和解成立日	R3.6.21
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用		1,310,000	R2.10	※1
小計			1,310,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,310,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第4

申立人は、原発事故により居住制限区域(浪江町)の自宅から避難し、避難先で生活を送った後、国による自宅の除染が完了したことを受け、自宅建物の建替えを経て令和2年5月から自宅での生活を再開したが、自宅敷地及び自宅内部の放射線量が依然として高いため〔浪江町健康保険課実施の放射線量測定資料〕、令和2年10月頃に申立人自らの費用の支出により業者に依頼し除染を実施したとして、当該除染費用の賠償を求めた〔領収証、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人の提出した上記放射線量測定資料によっても政府が避難指示等の基準としている年間20ミリシーベルトに相当する毎時3.8マイクロシーベルトを下回っており除染の必要性はないと主張し、また、原発事故に起因する放射性物質の除染は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づき、国及び地方公共団体が中心となって計画的に実施しており、申立人自身が表土の剥ぎ取りに加えてアスファルトによる舗装により除染を実施することは方法として過剰であるなどと主張して争った。パネルは、上記放射線量測定資料によれば地上高さ1メートルで毎時0.9ないし1.25マイクロシーベルトの放射線量が検出され、申立人が自治体に再度の除染を依頼したものの受け入れられなかつた事情に鑑みれば申立人自身が除染を実施する必

要性があったといえるとした上で、アスファルト舗装による除染についても放射性物質を遮蔽する効果があることからその合理性を一定限度で認め、請求額の5割の限度で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱは、財物が対象区域内にあり、財物の価値を減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合には、現実に価値を減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第二次追補第4Ⅰは、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去、汚染された廃棄物の処理）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、財産価値の減少分は、賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1769		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人夫が避難中に不眠症及びうつ状態と診断され、自殺未遂を起こしたことなどの事情を考慮し、平成23年10月から平成30年3月までの期間中、夫婦合わせて月額3万円の増額が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	R2.10.15	全部和解成立日	R3.6.23
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,340,000	H23.10~H30.3	※1
小計			2,340,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,340,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(夫)及びB(妻)は、居住制限区域(浪江町)から避難したところ、①申立人Aが、自身も不眠症及びうつ状態となった中で〔通院証明書、診断書〕、同じくうつ病を発症し認知機能が低下した申立人Bの介護をしたこと〔電話聴取書〕、②申立人らが避難所を転々としたこと〔電話聴取書〕を理由に、日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を請求した。東京電力は、①について、申立人Bのうつ病発症や認知機能の低下が診断書等の客観的資料により確認できず、また申立人Aによる介護(買い物時の送迎や補助、日常生活の見守りや声掛け等)は夫婦間であれば助け合いは日常的なことであり、通常避難者と比べてその精神的苦痛が大きいとまではいえないこと、②については、申立人らが避難所に避難していた期間については1人当たり月額2万円の増額分を支払済みであることから、既払額を超える損害はないと主張して争った。パネルは、①については、申立人Bの症状が客観的資料により確認できず、また申立人Aによる介護の内容も夫婦間の日常の助け合いの範囲内とも考えられるため、通常避難者と比べて精神的苦痛が大きいとまでは認められないとして、介護を理由とする増額は認めなかったものの、申立人A自身の不眠症及びうつ状態並びにこれらの症状の影響により自殺未遂を起こしたこと等の事情を踏まえ、これらの症状について通院を開始した平成23年10月から平成30年3月まで、

申立人ら夫婦に対し、合わせて月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を認める和解案を提示した（なお、②については申立人らの避難履歴を踏まえると既払額を超える損害はないと判断し、和解案の対象外とした。）。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度または中程度の持病があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、避難生活中の生活費増加費用について賠償を請求したが、その具体的内容は明らかでなく、東京電力は、直接請求手続において精神的損害と生活費増加費用を加算して両者を一括して支払っており、別途、特に高額な生活費増加費用の負担をした場合にはその事情の説明及び裏付けとなる資料の提出を求めると主張して争った。パネルは、増加した生活費の具体的内容及び金額が不明であるとして、和解案の対象外とした。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立人Aは、浪江町において事業を営んでいたところ、避難により営業ができなくなったとして、営業損害（逸失利益）の賠償を請求し、東京電力は、直接請求手続において就労不能損害又は逸失利益として平成23年3月分から平成27年2月分まで及びそれ以降の将来分を支払済みであり、これを超える損害はないと主張して争った。パネルは、既払額を超える損害は認められないとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1770		
事案の概要	地方公共団体が所有する不動産(建物)220棟の財産的損害について、原発事故時の時価については、取得額が判明している建物は実取得額を用いて算定し(比較的新しいものについては実取得額のままとしたものもある。)、取得額が不明の建物は建築年時の建築統計年報単価(円/1平方メートル)を用いた算定基準によるなどして算定した上で、帰還困難区域所在の建物は全損扱い(時価額の100パーセント)とし、避難指示解除準備区域及び居住制限区域所在の建物は今後の利用可能性を考慮して一部は全損扱い、残りは割合的に損害を認定して賠償された事例。		
紹介箇所	第9の2(1)		

2 基本情報

申立日	R1.10.1	全部和解成立日	R3.7.6
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	自治体		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	不動産	6,560,513,913		※1

小計 6,560,513,913

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,560,513,913
	弁護士費用	73,584,538
	手続内で処理された既払金合計額	1,500,000,000

※1 中間指針第10の2、中間指針第3の10

申立人は、福島県内の地方公共団体であるところ、その行政区域内の帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域内に所有していた各種建物について、原発事故により放射性物質に曝露し、また、避難指示により使用できず、一部地域の避難指示が解除された後も帰還者が少数にとどまることから利用再開が見込まれず、価値が減少したとして、財物賠償を求めた。具体的には、庁舎、消防屯所、学校、団地、公民館、診療所、福祉センター、公園の附属建物、道路の附属建物、護岸の附属建物等220棟余り(後に一部取下げ)を対象物件として、①原発事故時の時価相当額の算定にあたっては、想定新築価格につき東京電力が個人被害者等に対する賠償金額の算定に用いている平成23年版建築着工統計及び平成23年版住宅着工統計の福島県の工事費予定額に基づき、現価率につき東京電力が民間財物賠償で用いている価値減少率表に基づくものとし、②原発事故による価値減少率の算定にあたっては、帰還困難区域所在の建物及び避難指示が解除された区域所在の建物のうち行政的な利用価値の回復が見込まれない建物につき時価相当額の100%、その他の建物につき浪江町行政財産使用料条例における建物使用料率である年6%を基準に原発事故から避難指示解除(平成29年3月)までの73か月の使用料率割合を用いて

時価相当額の36.5%として算定した金額による賠償を求めた。

東京電力は、当初対象物件について公園の附属建物や消防屯所等の一部について、財物賠償の対象外とされるインフラまたはこれに附属するものとして賠償対象性を否定していたものの、最終的には賠償の対象として認めるに至り、①原発事故時の時価相当額の算定については、個人被害者等に対する賠償基準は、市場価値の減少分を賠償することを前提とし、また、企業会計の慣行に従った帳簿を有しない請求者に不利益にならないことを考慮していること等から、同賠償基準を用いるのは不適切であり、地方公共団体は企業会計の慣行に従った帳簿に該当する固定資産台帳を基準とするべきで、台帳価額が未確定の場合は地方公会計マニュアルに従って固定資産台帳に記載されるべき額を導き出して算定することが適当であると主張し、②原発事故による価値減少率の算定については、原発事故時点において既に総務省作成の資産評価の手引きで定める耐用年数（財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号））を経過している建物は原発事故による全損を認めることはできず、用途廃止時期が事故後かつ避難指示解除前までの場合は使用料率に用途廃止までの期間を乗じた損害割合を、用途廃止時期が避難指示解除後の場合は使用料率に避難指示期間を乗じた損害割合を上限とするとし、用途廃止手続未了の建物は同手続完了を確認できれば全損として検討すると主張した。

パネルは、当事者双方の主張を総合考慮し、①原発事故時の時価相当額の算定については、取得額が判明している建物は実取得額を用いて算定し（比較的新しいものについては実取得額のままとしたものもある。）、取得額が不明の建物は建築年時の建築統計年報単価（円／1平方メートル）を用いた算定基準によるなどして算定し（平成6年以前に取得したものは平成6年に統一した。）、その総額を約88億6943万円と認定した上で、②原発事故による価値減少率の算定については、帰還困難区域所在の建物は全損扱い（時価額の100パーセント）とし、避難指示解除準備区域及び居住制限区域所在の建物は今後の利用可能性を考慮して一部は全損扱い、残りは割合的に損害を認定して和解案を提示した（全損扱いとした建物は220棟中126棟）。

中間指針第10の2は、地方公共団体が所有する財物に関する損害については、中間指針で示された事業者等に関する基準に照らし、原発事故と相当因果関係が認められる限り、賠償の対象となるとし、中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認め、また、第45回原子力損害賠償紛争審査会において、公有財産については、民間財産とは賠償における取扱いを異なるものとするを基本とすることが適当であるとした上で、公有財産の不動産の賠償については、原発事故による一定期間の利用阻害により、行政的な作用による利益を享受ないし提供することができなかったことを損害とみなして、一律の基準による賠償を行うことが適当であるなどと整理されたこと等を踏まえた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1771		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から平成24年2月に祖母を除く4名で避難した申立人ら(祖母、父、母及び未成年の子2名)について、避難費用(引越費用、避難交通費)、家財道具購入費用、平成27年3月分までの面会交通費及び二重生活に伴う生活費増加分が賠償されたほか、子2名について平成27年3月分までの避難雑費が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	R2.11.16	全部和解成立日	R3.7.6
事故時住所	福島市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	100,000	H24.2~H27.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	21,600	H24.2~H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	111,700	H24.2~H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	1,140,000	H24.2~H27.3	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H24.2~H27.3	※1
全部和解	避難雑費		1,520,000	H24.2~H27.3	※1
小計			3,043,300		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,043,300
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人ら(A(父)、B(母)、C(子)、D(子)及びE(祖母、追加申立て))は、原発事故当時、自主的避難等対象区域(福島市)の自宅において一家全員で生活していたが、原発事故により、平成23年中の短期間の避難を経た後、平成24年2月からは申立人A、B、C及びDの4名が福島県外に長期間の避難を行ったため〔戸籍附票〕、その際に支出した避難交通費、面会交通費、引越費用、家財道具購入費用、二重生活に伴う生活費増加費用及び避難雑費の賠償を求めた〔電気ご使用量のお知らせ、ガス検針明細書、家財の写

真]。東京電力は、申立人A、B、C及びDは県外への転居に伴い住民票を異動して県外での生活を継続していることから、平成24年2月時点で生活の本拠が県外に移転し避難は終了しており賠償には応じられないなどと主張して争った。パネルは、申立人らが原発事故当時に居住していた福島市内の自宅は、原発事故当時から現在に至るまで申立人Aが所有し、かつ、申立人Eが居住していること等の事情に鑑み、申立人A、B、C及びDが県外に移住したとは認定できず避難は終了していないとした上で、平成27年3月までの期間につき避難継続の合理性を認め、同月までに支出した避難交通費、面会交通費、引越費用、家財道具購入費用、二重生活に伴う生活費増加費用及び避難雑費について、提出された証拠や避難の状況〔質問事項書兼回答書、電話聴取事項報告書〕等から合理性の認められる範囲で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1772		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人らについて、日常生活阻害慰謝料(増額分)として、避難先を転々としたこと、申立人らの中に身体障害があったり知的障害があったりする者がいたこと、そのため同居家族間でサポートを要したこと等を考慮し、世帯分として、避難先を転々とした平成23年3月から同年6月までは月額12万円、避難先が落ち着いた後の同年7月から平成25年6月までは月額9万円、同年7月から平成30年3月までは月額7万円(ただし、既払金170万円を除く。)が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	R2.11.16	全部和解成立日	R3.7.7
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	4,930,000	H23.3~H30.3	※1
小計			4,930,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,930,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、避難指示解除準備区域(浪江町)から避難したが、申立人A(夫)は身体の障害により歩行に不自由があり、とりわけ平成23年6月に避難先が落ち着くまで、避難先を転々とする事自体にも困難を伴ったほか、避難先住居では手すりのない階段の昇降に苦勞するなど精神的、肉体的苦痛が大きかったこと、そうした申立人Aを申立人B(妻)が日常的にサポートしたこと、申立人D(申立人A及びBの子)には知的障害があるところ、避難生活中のストレス等により同人が不安定となり、特に避難先が落ち着いてからの約2年間は、申立人Dはもとより、申立人A及びBについても、申立人Dの見守りによる精神的、肉体的な苦勞が大きかったことなどから、日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を請求した。東京電力は、直接請求手続において、申立人A及びDに対し、要介護状態等に基づく日常生活阻害慰謝料の増額分として合計170万円を支払っており、すでに精神的損害の賠償は支払済みであると主張した。パネルは、申立人らの日常生活阻害慰謝料(増額分)として、上記事情を考慮し、既払金では賠償が不十分であるとして、世帯全体に対し、避難先が落ち着く平成23年6月までは月額12万円の、同年7月から申立人Dの状態が比較的安定する平成25年6月までは月額9万円の、同年7月から平成30

年3月までは月額7万円の賠償を認める和解案を提示した（既払金170万円を除く。）。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体または精神の障害があることや、その者の介護を恒常的に行ったことなどの事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解の対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、生活費増加費用として衣類の購入費用を請求した。パネルは、領収書等の提出がなく、直接請求手続における既払金を超える損害は認められないものとして、和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1773		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(母子)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人子が発達障害を有すること、申立人母がかかる申立人子の介護を恒常的に行ったこと、申立外父と別離が生じたこと等を考慮して、避難所等に避難し生活環境の変化が著しく精神的負担が特に大きかった平成23年3月及び同年4月は月額5万円、同年5月から平成28年3月まで月額3万円が申立人母子それぞれに賠償され、同年4月から平成30年3月まで月額2万円が申立人母に賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	R2.11.6	全部和解成立日	R3.7.15
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,350,000	H23.3~H30.3	※1
小計			2,350,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,870,000	H23.3~H28.3	※1
小計			1,870,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,220,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(母)及びB(子)は、居住制限区域(浪江町)から避難したところ、①申立人Bが発達障害を有すること〔診断書、療育手帳〕、②原発事故時に申立人らと同居していた申立人Aの夫であり申立人Bの父(以下「申立外父」という。)が避難生活中に転勤のため単身赴任となり申立人らと別離したこと、③申立人Aの体調が避難生活中に悪化したこと〔診断書、おくすり手帳〕、④かかる状況において申立人Aが申立人Bの世話をを行ったこと等を理由に、日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償を請求した。東京電力は、②家族別離については申立外父には従前から転勤の可能性があったといえるため転勤を理由とする別離には原発事故との相当因果関係がないこと、③申立人Aの体調悪化については原発事故との相当因果関係が明らかでなく、また他の避難者と比べて精神的苦痛が大きい

とまでいえないこと等を主張して争い、また、①申立人Bの発達障害及び④申立人Aが申立人Bの世話をを行ったことについては増額事由となり得るがその増額幅は合わせて月額1万5000円が適切であると主張した。パネルは、①申立人Bが発達障害を有すること、②申立人らが避難生活中に申立外父と別離したこと、④かかる状況下で申立人Aが申立人Bの世話を恒常的に行ったこと等を考慮し、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人A及びBそれぞれに対し、避難所等に避難し生活環境の変化が著しく精神的負担が特に大きかった平成23年3月及び同年4月は月額5万円、同年5月から平成28年3月までは月額3万円の賠償を認め、さらに申立人Aに対しては、それ以降も申立外父との別離が継続したことを考慮して、同年4月から平成30年3月まで月額2万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体または精神の障害があること、上記の者の介護を恒常的に行ったこと、家族の別離が生じたこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1774		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から避難した申立人ら(父母及び未成年の子2名)について、平成31年4月に避難先から自宅に帰還した際に支出した引越費用の全額が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア		

2 基本情報

申立日	R3.3.8	全部和解成立日	R3.7.15
事故時住所	福島市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	128,412	H31.4	※1
小計			128,412		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	128,412
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人A(父)、B(母)及びC(未成年の子)は、原発事故後、短期間の避難を経て自宅に帰還した後、平成23年11月頃からB及びCが県外へ自主的避難を行い、以後、Aとは二重生活となったが(なお、その間、申立人Dが避難先で出生している。)、平成31年4月にB、C及びDが避難先から自宅に帰還したため引越関連費用の賠償を求めた(なお、避難中の避難費用、生活費増加費用等については前回及び前々回の申立てにおいて賠償済みである。)。東京電力は、平成27年4月1日以降の支出については、原発事故と相当因果関係のある損害に当たるとすることは困難であり、賠償には応じられないと主張して争った。パネルは、B及びCが平成23年11月に県外への自主的避難を開始したことに合理性が認められる以上、B及びC並びに避難先で出生したDが自宅に帰還する際に支出した引越関連費用は、帰還の時期にかかわらず不可避免的に発生するものであり原発事故と相当因果関係があるとして、全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自

自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1775		
事案の概要	<p>地方公共団体が住民に一時避難を要請した地域(南相馬市鹿島区)から平成23年3月から同年5月までの間避難した申立人ら(夫婦及び子1名)のうち、申立人夫婦及び申立外の亡祖母(申立人夫の母、平成25年11月に死去。)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、身体障害を有しつつ避難した亡祖母及び持病を抱えつつ同人を避難先で介護した申立人妻については、それぞれ平成23年3月から同年5月まで6割の増額分(ただし、亡祖母分については既払金9万円を控除した残額を相続人である申立人夫が承継。)が、申立人妻の前記持病の入通院に際し自家用車での送迎や見舞いを行っていた申立人夫については、原発事故に伴い当初の通院先では手術体制が整わなかったことから県外の病院に転院し、そのため送迎の負担が増加したことを考慮して、一時金5万円がそれぞれ賠償されたほか、申立人夫については前記送迎距離が増加したことに伴う入通院交通費増加分について平成26年9月分までの実費相当額が賠償された事例。</p>		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ	第1の8(2)ウ(ア)

2 基本情報

申立日	R2.9.10	全部和解成立日	R3.7.21
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A(亡祖母の相続分を含む。)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	50,000		※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	91,137	H23.6~H26.9	※2
全部和解	精神的損害	増額分	102,000	H23.3~H23.5	※3
小計			243,137		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	192,000	H23.3~H23.5	※4
小計			192,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	435,137
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A(夫)及びB(妻)は、地方公共団体が住民に一時避難を要請した地域(南相馬市鹿島区)から平成23年3月から同年5月までの間避難して自宅に戻ったところ、持

病を抱えていた申立人Bが原発事故の影響により当初通院していた自宅周辺の病院では手術体制が整わなかったことから県外の病院に転院し、そのため同人の入通院〔診断書〕に際し自家用車での送迎や見舞いを行っていた申立人Aの負担が増加したことを理由に、日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を請求した。東京電力は、申立人Bの持病は原発事故以前からのものであり、同人はより医療体制が整っていると思われる避難先で通院することが可能であったにもかかわらず自宅に戻った後で自宅近くの病院に通院しその後県外の病院に転院しているところ、通院する時期や医療機関は同人の判断によるものであるから、転院により申立人Aの送迎の負担が増加したことも申立人Bの判断によるものであって、原発事故との間には相当因果関係が認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人Bの避難期間は短く、避難先での通院は困難であるから自宅に戻った後に通院したことはやむを得ないものであり、同人が県外の病院に転院することになったのは原発事故の影響により自宅周辺の病院の手術体制が整わなかったためであるとして、申立人Aの送迎等の負担が増加したことと原発事故との間の相当因果関係を認め、同人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として一時金5万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度または中程度の持病がある者の介護を恒常的に行ったこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合の増額方法について、一時金として適切な金額を賠償額に加算することを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人Aは、持病を抱えていた申立人Bが、原発事故の影響により当初通院していた県内の病院では手術体制が整わなかったことから県外の病院に転院し、そのため同人の入通院〔診断書〕に際し自家用車での送迎距離が増加したことを理由に、入通院交通費増加分の賠償を請求した。東京電力は、申立人らから損害の発生を裏付ける領収書や交通手段についての客観的な資料の提出がなく損害の発生を確認することができない、申立人Bの持病は原発事故前からのものであり、同人はより医療体制が整っていると思われる避難先で通院することが可能であったにもかかわらず自宅に戻った後で自宅近くの病院に通院しその後県外の病院に転院しているところ、通院する時期や医療機関は同人の判断によるものであるから、転院により申立人Aの送迎費用が増加したことも申立人Bの判断によるものであって、原発事故との間には相当因果関係が認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人Bが県外の病院に転院することになったのは原発事故の影響によるものであるとして申立人Aの入通院交通費が増加したことと原発事故との間の相当因果関係を認め、損害額については領収書は提出されなかったものの1キロメートル当たり22円のガソリン単価に往復の距離及び入通院回数を乗じて算定し、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた損害であっても原発事故の影響により当初通院していた自宅周辺の病院の手術体制が整わなかったことにより生じた損害であるから賠償の対象とすべき特段の事情があるものと判断して、平成23年6月分から平成26年9月分までの実費相当額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、上記入通院交通費増加分は避難等による生活費の増加費用には該当しないものの、原発事故によって増加した生活費について賠償を認める中間指針第3の2の趣旨を踏まえ、かつ、中間指針第3の2 IIIは、

避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとしているところ、本件においては上記のとおり特段の事情があると判断され、和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立外亡祖母（申立人Aの母）の相続人である申立人Aは、申立外亡祖母は左半身麻痺で身体障害等級2級の認定を受けていたところ〔身体障害者手帳〕、地方公共団体が住民に一時避難を要請した地域（南相馬市鹿島区）から平成23年3月から同年5月までの間避難した際に、避難先アパートでの階段の上り下りや、部屋や風呂等に手すり等の介護設備が設置されていない避難先での生活について同人の精神的苦痛が大きかったとして、同人についての慰謝料の増額を請求した。東京電力は、同人は自宅での生活と比較して苦労が増えたかもしれないが、もともと介助が必要であったのであるから居室内の生活にはそれほど大きな変化はなかったなどと主張して争った。パネルは、同人は左半身麻痺の障害を有しており、介護設備の整った自宅からそのような設備のない狭いアパートに避難して生活しなければならなかったことから日常生活阻害の程度が大きかったものと認め、平成23年3月から同年5月まで6割の増額分（ただし、既払金9万円を控除した残額。）の賠償を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の6及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）に従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、地方公共団体が住民に一時避難を要請した地域（南相馬市鹿島区）から平成23年3月から同年5月までの間避難したところ、同人が持病を抱えており、左半身麻痺で身体障害等級2級の認定を受けている申立外亡祖母の介護をしながらの避難生活となったことを理由に、日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を請求した。東京電力は、申立人Bの持病は原発事故以前からのものであり、申立外亡祖母はもともと介助が必要であった、居室内の生活にはそれほど大きな変化はなかったのであるから介護の負担は増加していないなどと主張して争った。パネルは、申立人Bが持病のため体調不良を抱えながらの避難生活であったこと、介護設備の整った自宅からそのような設備のない狭いアパートに避難した申立外亡祖母の介護を行ったことから日常生活阻害の程度が大きかったものと認め、平成23年3月から同年5月まで6割の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の6及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）に従った和解案が提示されたものである。

※5 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人C（申立人A及びBの子）は、避難中に申立外亡祖母の介護を行ったとして日常生活阻害慰謝料増額分の賠償を請求し、東京電力は、これを否認して争った。パネルは、申立人Cの行っていた介護の負担が少なかったことから、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1776		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の介護施設に入所していた被相続人について、原発事故により新潟県の施設に転所せざるを得なくなり、また元の介護施設に戻って以降も、原発事故以前よりも介護環境が悪化した中での生活を余儀なくされたこと等を考慮し、日常生活障害慰謝料(増額分)として、①新潟県の施設に避難していた平成23年3月から同年12月までは一時金として50万円、②元の介護施設に戻って以降の平成24年1月から同年8月までは月額3万円の増額が認められ、相続人である申立人らに対して上記増額分(ただし、①の期間について20万円、②の期間について16万円の既払金を除く。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	R3.2.5	全部和解成立日	R3.7.26
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E共通(被相続人亡Fの損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	380,000	H23.3~H24.8	※1
小計			380,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	380,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A、B、C、D及びE(申立人B、C、D及びEは追加申立て。)は、原発事故当時、旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の介護施設に入所していた被相続人亡F(申立人A、B、C、D及びEの母であり、本件事故時の要介護5の認定を受けていた。)について、原発事故により新潟県の施設に転所せざるを得なくなり、また元の介護施設に戻って以降も、原発事故以前よりも介護環境が悪化した中での生活を余儀なくされたこと等を主張して、亡Fの日常生活障害慰謝料の増額分の賠償を求めた。東京電力は、既払金を超える損害がないと主張して争った。パネルは、①亡Fが新潟県の施設に避難していた平成23年3月から同年12月までについて、原発事故による強制転院・環境の変化に伴う心身の負担を考慮して一時金として50万円、②亡Fが元の介護施設に戻って以降の平成24年1月から同年8月までは、原発事故以前よりも介護環境が悪化した中での生活を余儀なくされたことを考慮して月額3万円を、それぞれ亡Fの日常生活障害慰謝料の増額分(ただし、①の期間について20万円、②の期間について16万円の既払金を除く。)として認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(避難所等における避難生活等を余

儀なくされた者については12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、身体の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1777		
事案の概要	帰還困難区域(富岡町)において不動産賃貸業を営み、直接請求手続で平成23年3月から平成27年2月までの減収率を100%とする逸失利益及び平成27年3月以降の将来分として東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく減収率を100%とする年間逸失利益の2倍分の営業損害の賠償を受けた申立人について、逸失利益の算定において差し引く減価償却費相当額を、直接請求手続において採用された税法上の耐用年数ではなく、実質的な耐用年数を用いた上で算定し直し、これに基づいて平成24年6月から平成27年2月までの期間の賠償金額及び上記プレスリリースに基づく賠償金額が再計算され、直接請求手続における既払金を除く部分が追加賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(オ)		

2 基本情報

申立日	R2.10.30	全部和解成立日	R3.7.27
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		2,376,330	H24.6~H27.2	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		1,728,240		※1
小計			4,104,570		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,104,570
	弁護士費用	123,138
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、帰還困難区域（富岡町）において不動産賃貸業を営んでいたところ、原発事故により賃貸不動産（アパート2棟）の所在地が帰還困難区域に指定され事業を営むことができなくなったが、直接請求手続においては逸失利益の算定において減価償却費が控除されたために減価償却費相当額の賠償が不足しているとして、平成24年6月以降の逸失利益の追加賠償（平成27年6月17日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償の不足分を含む。）を求めた。東京電力は、対象不動産について既に財物賠償がなされていることから、減価償却費相当額を逸失利益に含めて賠償すれば、不動産の価値について財物賠償と重複が生じるなどと主張して争った。パネルは、逸失利益の算定において差し引く減価償却費相当額を、直接請求手続において採用された税法上の耐用年数ではなく、実質的な耐用年数を用いた上で算定し直し、これに基づいて平成24年6月から平成27年2月までの期間の賠償金額及び上記プレスリリースに基づく賠償金額を再計算した上で、直接

請求手続における既払金を除く部分の逸失利益の追加賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い、営業が不能になるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されるとともに、当事者双方が、平成27年3月以降の減収に係る損害について、同年6月17日付け東京電力プレスリリースの枠組みでの和解による解決の意思を示したため、同プレスリリースに基づく営業損害の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立人は、帰還困難区域（富岡町）において不動産賃貸業を営んでいたところ、原発事故により賃貸不動産（駐車場用の土地、店舗用建物、住宅用建物）の所在地が帰還困難区域に指定され賃貸することができなくなったとして、逸失利益の損害の賠償を求めた。東京電力は、対象不動産については、平成23年3月から平成27年2月までの逸失利益及び平成27年6月17日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償を支払い済みであり、かつ財物賠償も済んでいると主張して争った。パネルは、直接請求手続において支払済みであるとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1778		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)において理容業を営んでいた申立人について、原発事故前に一時休業していたものの、平成23年4月までに営業再開を予定しており、営業再開の蓋然性が高かったと認め、①平成23年3月から平成28年2月までの逸失利益として、損害額の立証の程度等を考慮して逸失利益を概算で月額5万円とし、原発事故時の申立人の年齢等も考慮して原発事故の影響割合を7割として算定した額が、②営業用資産の財物損害として、原発事故時の価格を購入時期等も考慮して取得価格の1割とし、原発事故の影響割合を5割として算定した額が、それぞれ賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	R2.11.16	全部和解成立日	R3.7.30
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		2,100,000	H23.3~H28.2	※1
全部和解	財物損害	動産	71,500		※2
小計			2,171,500		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,171,500
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、居住制限区域(浪江町)で理容業を営んでいたところ、原発事故によって避難を余儀なくされ、事業を営むことができなくなったとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人は持病のために原発事故前の2年半の間休業しており、さらに、原発事故後も持病が徐々に悪化して営業再開の準備行為もほとんど行われていないことに鑑みると営業再開の蓋然性は乏しく既に廃業している状態にあったといえること、仮に営業再開の予定があったとしても客観的な資料により申立人の売上げを確認することができないこと、申立人が損害軽減回避のための努力をしていることが伺えないこと等から賠償には応じられないと主張し、もし仮に、確定申告書等を準備できないことについてやむを得ない事情があると判断された場合であっても、損害額については、逸失利益を月額5万円、対象期間2年とし、さらに原発事故の影響割合を2割と考慮した算定額である24万円を超えることはないとして争った。パネルは、申立人が原発事故前に一時休業していたものの、平成23年4月までに営業を再開することを予定し顧客に配布するための粗品を

準備するなど一定の営業再開準備行為も行っており〔電話聴取事項報告書、粗品の写真〕、避難先においてボランティアで理容を行っていたこと等から営業再開の蓋然性が高かったと認め、原発事故後の持病の悪化は避難生活の影響もあると判断した上、損害額については立証の程度等を考慮して逸失利益を概算で月額5万円とし、原発事故時の申立人の年齢、体調等も考慮して対象期間を平成23年3月から平成28年2月まで、原発事故の影響割合を7割として算定し、210万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、居住制限区域（浪江町）で理容業を営んでいたところ、原発事故によって避難等を余儀なくされ、営業用資産の管理が不能となり、資産価値が失われたとして、財物損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人は償却資産の各資産の購入時期及び購入金額を主張するが、固定資産台帳や領収書、納品書等の客観的資料がない以上営業用資産の損害を算定できず、また、原発事故時点で20年以上が経過しており財物としての価値はほとんど残存しておらず、購入時期等を考慮すると原発事故時の価格は購入金額の1割程度であり、その損害額は、原発事故の影響割合を5割として算定した額である7万1500円を超えることはないと主張して争った。パネルは、東京電力の自認額を内容とする和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人は、持病を抱えながらの避難を強いられたとして日常生活阻害慰謝料増額分の賠償を請求し、東京電力は、持病については生命・身体的損害として賠償済みであり、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きかったともいえないなどと主張して争った。パネルは、直接請求手続における賠償額を超える損害は認められないとして、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1779		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)で自生するまつたけの販売業を営んでいた申立人の平成29年以降の営業損害について、前件において東京電力の平成28年12月26日付プレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」の枠組みにより直近の年間逸失利益の3倍相当額が賠償されたものの、令和2年までの間、まつたけの出荷制限が継続されていることから、原発事故との相当因果関係を認め、前件及び前々件と同様の算定方法により令和2年分まで4年分の損害額を算定した上で、収穫量や販売価格の変動等を考慮し、原発事故の影響割合として8割を乗じ、かつ、上記既払金を控除した残額が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア		

2 基本情報

申立日	R3.3.10	全部和解成立日	R3.7.30
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		3,072,000		※1
小計			3,072,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,072,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,880,000

※1 中間指針第5の1

申立人は、いわき市にて自生するまつたけの販売を行っていたところ、政府によるきのこ類の出荷制限指示等によりまつたけが販売不能となり減収が生じたとして、前件和解仲介手続において、平成29年1月以降の営業損害(逸失利益)の賠償につき東京電力プレスリリース(平成28年12月26日付け)の枠組みにより年間逸失利益の3年分相当額を賠償する内容で和解が成立したが(公表事例1365番参照)、令和2年1月以降も同様に出荷制限指示等が継続して減収も継続しているとして営業損害(逸失利益)の賠償を求めた。東京電力は、前件の和解において賠償した年間逸失利益の3年分相当額の賠償は、平成29年1月以降の3年間分に限定されるものではなく、令和2年1月以降の将来分の営業損害(逸失利益)も含めて賠償されたものであるところ、令和2年1月以降の営業損害(逸失利益)が年間逸失利益の3年分相当額の賠償では填補されない事情が確認されれば追加の賠償に応じる用意はあるものの、そのような事情があることは確認できず賠償には応じられないなどと主張して争った。パネルは、令和2年中もまつたけの出荷制限が継

続されていることから令和2年中の営業損害（逸失利益）と原発事故との相当因果関係を認めた上で、原発事故や出荷制限指示等がなかった場合のまつたけの収穫量や販売価格が豊作年であった平成22年よりも減少する方向で変動した可能性があることから〔口頭審理期日における申立人の説明等〕原発事故の影響割合を8割として損害額を算定し、同損害額から前件で同プレスリリースに基づき賠償された既払分を控除した残額については、なお損害が填補されていないとして賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 I は、農林水産物の出荷制限指示の対象事業者において、事業に支障が生じたため現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1780		
事案の概要	自主的避難等対象区域(伊達市)に居住する申立人について、放射線測定器の購入費用のほか、自宅で栽培した自家消費野菜に実施した平成23年中の放射線検査費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)イ	

2 基本情報

申立日	R3.3.5	全部和解成立日	R3.8.2
事故時住所	伊達市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	検査費用	55,650	H23.8~H23.12	※1
全部和解	除染費用等	線量計購入費	34,800		※2
小計			90,450		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	90,450
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、自主的避難等対象区域(伊達市)の自宅の畑で自家消費用の野菜や果物を栽培していたが、原発事故後の平成23年8月から同年12月頃までの間に、当該野菜や果物について放射性物質による汚染状況等を把握するために支出した検査費用〔領収書、申立人作成の内訳書、電話聴取事項報告書〕の賠償を求めた。東京電力は、申立人の説明によれば、請求の一部に申立人が役員を務める団体分の野菜の検査費用が含まれており当該部分は除外されるべきであること、また、申立人自身が栽培したと説明する当該野菜や果物に係る検査費用についても領収書からは検査の対象品目や数量が不明であり賠償には応じられないなどと主張して争った。パネルは、申立人から提出された証拠〔領収書〕や申立人の説明内容等〔申立人作成の内訳書、電話聴取事項報告書〕を踏まえ、申立人自身が栽培したと説明する野菜や果物に係る検査費用について請求額全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用の賠償を認めているところ、本件における自家消費用の野菜や果物の検査費用についても、当該野菜や果物を食用とすることによる被曝の回避等の判断

のために必要な費用として賠償が認められたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用の賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	1781		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)に居住していた申立人らの、購入金額が一定以上の家財について、東京電力による家財定額賠償の枠外として、着物及び家具の耐用年数を20年、電化製品の耐用年数を8年とした上で、残価率2割として経過年数に応じて算出した残存価格が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ア)	第1の12(2)オ(イ)	

2 基本情報

申立日	R2.6.30	全部和解成立日	R3.8.4
事故時住所	大熊町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	1,246,700		※1
小計			1,246,700		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,246,700
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人らは、帰還困難区域(大熊町)所在の自宅に残した家財等について、東京電力の家財定額賠償では不十分であるとして、電子治療器やタンスセット、着物20点等の高額家財について総額640万円余りの追加の賠償を求めた〔写真〕。東京電力は、電子治療器、タンスセット及び着物5点について耐用年数を8年として請求金額の一部を認める一方、その余については購入金額が1点当たり30万円未満の価値しか認められず高額家財として扱うことはできないから既払の定額賠償金を超える損害はないと主張して争った。パネルは、東京電力が定額賠償の枠外として賠償対象と認めた上記物品のうち、タンスセット及び着物の耐用年数について、一般的に、また申立人らの保管状態からして少なくとも20年は認められると判断し、電子治療器については耐用年数を8年とした上で、残価率2割として経過年数に応じて算出した残存価格の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示により避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能となったため、当該財物の価値が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分は賠償すべき損害と認められるとし、同指針備考5は、損害の基準となる財物の価値は、原則として、原発事故発生時点における財物の時価に相当する額とすべきであるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1782		
事案の概要	<p>申立人ら(夫婦、子及び夫の母)のうち申立人妻は、申立人夫と避難指示解除準備区域(浪江町)内の自宅に居住し、自宅から近い介護施設に入居中の申立人母(身体障害等級2級)を毎日のように見舞っていたが、原発事故により申立人夫と共に郡山市に避難し、その後も他県の介護施設へ移動を余儀なくされた申立人母に食品や衣類を届けるなどの世話を月に数回ほど行い続けたことについて、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円の日常生活障害慰謝料(増額分)が既払金85万円を控除のうえ賠償されたほか、就労不能損害について平成28年3月分から中古住宅を購入してから1年後となる平成28年6月分まで原発事故の影響割合を3割として賠償され、また、申立人母は、要介護状態での避難生活にかかる日常生活障害慰謝料(増額分)として平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が既払金170万円を控除のうえ賠償されたほか、家族別離にかかる一時金として20万円が賠償された事例。</p>		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の10(2)ア(イ)	

2 基本情報

申立日	R3.2.19	全部和解成立日	R3.8.5
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,700,000	H23.3~H30.3	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	190,000	H28.3~H28.6	※2
小計			1,890,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,050,000	H23.3~H30.3	※3
小計			1,050,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,940,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人ら(夫A、妻B、子C及びAの母D)のうち申立人A及びBは浪江町の自宅に居住し、身体障害等級2級の申立人Dは近くの介護施設に入居して、申立人Bが毎日のように申立人Dに衣類や好物の食品を届けるなどの世話をしていたところ、原発事故により申立人A及びBは郡山市に避難を、申立人Dは他県の介護施設に移動を余儀なくされたが、それでもなお申立人Bは月に数回ほど片道3時間をかけて申立人Dに衣類を届けるなどの

世話を続け、これにより精神的苦痛が増大したとして日常生活阻害慰謝料の増額賠償を求めた。東京電力は、申立人Bには既に介護者への増額として月額1万円を賠償しているものの、申立人Dを福島県に呼び戻さなかったのは申立人らの判断であること、また、申立人Dは介護施設で介護を受けることができているのであり、月に数回の訪問は恒常的な介護と評価できないことや、多額の家族間移動費用を既に支払っていること等を主張して争った。パネルは、福島県内で受入れ可能な施設を見つけることが困難であること等を勘案し、継続して遠方を訪問する苦労は交通費の賠償や介護増額にかかる既払金では賄いきれないとして、申立人Bについて平成23年3月分から平成30年3月分までの慰謝料について月額3万円を増額し、そこから既払金85万円を控除した額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害がある者や要介護状態にある者の介護を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8

申立人Bは、原発事故により勤務先が閉業し正社員の職を失ったところ、再就職が困難であるとして、平成28年3月以降の就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、平成28年3月以降は再就職を妨げる事情がないと主張して争った。パネルは、年齢的に事故前と同等の職業に就くことが困難であることに鑑み、中古住宅を購入し入居した平成27年6月から1年後までは賠償するのが相当であると判断し、平成28年3月分から同年6月分まで原発事故の影響割合を3割として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内で事業を営む事業者に雇用されていた勤労者が、当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合には、給与等の減収分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

身体障害等級2級であった申立人Dは、申立人A及びBの自宅近くの介護施設に入居していたところ、申立人Bから毎日のように申立人Dに衣類や好物の食品を届けられ、連休等には申立人A及びBの自宅で過ごすこともあったが、原発事故により申立人A及びBの避難先から遠く離れた介護施設に移動を余儀なくされ環境が変わった上、申立人Bによる訪問も月数回程度に減り、これにより精神的苦痛が増大したとして日常生活阻害慰謝料の増額賠償を求めた。東京電力は、申立人Dが福島県に戻らなかったのは申立人らの判断であることや、介護施設で介護を受けることができているため苦労が著しく大きくなったとはいえないなどと主張して争った。パネルは、福島県内で受入れ可能な施設を見つけることが困難であることや、住み慣れた浪江町の自宅から離れ家族との面会頻度が激減したこと等を勘案し、申立人Dの要介護という事情について平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円を増額し既払金170万円を控除した額の賠償を認め、また、家族との別離については、原発事故前は同居していなかったことを踏まえて一時金として20万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離や身体の障害、要介護状態にあることという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するこ

とができ、また、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1783		
事案の概要	<p>県南地域でそばを栽培し販売していた申立人の風評被害に伴う販売価格の下落による営業損害について、直接請求手続においては、原発事故前のそば1俵の基準単価につき、販売単価を示す資料がない年については、令和元年の市場単価に基づき推計した上で、事故前3年間の平均額である9659円とし、かかる基準単価と令和元年の販売単価6000円との差額に、申立人の平成22年当時の販売数量を乗じた額が損害額とされたが、これを算定し直し、原発事故前の基準単価につき、販売単価を示す資料がない年については、平成22年の市場単価に基づき推計した上で、事故前3年間の平均額である1万9955円とし、かかる基準単価と令和元年の販売単価6000円との差額に、申立人の令和元年の販売数量を乗じた額を損害額とし、平成31年1月から令和元年12月までの逸失利益が賠償された事例。</p>		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	R3.2.1	全部和解成立日	R3.8.11
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		209,325	H31.1~R1.12	※1
小計			209,325		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	209,325
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、県南地域においてそばの栽培・販売を行っていたところ、風評被害によりそばの販売単価が下落し売上げが減少したとして、平成31年1月以降の営業損害（逸失利益）の賠償を求めた。東京電力は、販売単価の下落が生じており、申立人に営業損害が生じていることを認めたものの、申立人の原発事故前におけるそば1俵当たりの販売単価を示す資料が不足していることから、原発事故がなければ得られたであろう売上高の算定は、販売年である令和元年の市場単価に基づき推計した1俵当たり9659円（原発事故前の令和20年から令和22年までの3年間について、令和元年における申立人の販売単価に、各年における市場単価の令和元年の市場単価に対する比率を乗じた金額を各年の推計単価とし、かかる金額を平均した額）とした上で算定すべきであると主張して争った。パネルは、基準単価は、販売単価を示す資料がない年については平成22年の市場単価に基づき推計した金額（平成20年と21年について、平成22年における申立人の販売単価に、各年の市場単価の平成22年の市場単価に対する比率を乗じた金額）とする方法を採用し、

かかる方法により算出した基準単価（平成20年から22までの3年間の平均）である1万9955円と令和元年における申立人の販売単価6000円との差額に、申立人の令和元年の販売数量である15（俵）を乗じた金額を損害額とし、令和元年1月から同年12月までの営業損害（逸失利益）として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① ivは、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1784		
事案の概要	新潟県で原木乾しいたけ栽培業を営む申立人について、しいたけの出荷制限の状況や市況のほか、申立人の出荷態様、取引価格の下落に伴い長期間の冷温保管といった原発事故前と異なる対応をしたこと等を考慮し、風評被害による営業損害として、平成23年12月から平成26年12月までの逸失利益(原発事故の影響割合を4割として算定。)及び平成23年3月から平成26年12月までの乾しいたけ保管費用(原発事故の影響割合を7割として算定。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ウ		

2 基本情報

申立日	R2.1.10	全部和解成立日	R3.8.16
事故時住所	新潟県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,837,022	H23.12~H26.12	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	140,680	H23.3~H26.12	※2
小計			1,977,702		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,977,702
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、新潟県において原木乾しいたけの生産・販売を行っていたところ、原発事故の風評被害により、乾しいたけの出荷先の市場での売却単価が下落し、営業損害が生じたと主張して、平成23年3月から平成26年12月までの逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、申立人の出荷先の市場においても申立人が生産した乾しいたけについても風評被害は生じていないなどと主張して争った。パネルは、平成23年12月以降に売却した乾しいたけの売却単価下落と原発事故との間に相当因果関係を認めた上で、基準単価(平成20年から平成22年までの販売単価の平均)と原発事故後の販売単価との差額に販売数量を乗じた額を減収分とし、さらに、乾しいたけの取引価格はその種類や品質をはじめ原発事故以外の要因の影響も受け得ること等を考慮して、原発事故の影響割合を4割として算定した和解案を提示した。

中間指針第7の2IVは、同Iないし同IIIに掲げる損害のほか、農林業において原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、個々の事例又は類型ごとに、取引価格及び

取引数量の動向、具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、当該産品等の特徴、政府等による出荷制限指示の内容等を考慮して、消費者又は取引先が、当該産品等について、原発事故の放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の1

申立人は、風評被害による取引価格の下落に伴い、乾しいたけの冷温保管費用の支出を余儀なくされたと主張して、平成23年3月分から平成26年12月分までの追加的費用を請求した。東京電力は、風評被害の発生を争いつつも、これを一部支払うことを認めた。パネルは、冷温保管費用は風評被害による損害発生を回避すべく支出を余儀なくされたものであると認めた上で、冷温保管については市場動向の予測を踏まえた経営判断の側面があることを考慮し、原発事故の影響割合を7割としてこれを認める和解案を提示した。

中間指針第7の1 IV①は、風評被害の損害項目として、必要かつ合理的な範囲の追加的費用の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1785		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人ら(母及び未成年の子2名)の日常生活障害慰謝料について、申立人らのうち子の1名が重度の身体障害及び知的障害を有しており、環境の変化による悪影響を避けるために避難生活を続けていたことを理由に避難継続の合理性を認め、東京電力の直接請求手続による賠償期間の後である平成24年9月から南相馬市に帰還した平成26年6月まで月額10万円がそれぞれ追加的に賠償されたほか、上記障害を有する申立人子1名及び同人を恒常的に介護した申立人母については、さらに増額分として、避難所に避難していた平成23年3月及び4月は月額10万円、同年5月から同年12月までは月額8万円、デイサービスを利用できるようになった平成24年1月から平成26年6月までは月額6万円が、それぞれ賠償(ただし、既払金を除く。)されるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)	

2 基本情報

申立日	R2.9.4	全部和解成立日	R3.8.17
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,200,000	H24.9~H26.6	※1
全部和解	精神的損害	増額分	2,460,000	H23.3~H26.6	※1
小計			4,660,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,200,000	H24.9~H26.6	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,930,000	H23.3~H26.6	※1
小計			4,130,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,850,000	H24.9~H26.6	※1
小計			1,850,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	100,000		※2
小計			100,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,740,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A（母）、B（未成年の子）及びC（追加申立て。未成年の子）は、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難したところ、①申立人Bが重度の身体障害及び知的障害を有しており〔身体障害者手帳、療育手帳〕、環境の変化は同人に悪影響を及ぼすため平成24年9月以降も避難を継続したとして、同月以降の日常生活阻害慰謝料（1人月額10万円）の賠償を請求し、また、②申立人Bが上記のとおり重度の障害を有すること、避難先において申立人A及びCが申立人Bを介護したこと、申立人Aと一緒に避難した同人の祖母も介護したことを理由に日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償を請求した。東京電力は、①については、申立人らの居住していた緊急時避難準備区域は平成23年9月30日に指定が解除され、中間指針は避難者の精神的損害の賠償期間について平成24年8月末までを目安としており、申立人らに対しても同月分まで支払済みであること、申立人らには同年9月以降も避難を継続する合理性は認められないこと、仮に避難継続の合理性が認められるとしてもその期間は申立人らが南相馬市に転居した平成26年6月の直前までであること等を主張して争い、また、②については、申立人Bの障害及び申立人Aによる介護を対象とし、平成23年3月から平成24年8月まで、申立人Bに対しては月額2万円、申立人Aに対しては月額1万円の増額分を支払済みであること、申立人Bを主に介護していたのは申立人Aであり申立人Cは恒常的に介護していたとまでは認められず増額対象とはならないこと、申立人Aが祖母を介護した点については祖母の要介護の状況や申立人Aによる介護の状況が明らかでなく、仮に介護が必要な状況であったとしても原発事故前の生活状況からみて祖母の主たる介護者は申立人Aではないと考えられることから、既払額を超えて増額すべき理由は認められないと主張して争った。パネルは、①について、重度の身体障害及び知的障害を有する申立人Bにとって環境の変化が悪影響を及ぼすことから、これを避けるため申立人らが避難を継続したことについて合理性を認め、申立人らの日常生活阻害慰謝料として、東京電力の直接請求手続による賠償期間の後である平成24年9月から南相馬市に帰還した平成26年6月まで1人月額10万円（ただし、申立人B及びCについては既払額35万円をそれぞれ控除する。）の賠償を認め、また、②について、避難先での申立人らの生活状況〔電話聴取報告書〕を踏まえ、申立人B及び同人を恒常的に介護した申立人Aの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、避難所に避難していた平成23年3月及び4月は1人月額10万円、同年5月から同年12月までは1人月額8万円、デイサービスを利用できるようになった平成24年1月から南相馬市に帰還した平成26年6月までは1人月額6万円（ただし、既払金を控除する。）の賠償を認める和解案を提示した（申立人Cの介護増額及び申立人Aの祖母についての介護増額は和解案の対象外とした。）。

中間指針第3の6Ⅳ②は、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしており、また、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体または精神の障害があること、これらの者の介護を恒常的に行ったこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これらを踏

まえた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

申立人らは、原発事故当時飼育していたペットの犬を避難時に連れ出すことができず、その後も捜索したものの見つけることができなかつた〔電話聴取報告書〕として精神的損害の賠償を求めたところ、パネルは、ペット喪失に係る慰謝料として10万円の賠償を認める和解案を提示した。

1 事案の概要

公表番号	1786		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫婦、夫の父母)について、日常生活阻害慰謝料(増額分)として、申立人夫については、抑うつ状態に悩まされたことを考慮して一時金10万円及び親子の別離が生じたことを考慮して世帯代表者として平成23年3月から平成30年3月まで3割の増額分が、申立人妻については、夫婦の別離が生じたことに加えて、避難中にがんを発症して手術をし、その後投薬治療を継続したことを考慮して平成23年3月から同年7月まで及び平成26年9月から平成27年9月(手術前)までは3割、同年10月から平成30年3月まで3割ないし5割の増額分が、申立人父については、避難生活中に失明し、付添い等を要する状態になったことを考慮して平成23年7月から平成30年3月まで3割の増額分が、申立人母については、持病の薬が入手できなかったことや、失明した申立人父を介護したことを考慮して平成23年3月及び同年4月は3割、同年7月から平成30年3月までは2割の増額分が、それぞれ賠償されたほか、自宅の管理費用や家族間の面会交通費(増加分)も賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	R2.9.9	全部和解成立日	R3.8.18
事故時住所	浪江町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,680,000	H23.3~H30.3	※1
小計			2,680,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,806,000	H23.3~H30.3	※1
小計			1,806,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,430,000	H23.7~H30.3	※1
小計			2,430,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,692,000	H23.3~H30.3	※1
小計			1,692,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	406,296	H23.7~H30.3	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	25,886	H24.3、H24.5	※2
小計			432,182		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,040,182
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らは、①申立人A（夫）が、原発事故後のストレスにより翌年抑うつ状態となり、通院を要したこと〔診断書〕、申立人B（妻）が、がんを発症し、平成27年10月に手術後、投薬治療を継続したこと〔手術同意書等〕、申立人C（夫の父）が、避難中の平成23年7月に片目を失明し（東京電力も本件事故との関連性を認め直接請求において一定額の賠償を行っている。）、家族の付添いを要する状態になったこと〔診断書〕、申立人D（夫の母）には持病があったところ、避難所においては薬が入手できなかったことや、失明した申立人Cを介護したことといった、家族の持病、介護及び要介護等の事情のほか、②申立人Aと、その実父母である申立人C及びDが当初から別々に避難することになり、平成26年10月まで親子別離が続いたこと、申立人Bが、平成23年3月から同年7月まで同人の実母と共に避難したため、また、平成26年9月に申立人Aが単身赴任となったため、申立人A B夫婦間にも別離が生じたことという家族別離の事情を主張し、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、直接請求手続において精神的損害の賠償金は支払済みであると主張して争った。パネルは、上記①②の事情を考慮し、申立人Aに対しては、抑うつ状態に悩まされたことによる一時金10万円及び親子別離について世帯代表者として平成23年3月から平成30年3月まで3割の増額分を、申立人Bに対しては、がん治療の労苦及び夫婦別離について、平成23年3月から同年7月まで及び平成26年9月から平成27年9月（手術前）までは3割、同年10月から平成30年3月までは3割ないし5割の増額分を、申立人Cに対しては、失明及び付添い等を要する状態になったことについて平成23年7月から平成30年3月まで3割の増額分を、申立人Dに対しては、避難所において薬が入手できなかったことや、失明した申立人Cを介護したことについて、平成23年3月及び同年4月（避難所生活中）は3割、同年7月から平成30年3月までは2割の増額分を、それぞれ認める内容の和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあること、持病があること、これらの者の介護を恒常的に行ったこと、家族の別離が生じたこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らは、①原発事故による避難により申立人Bの母が遠方となり、同人との間の面会交通費が増額したとしてその差額分の賠償、②避難中の自宅の管理費用（除草剤・培養土の購入費、家屋修繕のための材料費）〔領収証〕の賠償を請求した。東京電力は、直接請求手続において生活費増加費用として精神的損害に含めて支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、上記①②はいずれも東京電力の指摘する既払金には含まれないと判断した上で、①について月1回の往復分の差額の限度で、②について購入費用の実費の賠

償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1787		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)から避難した申立人が、自宅内に所有していた多数の家財(婚礼筆筒、ピアノ、着物、食器棚等)について、申立人が提出した写真、査定書及びカタログ等による立証の程度を考慮し、申立人が主張する額の5割ないし7割を購入金額と認定した上で、これに家財ごとの耐用年数(10年ないし40年)に相当する経年減価率を乗じて算定した原発事故当時の時価額(ただし、東京電力に対する直接請求手続における既払額を控除)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ア)		

2 基本情報

申立日	R3.1.22	全部和解成立日	R3.8.31
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	2,154,100		※1
小計			2,154,100		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,154,100
	弁護士費用	64,623
	手続内で処理された既払金合計額	1,080,000

※1 中間指針第3の10

申立人は、帰還困難区域(双葉町)の自宅内で所有していた家財(婚礼筆筒、ピアノ、着物、帯、食器棚、ダブルベッド等15品目)について、原発事故により価値を喪失したところ、直接請求での賠償額(7品目について合計108万円)に不服があると主張して、申立人が主張する購入金額に基づく賠償を請求した。東京電力は、直接請求手続で支払った金額以上の損害は生じていないと主張して争った。パネルは、申立人が請求した15品目のうち13品目について、申立人が提出した写真、査定書及びカタログ等による立証の程度を考慮し、申立人が主張する額の5割ないし7割を購入金額と認定した上で、これに家財ごとの耐用年数(10年ないし40年)に相当する経年減価率を乗じて原発事故当時の時価額を合計323万4100円と算定し、これが原発事故によりその価値を喪失したと認定し、直接請求手続において支払があった動産については当該既払金を控除した金額を賠償額とする和解案を提示した(申立人が請求した15品目のうち、美術品2品目については、損害額の算定が困難であるとして和解対象外とした。)

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1788		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)から平成24年2月に避難した申立人ら(父母及び子1名(成人))について、医師からの助言を踏まえて、精神疾患を抱える申立人子の原発事故に伴う被ばくへの不安等によるストレスを軽減しようと考えて避難を実行した経緯に鑑み、同月に避難開始をするに際して支出した避難交通費、家財道具購入費が賠償されたほか、放射線線量計の購入費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)オ
	第10の2(4)	第11の1(2)イ	

2 基本情報

申立日	R3.2.12	全部和解成立日	R3.9.8
事故時住所	いわき市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	線量計購入費	60,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	21,600	H24.2	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	211,500	H24.4	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H24.1~H25.6	※2
小計			443,100		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	443,100
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

放射線線量計の購入費用について、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として賠償を認めたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

原発事故当時、申立人A(父)、B(母)及びC(原発事故当時成人である子)は、原発事故当時、自主的避難等対象区域(いわき市)の自宅に居住しており、原発事故後に一家全員で3週間程度の短期間の避難をした後、平成23年4月上旬に自宅に戻り生活していたが、平成24年2月に再び一家全員で避難し、その際に支出した避難費用(移動交通

費及び引越費用)〔クレジットカードご利用明細書、御見積書〕及び生活費増加費用(家財道具購入費用)〔レシート〕の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補第2においては、自主的避難等対象者のうち妊婦以外の大人の賠償期間について「本件事故発生当初の時期」とされており、さらに「中間指針追補に関するQ&A集」の間11においては、「本件事故発生当初の時期」とは、原発事故発生から平成23年4月22日頃までをいうものとされていることからすると、申立人らによる平成24年2月の避難については、原発事故との相当因果関係を認めることが困難であるから賠償には応じられない等と主張して争った。パネルは、申立人らが平成24年2月に再び避難した経緯として、①申立人Cが原発事故以前から精神疾患を抱えており〔診断書、障害者手帳〕、医師から精神的ストレスが良くないと言われていたところ、申立人Cは、原発事故による放射能に不安を感じており、精神的ストレスによる発作が起りやすくなると考えられたこと、②申立人らは①の事情により避難生活を継続又は再開したかったが、申立人Cが受診する医療機関等も含めた避難先の生活環境を慎重に検討する必要がある、申立人Cと同じ精神疾患を抱える親戚からの情報提供により、ようやく平成23年10月頃に同親戚の居住地の近くに避難する考えがまとまったこと、③その後、避難先の賃貸住宅について自治体による借上手続を進めたものの、引越業者が見つからずようやく平成24年2月に避難することができたこと等の各事情が認められることに鑑みれば〔確認事項書、電話聴取事項報告書〕、申立人らが同月に避難を開始したことには合理性が認められるとして、避難費用(引越費用)については全額、避難費用(移動交通費)及び生活費増加費用(家財道具購入費用)については合理的に認められる範囲で、それぞれ賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1789		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(田村市)から避難した申立人ら(母及び子2名)について、平成24年4月から平成28年3月までに発生した避難費用(①避難により増額した電気・ガス・水道料金及び避難先での自治会共益費相当額、②避難前は自家消費用に栽培していた米や野菜の購入費相当額、③原発事故により別離していた申立外父との面会交通費相当額)が賠償されたほか、申立人母について、体調不良等のために就労が困難であった事情を踏まえて、東京電力に対する直接請求手続では未払であった平成25年1月から平成27年2月までの就労不能損害(ただし、平成26年3月以降分については、一定の収入があること等も考慮して、原発事故前の収入額に基づき原発事故の影響割合を5割とし、現実の収入額を控除して算定した。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ	第1の10(2)ア(ウ)

2 基本情報

申立日	R2.9.23	全部和解成立日	R3.9.14
事故時住所	田村市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	2,511,350	H25.1~H27.2	※1
小計			2,511,350		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	336,000	H24.4~H28.3	※2
全部和解	避難費用	食費増加費用	81,000	H26.1~H28.3	※2
全部和解	避難費用	食費増加費用	288,000	H24.4~H28.3	※2
全部和解	避難費用	交通費	410,060	H24.8~H28.3	※2
小計			1,115,060		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,626,410
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人Aは、旧緊急時避難準備区域(田村市)に家族で居住していたところ、原発事故後、勤務先を退職し、当時小学生の申立人B及びC(いずれも申立外父と申立人Aの子。

追加申立て)の2名を連れて母子で避難したが、自身の体調不良のため避難先での就労が困難であったと主張して、直接請求で未払であった平成25年1月以降の就労不能損害を賠償するよう求めた。東京電力は、平成25年12月までの請求を認め、同月を超える期間については本件事故と相当因果関係のある損害は認められないと主張して争った。パネルは、申立人Aが体調不良等のために就労が困難であったこと等を考慮して、平成25年1月から平成26年2月までは原発事故の影響割合を10割とし、同年3月以降は一定の収入があることを考慮して原発事故の影響割合を5割とした上で、現実の収入額を控除して、就労不能損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能等となった場合には給与等の減収分が賠償すべき損害と認められると定めているところ、これを踏まえた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、旧緊急時避難準備区域(田村市)に家族で居住していたが、原発事故後、親戚宅への避難等を経て、平成24年3月に申立人A(母)が当時小学生の申立人B及びCを連れて県外に避難したところ、平成24年9月以降も避難を継続せざるを得ない特段の事情があったと主張して、平成24年4月から平成28年3月までに発生した避難費用の賠償を求めた。東京電力は、平成25年分までの自家消費米及び平成24年8月までの面会交通費は支払済みであり、それ以外の生活費増加費用は支払済みの精神的損害の賠償に含まれる、また、平成24年9月以降の生活費増加費用については避難継続にかかる特段の事情が認められないことから請求に応じられないなどと主張して争った。パネルは、申立人Aの体調、申立人B及びCの年齢等の事情を考慮して、上記各費用について原発事故との間の相当因果関係があると判断し、①避難により増額した電気・ガス・水道料金及び避難先での自治会共益費相当額(平成24年4月から平成28年3月まで)、②避難前は自家消費用として栽培していた米や野菜の購入費相当額(米につき平成26年1月から平成28年3月まで、野菜につき平成24年4月から平成28年3月まで)③原発事故により別離していた申立外父との面会交通費相当額(平成24年8月から平成28年3月まで)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第3の2 IIIは、避難費用の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2) IIIは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、本件においては上記のとおりの特段の事情があると判断され、和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1790		
事案の概要	居住制限区域(富岡町)から避難した申立人ら(母子)について、避難生活により精神疾患を発症した申立人子の生命・身体的損害として、申立人子が成人した後の期間も含む令和元年12月から令和2年12月までの通院付添費が、赤い本(交通事故の損害賠償額算定基準)を参考に、通院1回当たり3300円として算定され賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(エ)		

2 基本情報

申立日	R3.2.22	全部和解成立日	R3.9.14
事故時住所	富岡町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	その他	85,800	R1.12~R2.12	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	3,300	R3.2	※2
小計			89,100		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	89,100
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人A(原発事故当時小学校高学年の子)及びB(母)は、居住制限区域(富岡町)から避難したところ、避難生活により申立人Aが精神疾患を発症し、その治療のための通院時に申立人Bが付き添ったとして、令和元年12月から令和2年12月まで(以下「本件請求期間」という。)の通院付添費(通院1回当たり3300円)の賠償を請求した。なお、申立人らは、申立人Aの精神疾患が避難生活と関連性があること、病状が重く通院には状態の把握や治療方針の共有のために保護者の付添いが必要であったこと等の記載のある診断書を証拠として提出した。東京電力は、上記診断書を踏まえてもなお、申立人Aがどの程度の病状であるのか、それらに対してどのような指示や指導がされているのかなどが不明であり、保護者の付添いの必要性について医学的見地から客観的に明らかでないこと、さらに本件請求期間中に申立人Aが成人していることから保護者の付添いの必要性について直ちに認めることは困難であること、そのため医療照会を実施した上で認否を行いたいこと、また、仮に付添いについて一定の必要性が認められる場合であっても自賠責基準(通院1日当たり2050円)を適用し、相応の影響割合を付すべきであること等を主張して争った。パネルは、上記診断書の記載内容等から申立人Aの精神疾患について

原発事故との相当因果関係を認め、また、同診断書上で上記のとおり医師が保護者の付添いを必要と認めていること、申立人Aは自ら積極的に通院しようとはせず、申立人Bが付き添ってようやく通院できていたこと、公共交通機関に拒絶反応を示すため申立人Bの運転する車以外での通院が難しいこと等〔電話聴取事項報告書、陳述書〕からすれば、医療照会を実施しなくとも申立人Bによる通院付添いの必要性は認められると判断し、本件請求期間について、赤い本（交通事故の損害賠償額算定基準）を参考に、通院1日当たり3300円の通院付添費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 I は、避難等対象者が原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。）し、疾病にかかったことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人らは、申立人Aの診断書取得費用〔領収書〕の賠償を請求し、東京電力はこれを支払うことを認めた。パネルは、当該診断書取得費用の賠償を認める和解案を提示した。

1 事案の概要

公表番号	1791		
事案の概要	居住制限区域(飯館村蕨平行政区)から避難し家族別離が生じた申立人らについて、前回の申立て(集団申立て)において和解の対象期間とならなかった平成25年12月分以降の避難費用(食費、水道光熱費、交通費、賃料、住居関連費用、通信費等の生活費増加費用)の実費分が平成30年3月分(ただし、申立人らの一部については別離が解消した平成28年10月分)まで賠償されたほか、トラクター等の農機具に関し、前回の申立てにおいて和解から除外された分について、新たに提出された資料に基づいて財物賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ア)	第1の4(2)ア(イ)	第1の4(2)ア(ウ)
	第1の12(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	R2.7.10	全部和解成立日	R3.9.17
事故時住所	飯館村		
申立人人数	7	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	312,000	H25.12~H30.3	※1
全部和解	避難費用	交通費	520,000	H25.12~H30.3	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	115,161	H27.3~H27.6	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	65,950	H28.6	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	683,170	H25.12~H30.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	138,600	H25.12~H29.3	※1
全部和解	財物損害	その他動産	2,343,022		※2

小計 4,177,903

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	468,000	H25.12~H30.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	336,000	H25.12~H29.5	※1
全部和解	避難費用	家財移動費用	159,170	H29.4、H29.5	※1

小計 963,170

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	520,000	H25.12~H30.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	659,747	H25.12~H28.10	※1

小計 1,179,747

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,320,820
	弁護士費用	189,625
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人ら(父(A)、母(B)、子供3人(CないしE)、祖父(F)、祖母(G))は、原発事故当時、飯館村(居住制限区域)の自宅にて一家全員で生活していたが、原発事故により複数の場所に別れて避難することを余儀なくされ、申立人A、B及びFがそれぞれ避難費用を支出したと主張して、当センターにおける前件の和解仲介手続(集団申立て)において和解の対象期間とならなかった平成25年12月分以降の避難費用の実費分(申立人Aについては食費、水道光熱費、交通費、新聞代、賃料、敷金等、申立人Bについては食費、駐車場代、転居費用、申立人Fについては食費、水道光熱費、通信費、駐車場代)の賠償を求めた。東京電力は、これらの避難費用は、既に賠償済みの日常生活阻害慰謝料に含まれるものであり、追加の賠償には応じられないなどと主張して争った。パネルは、これらの避難費用は、日常生活阻害慰謝料の賠償には含まれておらず、別途賠償について検討する必要があるとした上で、提出された証拠[A T Mご利用明細票、領収証、駐車場契約書、通帳のコピー等]等に基づき、平成25年12月分から平成30年3月分(ただし、申立人B及びFの各生活費増加費用については、それぞれ別離が解消した時期)までの避難費用について、合理的な範囲で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針3の2は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費用、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等、及び避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人Aは、自らが所有するトラクター等の農機具のうち、当センターにおける前件の和解仲介手続(集団申立て)において、証拠資料がないため和解の対象とならなかった9点について、証拠資料[農機具等一覧表、写真、確定申告書抜粋]を整えた上で、前件和解仲介手続において採用された損害算定方法に基づいて損害額を算定し、賠償を求めた。東京電力は、新たに提出された証拠資料によってもなお損害を客観的に確認することができないなどと主張して争った。パネルは、農機具の本件事故時価格について、農機具の種類、購入金額、本件事故までの経過年数等を考慮の上算定し、これが原発事故により価値を喪失が喪失したとして、同額(ただし、証拠が一部足りないものについては、証明度を勘案して7割を乗じた額)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い対象区

域の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解の対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6）

申立人らは、原発事故により複数の場所に別れて避難することを余儀なくされ、当センターにおける前件の和解仲介手続において、平成25年11月分までについて、家族の別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められたところ、平成25年12月以降も家族の別離が継続しているとして、同様の賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続において平成29年5月分まで支払済みであり、同月以降は、新居での生活により家族の別離が解消されており賠償には応じられないなどと主張して争った。パネルは和解案の対象外とした。

※4 申立てがあったが和解の対象とならなかった損害項目（中間指針第3の8）

申立人B及びFは、当センターにおける前件の和解仲介手続において、それぞれ就労不能損害の賠償が認められたところ、前件の和解の対象期間以降も減収が継続しているとして、申立人Bは平成26年3月分から、申立人Fは平成25年12月分から、それぞれ平成30年3月分までの就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人Bについては、平成27年2月分までの賠償については検討する余地があるが、同年3月分以降については、本件事故との相当因果関係が認められないなどと主張して争い、申立人Fについても、直接請求手続において、個人事業主として平成23年3月分から将来分に至るまでの逸失利益を賠償済みであり、これ以上の賠償には応じられないと主張して争った。パネルは、申立人Bについて、請求期間以前から再就職をして収入を得ている事情等に鑑み、平成27年2月分までの期間も含めた請求期間全体につき和解案の対象外とし、申立人Fについても和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	1792		
事案の概要	福島県内の複数店舗において自動車販売・整備業を営む申立会社について、①平成29年7月から同年12月までに実施した、洗車設備から発生する汚泥の放射能検査費用(ただし、検査の必要性等を考慮して請求金額の5割)及び②平成29年9月に実施した、放射能検査までの間に店舗に滞留した汚泥の現況調査費用(ただし、調査の必要性等を考慮して請求金額の1割)が賠償された事例。		
紹介箇所	第4の2		

2 基本情報

申立日	R2.9.18	全部和解成立日	R3.9.17
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他の政府指示等・検査費用		2,340,000	H29.7~R29.12	※1
全部和解	その他の政府指示等・追加的費用		390,000	H29.9	※2
小計			2,730,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,730,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第6

申立人は、福島県内の複数店舗において自動車販売・整備業を営んでいるところ、原発事故により、洗車設備から発生する汚泥が放射性物質に汚染され、基準値以上の放射線量が検出された場合には放射性物質汚染対処特措法による指定廃棄物としての処理が必要となるため、当該汚泥について放射能検査を実施し、また同検査をするまでの間に汚泥が滞留したとして、同検査及び汚泥の洗車設備における滞留状況の調査等に要した費用の賠償を求めた〔業務委託契約書、放射能測定結果報告書、汚染状況実態調査報告書〕。東京電力は、申立人が検査を申立人の関連会社に委託していることや(その後第三者に再委託されている。)、検査費用が一般より高額であること等から、検査の必要性・合理性がないと主張して争った。パネルは、放射能検査の必要性を認め、また再委託先に支払った検査費用は合理的な範囲である一方、申立人が関連会社に支払ったとする費用は客観的な根拠に乏しいこと等を勘案し、申立人の請求金額の5割を認める和解案を提示した。

中間指針第6の3は、中間指針第3ないし第5に掲げられた政府指示等のほか、事業活動に関する制限又は検査について、政府が原発事故に関し行う指示等に基づき負担を余儀なくされた検査費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第6

申立人は、福島県内の複数店舗において自動車販売・整備業を営んでいるところ、原発事故により、洗車設備から発生する汚泥が放射性物質に汚染され、基準値以上の放射線量が検出された場合には放射性物質汚染対処特措法による指定廃棄物としての処理が必要となるため、当該汚泥について放射能検査を実施し、また同検査をするまでの間に汚泥が滞留したとして、汚泥の滞留状況の調査及びそれに伴う現地調査（店舗への侵入経路の調査、汚泥の滞留場所の確認等）に要した費用の賠償を求めた〔注文書、請書、請求書、現地調査レポート〕。東京電力は、申立人は原発事故前から汚泥の汲み上げ作業を行っていたから新たに現地調査を行う必要がないなどと主張して争った。パネルは、調査の内容等を勘案し、申立人の請求金額の1割を認める和解案を提示した。

中間指針第6の1Ⅱは、中間指針第3ないし第5に掲げられた政府指示等のほか、事業活動に関する制限又は検査について、政府が原発事故に関し行う指示等に伴い、その事業に支障が生じたため又は支障を避けるために負担した追加的費用について必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	1793		
事案の概要	避難指示解除準備区域(檜葉町)から避難した申立人が、避難先が狭く運び入れることができなかった家財等を保管するために借りたレンタルルームの賃料について、平成30年3月までに発生した賃料相当額が賠償されたほか、平成30年3月までに発生した家財道具移動費用(ただし、既払金を除く。)、平成25年8月に檜葉町の自宅において実施した除草工事費用(ただし、原発事故の影響割合を5割として算定。)及び家財の処分費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ア)	第1の4(2)ア(ウ)	

2 基本情報

申立日	R2.7.29	全部和解成立日	R3.9.24
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	家財移動費用	8,000	H30.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	39,800	H24.12	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	5,310	H24.6	※2
全部和解	避難費用	その他	50,820	H25.8	※3
全部和解	避難費用	その他	207,900	H25.8	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,600,210	H24.6~H30.3	※4
小計			1,912,040		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,912,040
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、避難指示解除準備区域(檜葉町)から避難し、平成30年に仮設住宅から復興住宅へ転居した際の家財道具等の移動費用10万8000円〔領収書〕の支払を求めた。東京電力は、避難・帰宅等にかかる費用相当額として支払済みであると主張して争った。パネルは、避難・帰宅等にかかる費用相当額の賠償のうち家財道具等の移動費用に充当されるのは10万円であると判断し、これを控除した残部である8000円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ①は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域

から避難するために負担した家財道具の移動費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人は、避難指示解除準備区域（檜葉町）から避難し、避難先でファンヒーター及び体組成計を購入したとして、これらの購入費用〔領収証〕の支払を求めた。東京電力は、購入日が原発事故から1年を経過しており通常の買い替えであり、相当因果関係がないなどと主張して争った。パネルは、避難生活におけるこれらの必要性を認め、購入費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人は、避難指示解除準備区域（檜葉町）から避難し、借家であった檜葉町の自宅において平成25年8月に実施した除草工事並びに家財の片付け、運搬及び処分費用〔領収証〕の支払を求めた。東京電力は、これらは借家の借主に課されている原状回復義務の履行に関する費用であり、原発事故の有無にかかわらず発生する費用であるから賠償の対象とならないなどと主張して争った。パネルは、除草工事費用については原状回復義務の履行という側面があるものの、避難中に管理不能となり業者に除草を依頼せざるを得なくなったことを考慮し、原発事故の影響割合を5割として除草工事費用の5割の賠償を認め、家財の片付け、運搬及び処分費用については、避難により支出を余儀なくされたものであるとして全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の2、中間指針第四次追補第2の1

申立人は、避難指示解除準備区域（檜葉町）から避難し、借上住宅から仮設住宅に転居する際に、仮設住宅が狭く運び入れることができなかつた家財等を保管するためにレンタルルームを賃借したとして、これにかかる事務手数料、保証料及び平成24年3月分から平成30年5月分までの賃料〔使用契約書、領収書、入金確認書〕の賠償を求めた。東京電力は、事務手数料、保証料及び平成24年3月分から同年5月分までの賃料については支払済みである、平成30年4月分以降の賃料については住居確保に係る損害の賠償を受ける者の避難費用の賠償対象期間後の支出でありこれを賠償すべき特段の事情がない、長期間レンタルルームを借りる必要性がないなどと主張して争った。パネルは、平成30年4月以降の賃料についてはこれを賠償すべき特段の事情があると認めるだけの心証を形成するには至らなかつたとして和解の対象とはしなかつたものの、仮設住宅は狭く、食器棚、ベッド等の大型の家財を保管するためにはレンタルルームが必要であり、毎月の賃料も保管する家財の量と比較して相当なものであるとして、平成24年6月分から平成30年3月分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の2）

申立人は、避難先で新たにブルーレイディスクレコーダー1台を購入したとして購入費用の支払を求めたが、東京電力は、購入費用を支払ったのは申立人ではなく申立人に生じた損害ではないと主張して争い、パネルは、東京電力が平成23年にブルーレイディスクレコーダー1台の購入費用を賠償済みであり追加で購入する必要性を認めることはできないとして、和解の対象外とした。

※6 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人は、毛皮、喪服、雛人形等の財物賠償の支払を求めたが、東京電力は、定額賠償を超える損害は認められないと主張して争い、パネルも、定額賠償を超える損害を認めることはできないとして、和解の対象外とした。